

平成22年度

ひょうご男女共同参画白書

平成22年9月

兵庫県

男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いの違いを認めつつ、尊重し協力し合いながら、ともに責任をもって家庭や社会を担う男女共同参画社会。その実現をめざして、兵庫県は「ひょうご男女共同参画プラン21」及び「男女共同参画社会づくり条例」に基づき、働く場や生活の場での共同参画を推進しています。

この結果、県・市町の審議会委員や管理職をはじめ、各分野で活躍する女性の割合は着実に増えてきました。しかし、国の掲げる「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度に」という目標に照らしても、いまだ十分な状況にあるとは言えません。

女性の活躍を経済・社会の活性化につなげていくためには、女性が働きやすい職場環境づくりや就業継続支援などに、より積極的に取り組んでいく必要があります。

このため、県では、昨年6月に開設したひょうご仕事と生活センターを拠点に、関係団体との協働のもと、啓発・情報発信、相談への対応、企業顕彰、離職者の再雇用支援など、総合的な取り組みを推進しています。

また、今年度から「ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクト」として、県立男女共同参画センターを中心に展開している就職や起業、地域活動等にチャレンジする女性への支援を拡充強化しました。さらに、活躍する女性との意見交換等を行う「ひょうご女性キャリアカフェ」にも力を注いでいます。

この白書では、男女共同参画社会づくり条例に基づく年次報告書として、男女共同参画社会の形成状況、それを促進する県及び市町の施策の実施状況等をまとめています。

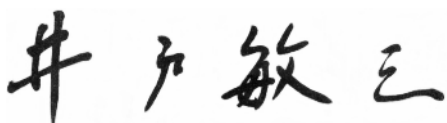
本書を通して多くの皆さんが男女共同参画社会について考え、身近なところから取り組んでいただくきっかけになることを願っています。

今年度は、「ひょうご男女共同参画プラン21」の最終年度です。この10年間の実績や課題を踏まえ、今年度中には新たな計画を策定し、男女共同参画の取り組みを一層力強く推進していきます。

ともに力を合わせ、だれもが豊かさや生きがいを実感できる「元気で安全安心な兵庫」の実現をめざしていきましょう。

平成22年9月

兵庫県知事



目 次

兵庫県における男女共同参画社会づくりの枠組み	1
第 1 部 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況	
さまざまな分野で活躍する女性の割合	3
働く場の男女共同参画の状況	5
地域・家庭生活における男女共同参加・参画	9
だれもが健やかに過ごせる社会づくり	12
安心して暮らせる環境の整備	15
【女性のチャレンジ事例】	
「地域・人・食材を大切にする」農村女性のチャレンジ	17
「市民主体のまちづくり」をサポート	18
第 2 部 兵庫県の男女共同参画の取組状況	
1 ひょうご男女共同参画プラン 2.1 に基づく取組状況	19
2 平成 22 年度兵庫県男女共同参画社会づくり施策体系表	28
3 兵庫県立男女共同参画センターの概要	35
4 第 3 次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション 8 -	37
第 3 部 市町の男女共同参画の取組状況	
1 県内市町における男女共同参画施策の取組状況	41
2 県内市町における女性の公職参加状況	59
3 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧	64
参考資料	
男女共同参画社会づくり条例、同規則	67
男女共同参画社会づくり協定制度の概要	73
男女共同参画推進員制度の概要	76
男女共同参画申出処理制度の概要	77
男女共同参画推進本部設置要綱	78
女性問題に関する相談機関一覧	81
男女共同参画の推進に関する年表	82

兵庫県における男女共同参画社会づくりの枠組み

男女共同参画社会基本法（H11.6.23 公布・施行）

< 5つの理念 >

男女の人権の尊重
政策等の立案及び決定への共同参画
国際的協調

社会における制度又は慣行についての配慮
家庭生活における活動と他の活動の両立

計 画

法定計画

推 進 体 制

ひょうご男女共同参画プラン 2.1（H13.3 策定）

【計画期間】平成13～22年度（10年間）

- 【基本理念】・男女の人権の尊重
- ・あらゆる分野への男女の共同参加・参画
 - ・参画と協働による成熟した市民社会の構築
- 【構成】基本理念のもとに、基本目標、基本課題を設定し、施策の基本的方向と具体的施策を記述

男女共同参画推進本部（H13.8）

本部長：知事
メンバー：政策会議構成員

条 例

男女共同参画社会づくり条例（H14.4 施行）

- 【基本理念】・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
 - ・政策等の立案及び決定への共同参画
 - ・家庭生活における活動と他の活動の両立
 - ・国際的協調
 - ・男女の性の尊重、身体への理解に基づいた生涯にわたる健康の保持及び増進
 - ・参画と協働による取組
- 【構成】・責務（県、県民、事業者、団体）
- ・禁止・留意事項（性別による差別的取扱いの禁止等）
 - ・男女共同参画社会づくりに関する基本的施策（男女共同参画計画、事業者との協定等）
 - ・男女共同参画社会づくりのための基盤整備（推進体制の整備、男女共同参画推進員の設置等）

男女共同参画審議会（H14.9）

- ・委員は20人以内
- ・知事の諮問に応じ、男女共同参画計画の決定又は変更に関するなどを調査審議

< 参考 > 国における男女共同参画社会づくりの枠組み

男女共同参画基本計画（第2次）

（H17.12 策定）

【計画期間】

- ・施策の基本的方向：平成32年まで
- ・具体的施策：平成22年度まで

【構成】

- ・基本的考え方
- ・計画の推進
- ・施策の基本的方向と具体的施策

男女共同参画推進本部（H6.7）

【組織】本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官
男女共同参画
担当大臣

【構成】本部長：全閣僚

【所掌事務】

- ・施策の円滑かつ効果的な推進

男女共同参画会議（H13.1）

【議長】内閣官房長官
【構成】・国務大臣12人
・有識者 12人

【所掌事務】

- ・基本的な方針・政策、重要事項等についての調査審議
- ・施策の実施状況の監視等

* 国においては、平成13年1月の中央省庁等改革により、「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画推進体制が強化された。とりわけ、「男女共同参画会議」は国の重要政策会議（4大重要会議）の一つに位置づけられている。

第 1 部

「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

平成13年3月に、男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づき、「ひょうご男女共同参画プラン21」を策定してから、10年を迎えようとしています。この間、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に伴い、男女共同参画をめぐる状況も多様に変化してきました。平成18年度からはプラン21後期実施計画として、施策の実効性を高めるため数値目標を掲げ、男女共同参画社会づくりを総合的に推進してきましたが、今なお多くの課題が残されています。

さまざまな分野で活躍する女性の割合

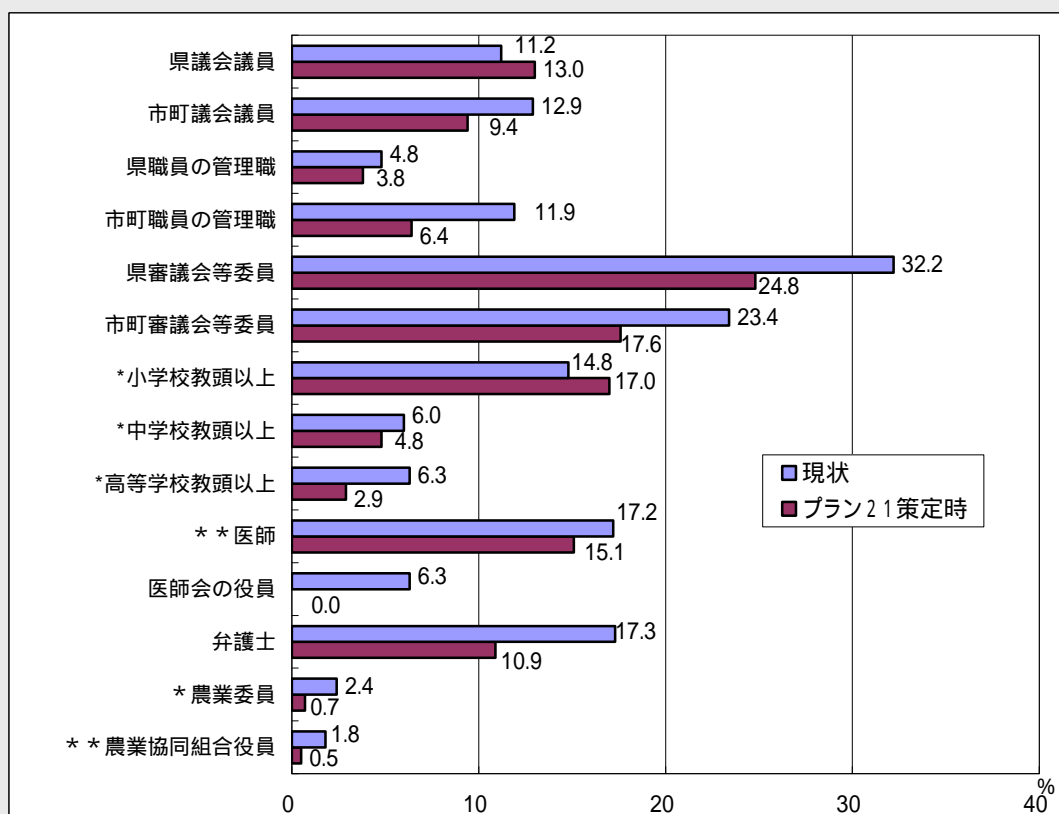
県では、ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画において、県の審議会等委員の女性割合等の数値目標を定めるほか、ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクト等の取組を進めており、各分野で指導的地位に立つ女性の割合は上昇しているものの、全体として低い水準で、方針決定過程の場に女性が十分に参画しているとは言えない状況にあります。

方針決定過程への女性の参画

各分野で指導的地位に占める女性割合は上昇しているが、全体として低い

プラン21策定時から、ほとんどの分野で女性割合は上昇しており、県審議会等委員では30%を超える一方で、審議会等委員以外は20%未満にとどまっています。

各分野における指導的地位に占める女性割合（兵庫県）



備考：兵庫県企画県民部調べ（現状：平成22年現在。*は21年、**は20年現在）

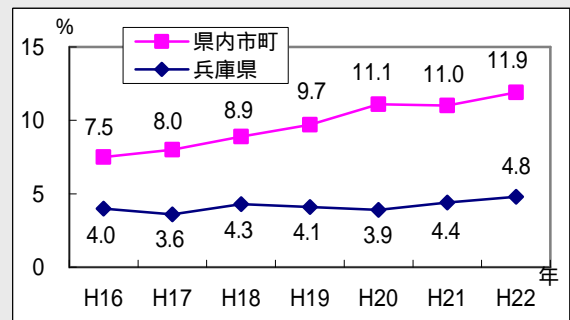
女性管理職の割合は、県職員4.8%、市町職員11.9%となっている

県職員の管理職に占める女性の割合は、4.8%で前年より0.5ポイント増加しています。市町においても11.9%と、前年より0.9ポイント増加しています。

また、県議会議員に占める女性割合は11.2%、市町議会議員は12.9%で、いずれも前年より減少しています。

備考：兵庫県企画県民部調べ（各年4月現在）

県・市町職員の管理職に占める女性割合（兵庫県）



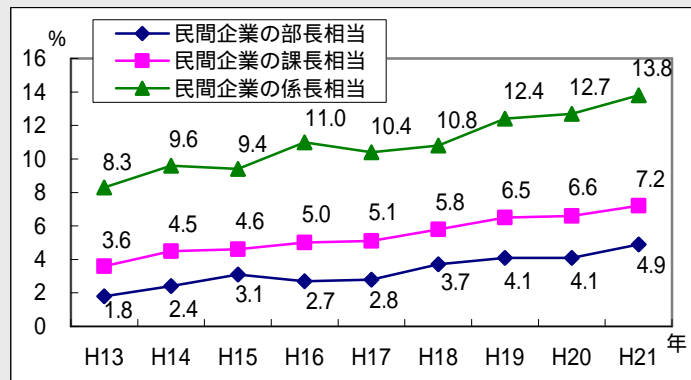
民間企業の女性管理職の割合は少しずつ上昇しているが、役職が上がるにつれて低くなっている

民間の女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合が13.8%で最も多く課長相当職は7.2%、部長相当職は4.9%となっています。いずれも上昇傾向にあります。役職が上がるにつれて女性の割合は低くなっています。

資料：厚生労働省

「賃金構造基本統計調査」

民間企業の役職別管理職に占める女性割合（全国）

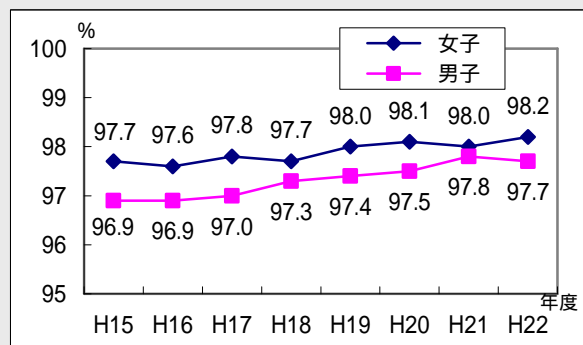


学校教育における現状

男女とも高等学校等への進学率は約98%で、高等学校卒業者の過半数が大学等へ進学している

中学校の卒業生（平成22年3月卒）の進路では、高等学校等への進学率が98.0%（全国平均98.0%）で、前年より0.1ポイント上昇しています。男女別にみると男性97.7%、女性98.2%で、女子が男子を上回る傾向が続いています。

高等学校等進学率（兵庫県）

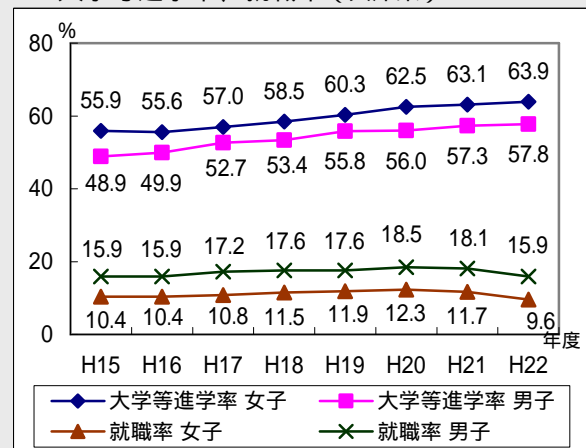


資料：文部科学省「学校基本調査」

（ただし、平成22年度は速報値）

高等学校の卒業生（平成22年3月卒）の大学等進学率は60.8%（全国平均54.3%）で、前年より0.5ポイント上昇しています。男女別にみると、女子が男子を上回る傾向が続いています。

大学等進学率、就職率（兵庫県）



資料：文部科学省「学校基本調査」

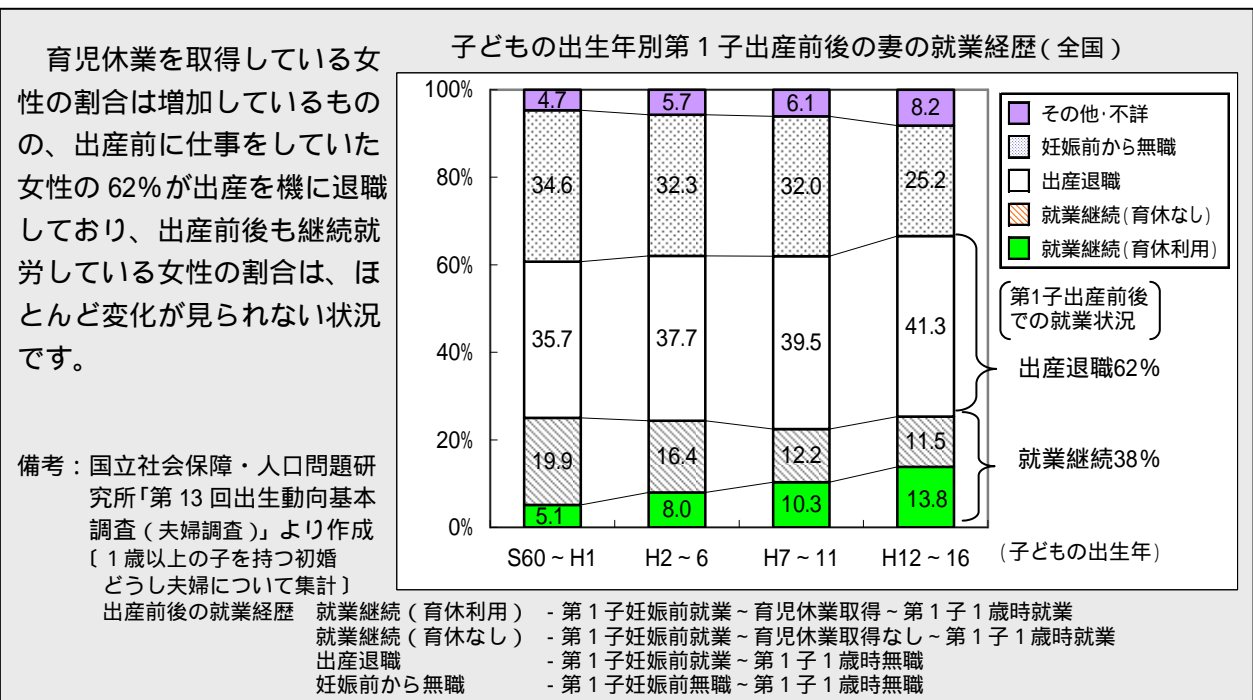
（ただし、平成22年度は速報値）

働く場の男女共同参画の状況

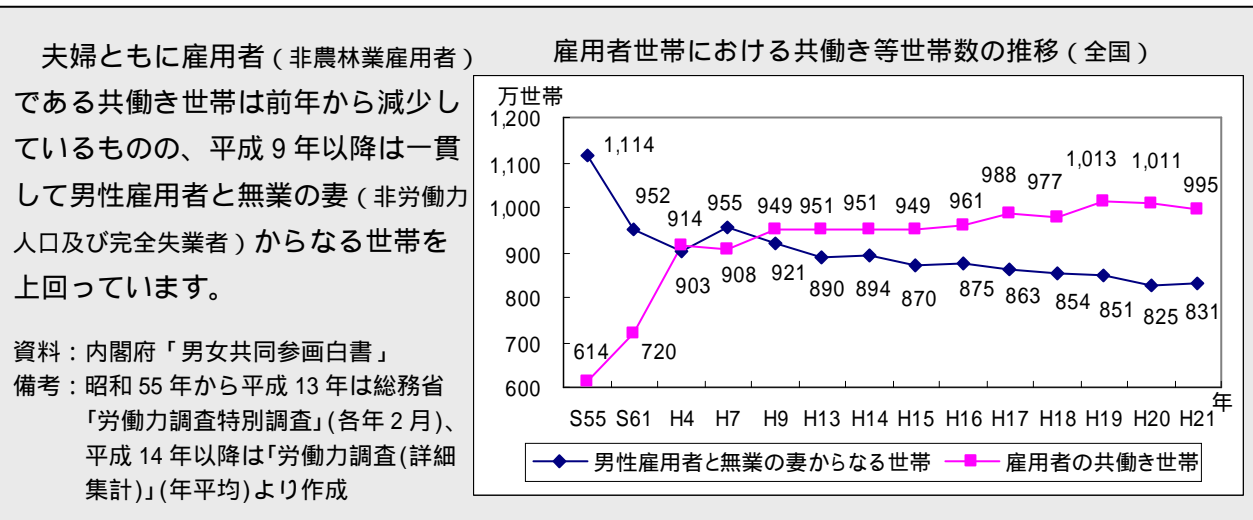
共働き世帯は増えているものの、年々増加する非正規労働者の7割が女性であり、男女間の賃金格差があることなど、結婚・出産した女性が継続就業できない現状があります。兵庫県の女性労働力率は45.3%（全国平均48.8%）で、全国的にみても46位と低い水準にあり、職場環境の整備や、再就職を希望する女性を支援する取組が求められています。

男女の労働の現状

第1子出産前後に継続就業している女性の割合は38%にとどまる



雇用者世帯における共働き世帯は、増加傾向にある

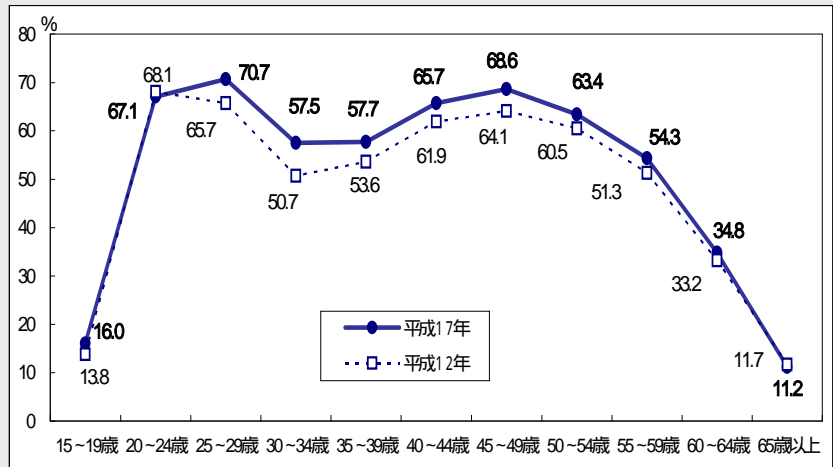


女性労働力率は依然としてM字カーブを描いているが、底は上がっている

平成17年の兵庫県における女性労働力率は45.3%(全国平均48.8%)で、年齢階級別に見ると、30~34歳層は57.5%と5年前よりも6.8ポイント高くなっています。結婚や出産、子育て期に就業を中断することにより、30歳代を底とする「M字カーブ」を描く傾向は続いているものの、以前に比べてカーブの底は浅くなっています。

資料：平成17年国勢調査

年齢階級別の女性労働力率（兵庫県）

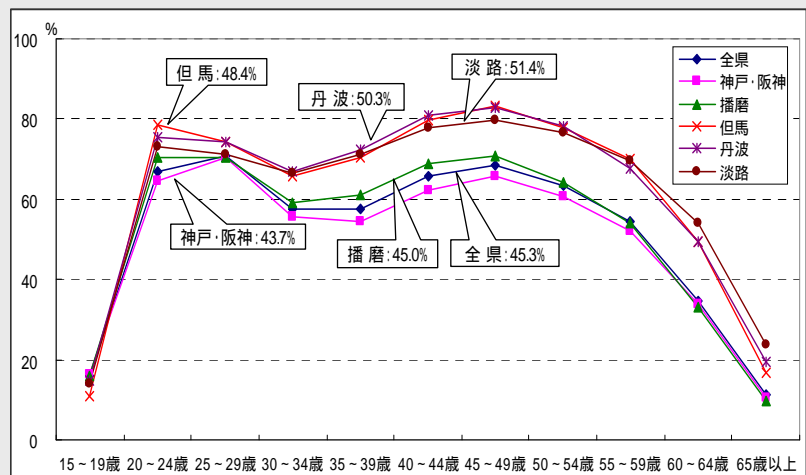


女性労働力率は但馬・丹波・淡路地域が高い一方で、神戸・阪神地域は低く、播磨地域はその中間

県内の女性労働力率は、地域によって隔たりがあり、但馬、丹波、淡路地域は全国的にも高い水準にある一方で、人口の多い神戸・阪神地域は低く、播磨地域は、その中間となっています。

資料：平成17年国勢調査

地域別の女性労働力率（兵庫県）



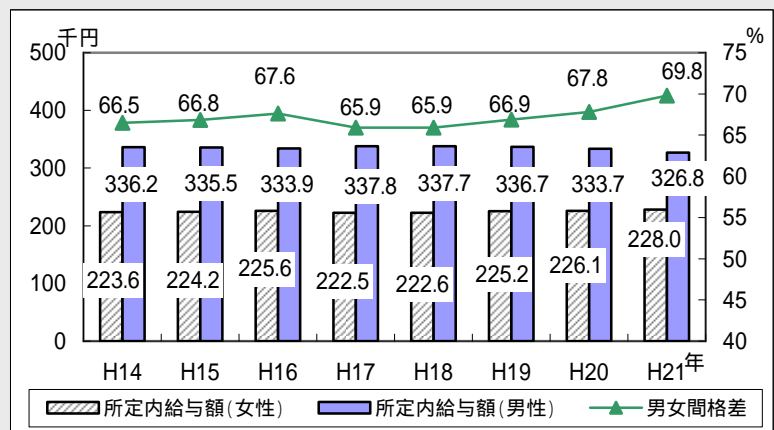
男女間賃金格差は、なかなか改善されない

所定内給与額の男女間格差については、男性100に対し、女性は69.8となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

資料：厚生労働省

「賃金構造基本統計調査」

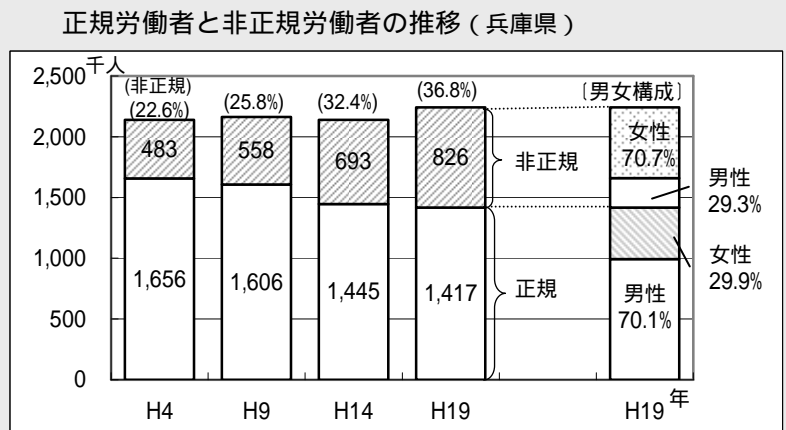
所定内給与額と男女間賃金格差の推移（全国）



非正規労働者の7割を女性が占めている

非正規労働者の割合は、一貫して増加しており、そのうち女性が70.7%を占めています。一方で、正規労働者については、女性の占める割合が29.9%にとどまっています。

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」



農業分野、医療分野における女性の参画状況

分野別にみると、農業分野では、農業就業人口に占める女性割合が約5割で、農山漁村・農林水産業の活性化において女性が大きな役割を果たしているにもかかわらず、農業委員に占める女性の割合は少しずつ上昇しているものの、2.4%と低い水準にあります。

また、国の「女性の参画加速プログラム」で重点分野としてあげられている、女性医師や女性研究者については緩やかな増加傾向にありますが、「2020年までに30%」の目標を実現するためには、男女共同参画の取組をさらに加速させていく必要があります。

農業従事者の5割は女性が占めているが、女性農業委員は2.4%となっている

県内の農業委員に占める女性の割合は、平成21年10月現在2.4%となっています。（平成20年10月現在：全国平均4.6%、兵庫県2.2%、全国39位）

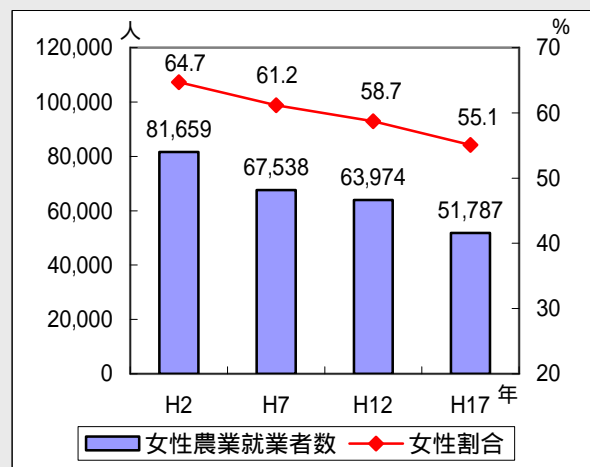
また、農業協同組合の女性組合員が21.0%、うち女性役員は1.8%にとどまり、農業就業人口の女性割合が5割を占める状況から考えると、大変低い割合となっています。

	農業委員数(うち女性)	女性割合
H16.10	1,677 (43) 人	2.6%
H18.10	1,056 (25) 人	2.4%
H20.10	1,006 (22) 人	2.2%
H21.10	985 (24) 人	2.4%

備考：兵庫県農政環境部調べ

	農業協同組合数(うち女性)	女性割合
正組合員数	212,987(44,795)人	21.0%
役員数	392 (7) 人	1.8%

農業就業人口に占める女性割合（兵庫県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

資料：農林水産省「平成20事業年度総合農協統計表」

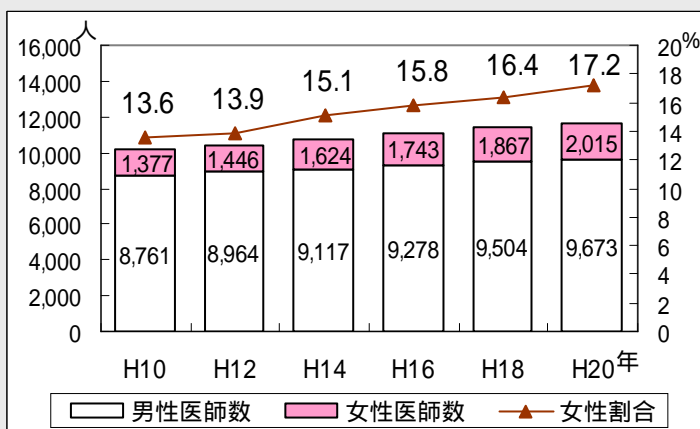
女性医師数は増加傾向にあるが、医師会の女性役員は少ない

平成20年における県内の女性の医療施設従事医師数は2,015人で、2年前より148人増加し、女性割合も17.2%(全国平均18.1%)と、増加傾向にあります。

また、県医師会では、平成20年に初めて女性役員が誕生し、さらに現役員32人(任期：H22.4～H24.3)のうち女性が2人となっています(6.3%)。

資料：厚生労働省
「医師・歯科医師・薬剤師調査」

女性医師の割合(兵庫県)

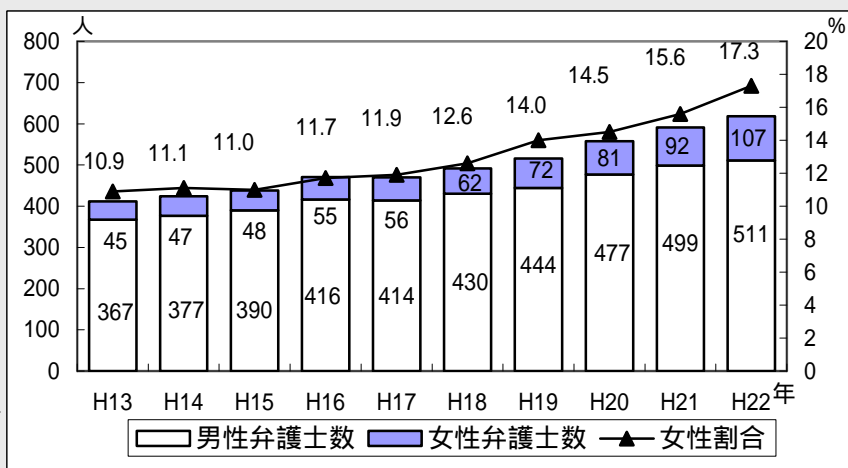


女性弁護士数は年々増加している

平成22年7月1日現在、県内の女性弁護士数は107人で、県内の弁護士数全体(618人)の17.3%(全国平均16.2%)を占めており、年々増加しています。

備考：兵庫県弁護士会、日本弁護士連合会調べ

女性弁護士の割合(兵庫県)

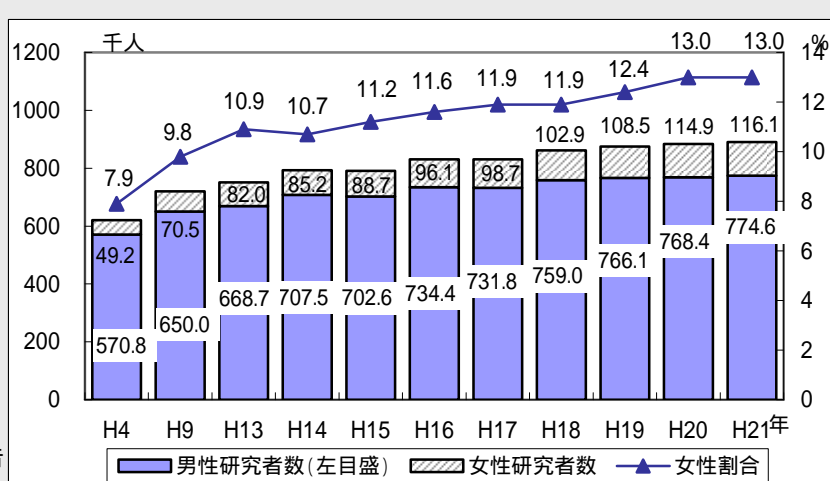


女性研究者数は緩やかな増加傾向にある

研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にあります。依然として低い水準で、平成21年現在で13.0%にとどまっています。

資料：内閣府「男女共同参画白書」
備考：総務省「科学技術研究調査報告」より作成

女性研究者の割合(全国)



地域・家庭生活における男女共同参加・参画

地域が抱える幅広い課題には、男女ともの視点から解決策に取り組むことが重要であり、実際、多くの女性が活躍していますが、自治会長等の地域活動リーダーの女性割合は少なく、女性が意思決定過程に十分に参画しているとは言えない状況です。男女がともにあらゆる活動に参加・参画していくためには、家庭や地域社会の理解と協力が不可欠となっています。

また、仕事と家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現したいと考える人が増えており、働き方の見直しや職場環境の整備が急務となっています。

地域活動への女性の参加・参画状況

地域で活動する女性が多い中で、女性リーダーは依然少ない

様々な分野で活動している女性の割合は増加していますが、自治会長等の地域リーダーは依然少ない状況です。

主な地域活動リーダーの女性割合

区 分	女性割合
農業委員（兵庫県：H21）	2.4%
自治会長（兵庫県：H22）	5.5%
P T A会長(小中学校単位) (兵庫県：H20)	18.2%

備考：兵庫県企画県民部調べ

特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合は22.5%で、主に男女共同参画社会の形成の促進、子どもの健全育成、保健・医療又は福祉の増進を図る活動等の分野で割合が高くなっています。

資料：経済産業研究所
「NPO法人の活動に関する調査研究報告書」（平成19年）

NPO法人の代表者性別割合（全国）

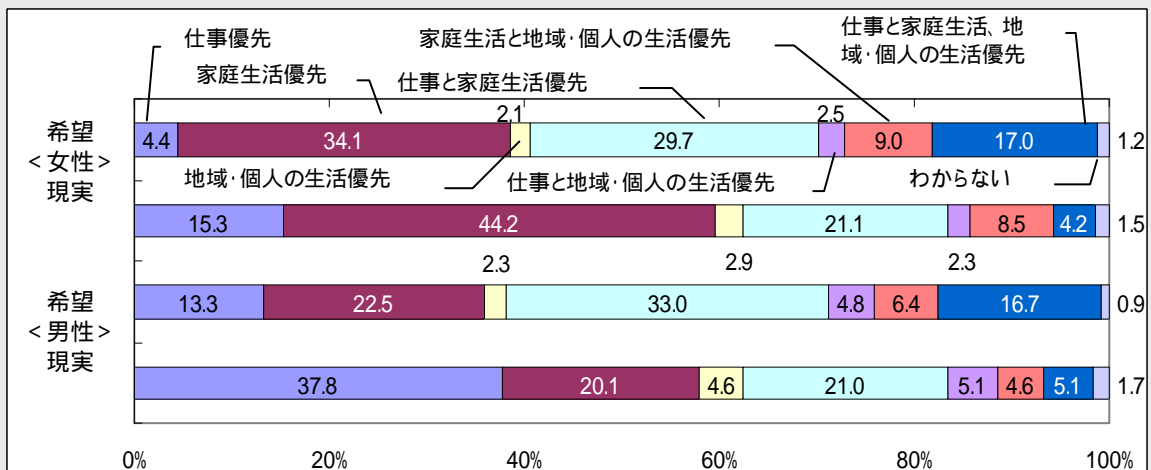
性別	割合
男性	74.9%
女性	22.5%
無回答	2.5%

仕事と生活の調和の推進

男女ともに仕事と生活をバランスよく両立したいという希望を実現できていない

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、男女とも「仕事」を優先する生活を希望する人は少なく、「仕事と家庭生活」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が多いものの、現実には男性の4割近くが仕事優先となっているなど、希望と異なる生活を送っています。

生活の中での仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について（全国）



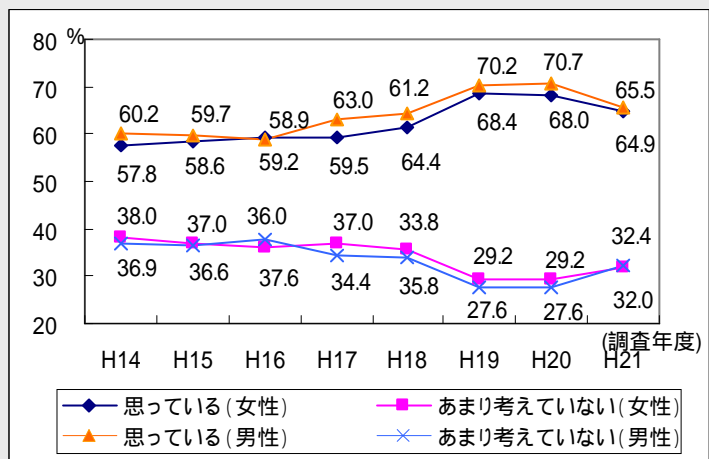
備考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年10月調査）より作成

男女とも社会貢献意欲は高い

内閣府「社会意識に関する世論調査」によると、65%前後が、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っており、その内容としては、自然・環境保護に関する活動、社会福祉に関する活動、町内会などの地域活動が30%以上と高くなっています。

資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

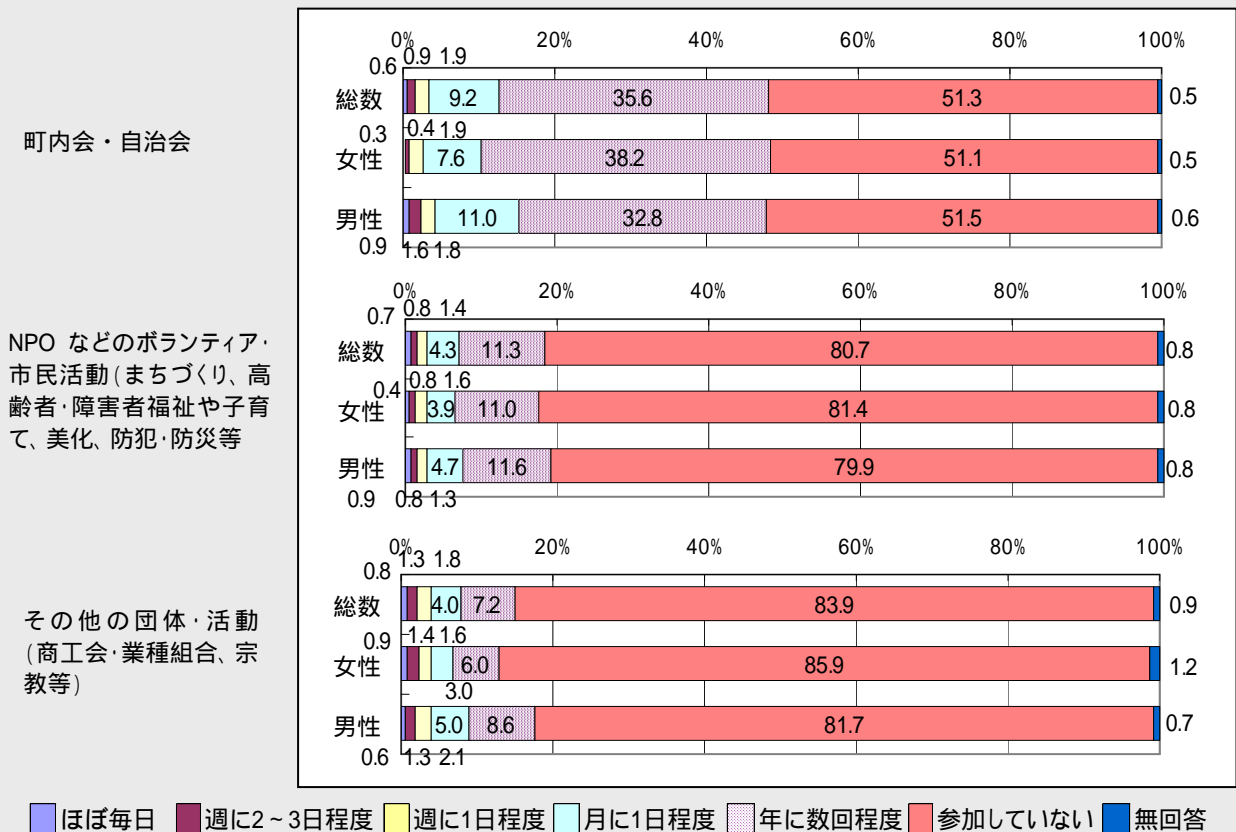
社会への貢献意識の推移（全国）



地域活動への参加率は低い

地縁型の地域活動への参加状況をみると、町内会・自治会には男女とも50%以上が参加しておらず、まちづくり、高齢者・障害福祉や子育て等特定の分野のボランティア・市民活動については、約8割が参加していないなど、社会に貢献したいと思っている人が多い一方で、地域活動への参加率は低くなっています。

地域活動への参加状況（全国）



備考：内閣府「国民生活選好度調査」(平成18年度)より作成

男性の家事・育児参加

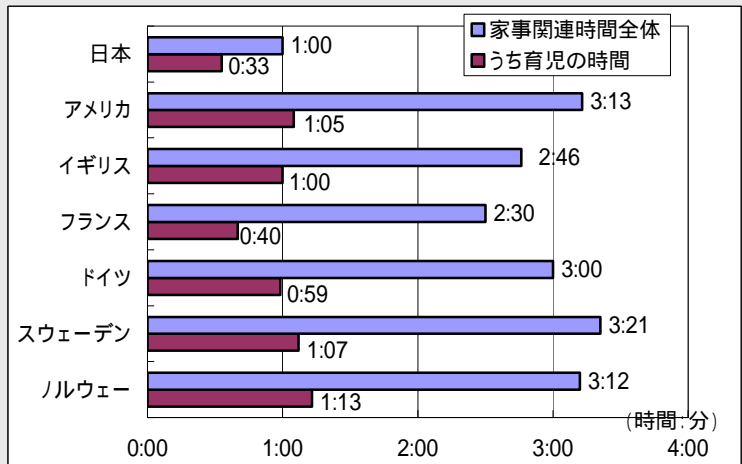
夫の育児時間は1日あたり(週全体平均)30分程度となっている

日本において、6歳未満児のいる夫の1日の家事関連時間(週全体平均)は1時間で、3時間を超えるスウェーデン、アメリカ等と比べ大きな差があり国際的に低い水準となっています。

資料：内閣府「男女共同参画白書」

備考：Eurostat“ How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S.“America Time-Use Summary”(2006)及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成

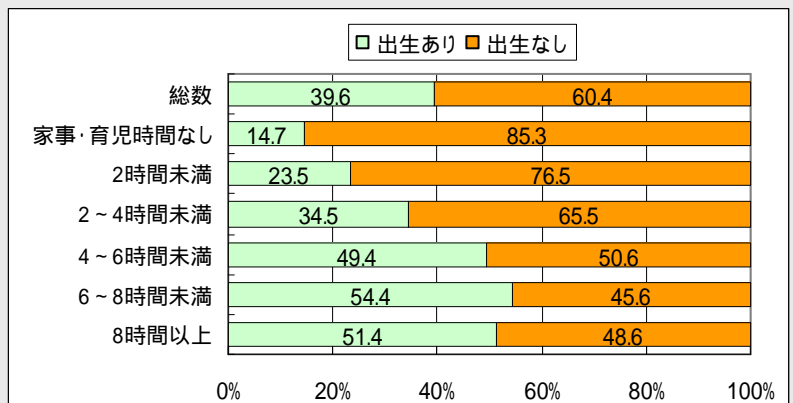
6歳未満児のいる夫の家事・育児時間(1日あたり)(全国)



夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高い

厚生労働省「第7回21世紀成年者縦断調査」によると、第1回調査(平成14年)からの6年間に、子どものいる夫婦では、夫の「家事・育児時間なし」で14.7%、「6時間以上~8時間未満」で54.4%に第2子以降が生まれており、家事・育児時間が長いほど子どもが生まれている割合が高くなる傾向がみられます。

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況(全国)



資料：厚生労働省「第7回21世紀成年者縦断調査」(平成22年)

備考：家事・育児時間は、「出生あり」の場合は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の状況
6年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上(総数には家事・育児時間不詳を含む)

男性の育児休業取得率は1.72%にとどまる

育児休業取得率(全国)(単位：%)

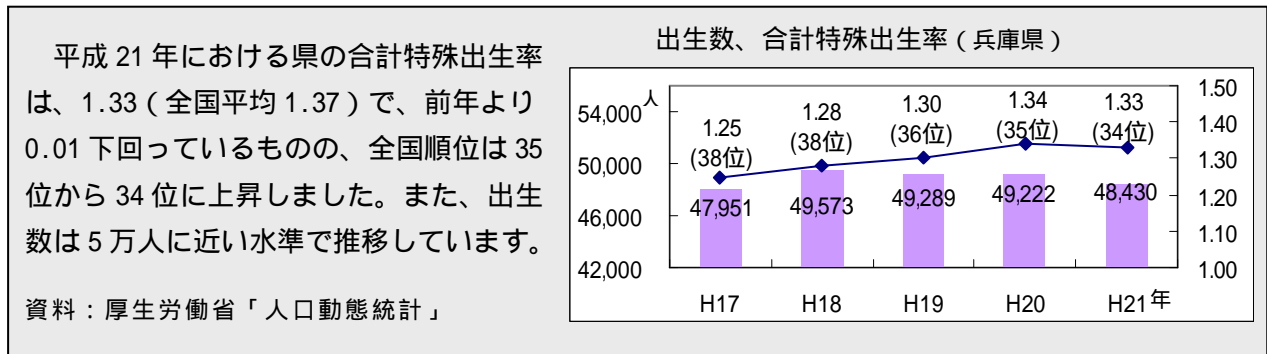
	女性	男性
H15年度	73.1	0.44
H16年度	70.6	0.56
H17年度	72.3	0.50
H18年度	88.5	0.57
H19年度	89.7	1.56
H20年度	90.6	1.23
H21年度	85.6	1.72

平成21年の育児休業取得率は、女性は85.6%で、初めて9割を上回った前年度から0.5ポイント下降しています。また、先述のとおり、第1子出産前後も継続就業している女性は、38.0%となっていることに注意する必要があります。

一方、男性の取得率は1.72%と、0.49ポイント上昇していますが、依然男女間に大きな差があります。

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(18年度は参考値)
ただし、平成18年までは「女性雇用管理基本調査」

出生数は5万人近い水準で推移し、合計特殊出生率の全国順位は34位に上昇している



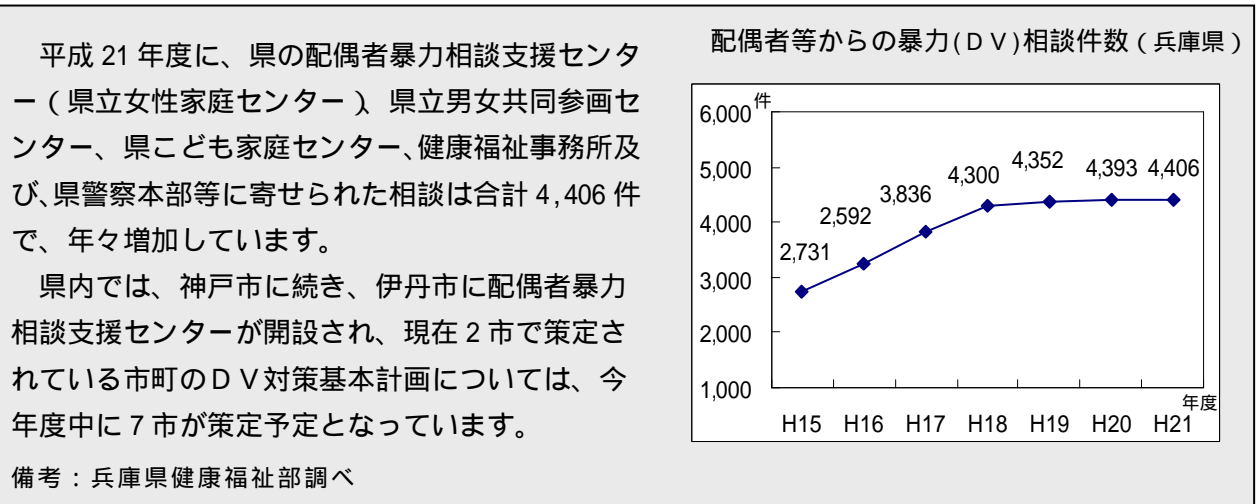
だれもが健やかに過ごせる社会づくり

夫・パートナーからの暴力や児童虐待の相談件数は、増加傾向にあり、DVや児童虐待についての県民の認識は高まってきていますが、暴力被害者への支援や暴力根絶のための意識啓発などにおいて、なお一層の取組が必要となっています。

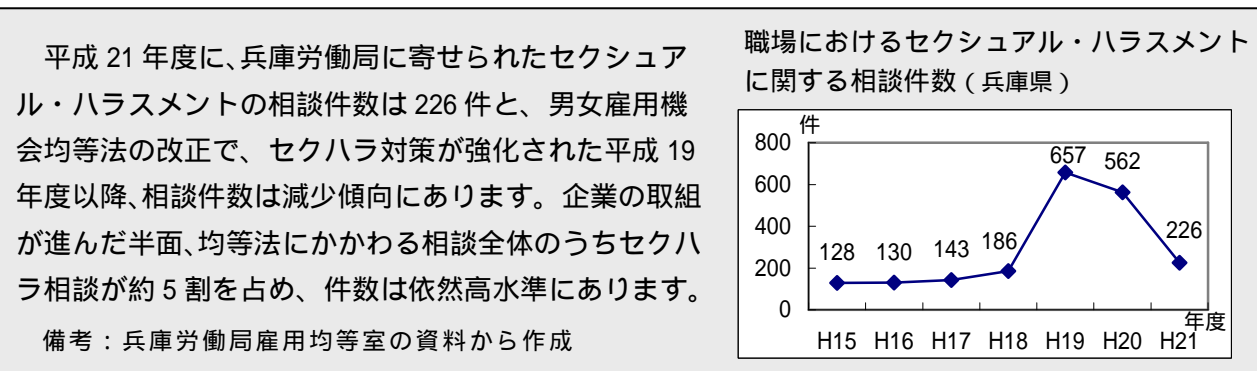
さらに、がん検診の受診率の向上や自殺予防・防止対策など、男女が生涯を通じて心身ともに健康に過ごせる社会をめざした取組が求められています。

女性に対する暴力・児童虐待への対策

DV相談件数は年々増加している



企業のセクハラ対策は進むが、相談件数は依然高水準にある

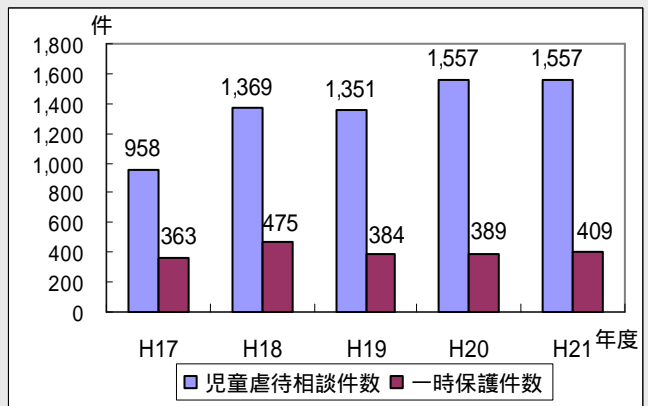


こども家庭センターの児童虐待の相談件数は1,500件を超えており、虐待者の9割が実父母となっている

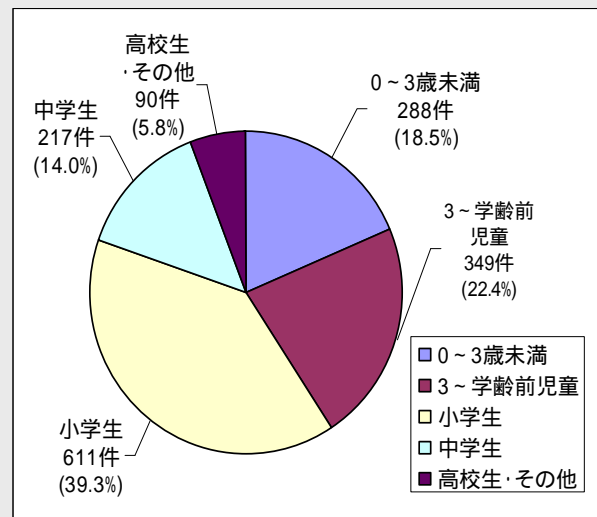
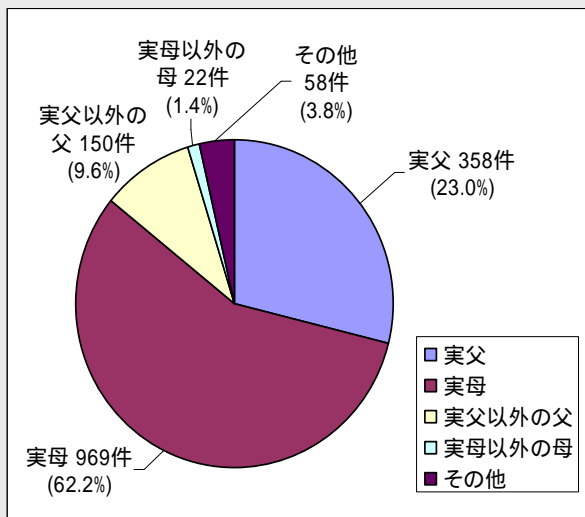
こども家庭センター（県5・神戸市1）における虐待相談受付件数については、平成21年度は1,557件で、前年度と同数となっています。虐待の問題に関する県民の認識が高まっていますが、なお一層の取組が必要です。

また、主な虐待者については、実母が62%、次いで実父が23%となっており、実父母が9割近くを占めています。被虐待児の年齢別にみると、小学生が39%、3歳～学齢前児童が23%、0～3歳未満が19%となっています。

児童虐待相談受付件数（兵庫県）



主な虐待者、被虐待児の年齢（兵庫県）



備考：兵庫県健康福祉部調べ

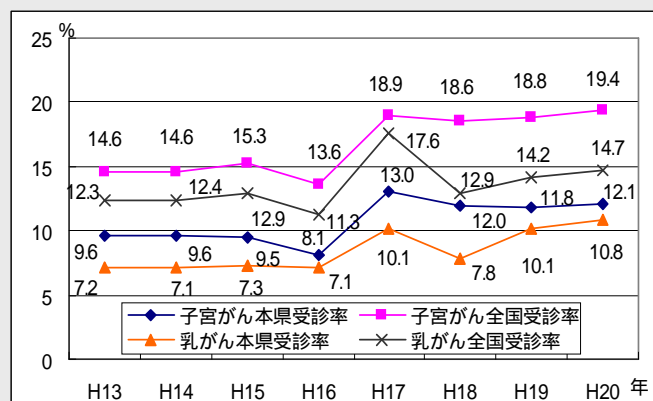
心身の健康の保持・増進

子宮がん・乳がん検診の受診率は10%程度と低い

主な死因として、がんによる死亡率が年々増加していますが、厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」によると、県内の市町が実施した女性の子宮がん、乳がん検診の受診率は12.1%（全国47位）、10.8%（全国41位）と低い状況です。

資料：厚生労働省
「地域保健・老人保健事業報告」

子宮がん・乳がん検診受診率の年次推移（全国・兵庫県）



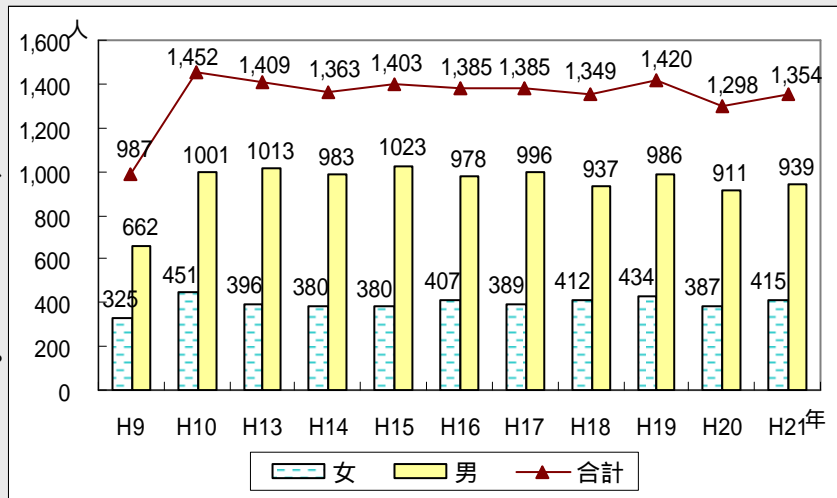
自殺者数の7割は男性となっている

平成21年の兵庫県における自殺者数は1,354人と、前年より56人増加しています。全国の自殺者数についても、596人増加し、32,845人となっており、平成10年以降は、毎年3万人を超えています。

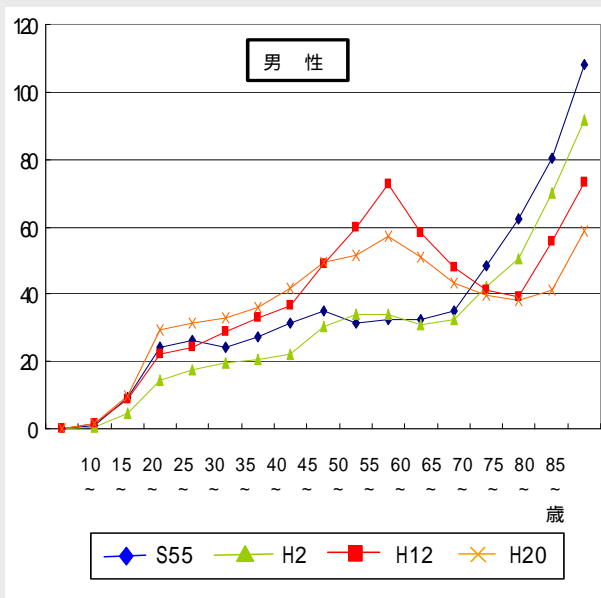
また、そのうち男性が71.5%（県は69.4%）を占めています。

年齢別にみると、男性は近年45歳～60歳までと、80歳以上の二つの山があります。

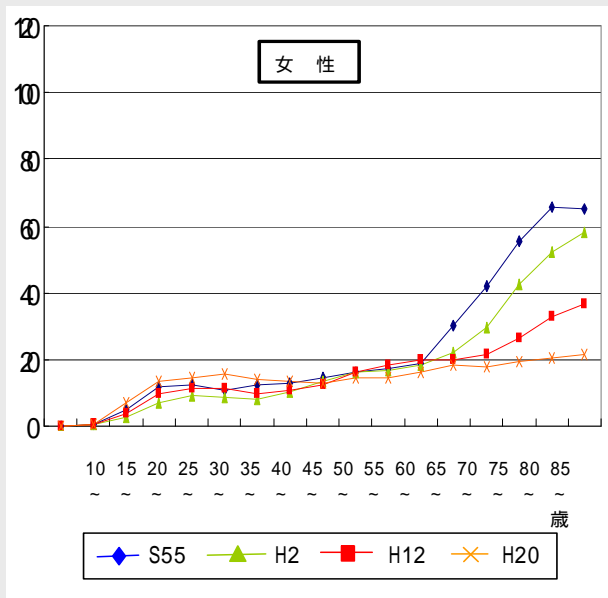
自殺者数の推移（兵庫県）



年齢階層別自殺死亡率の推移（全国）



（自殺死亡率：人口10万人あたり自殺者数）



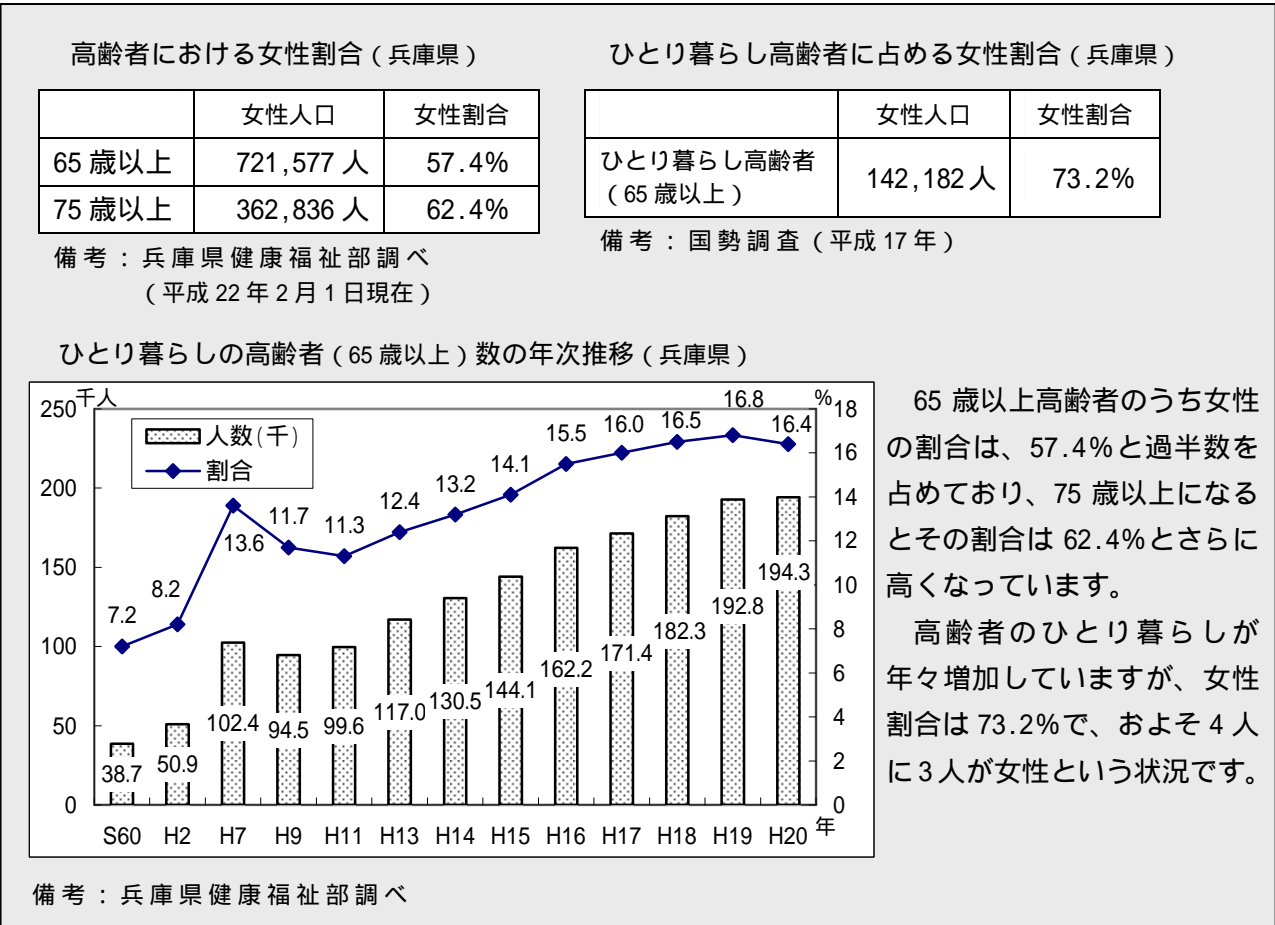
備考：厚生労働省資料より作成

安心して暮らせる環境の整備

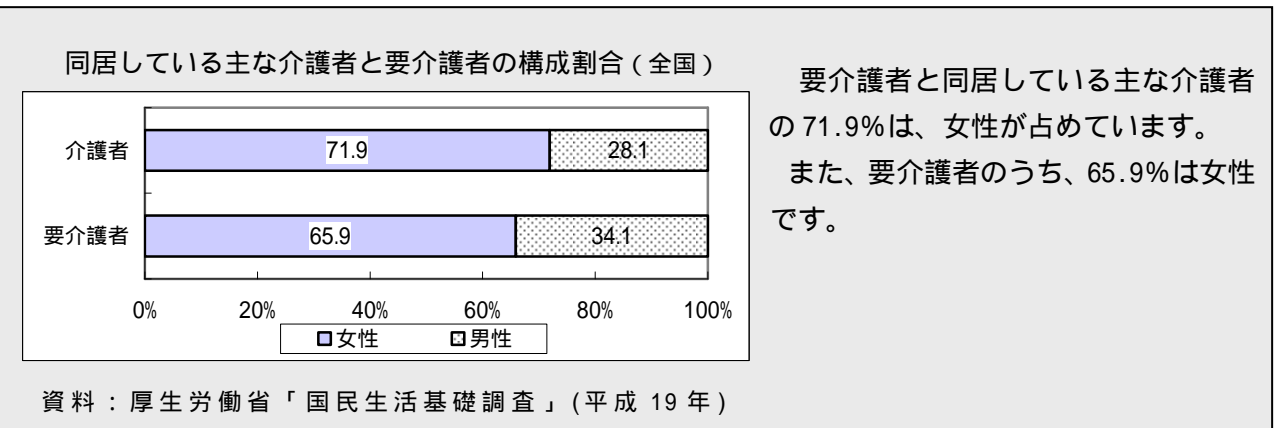
高齢者における女性の割合は高く、高齢化社会が直面する介護をはじめとする様々な問題の多くは女性に大きな影響を与えます。ひとり暮らしの高齢者のおよそ4人に3人が女性という現状にあり、主な介護者及び要介護者についても7割前後が女性となっています。

高齢者をめぐる状況

ひとり暮らしの高齢者の約7割を女性が占める



介護者・要介護者とも女性が約7割となっている



高齢者虐待の対象は約8割が女性、虐待者の6割が男性となっている

被虐待者の状況（兵庫県）

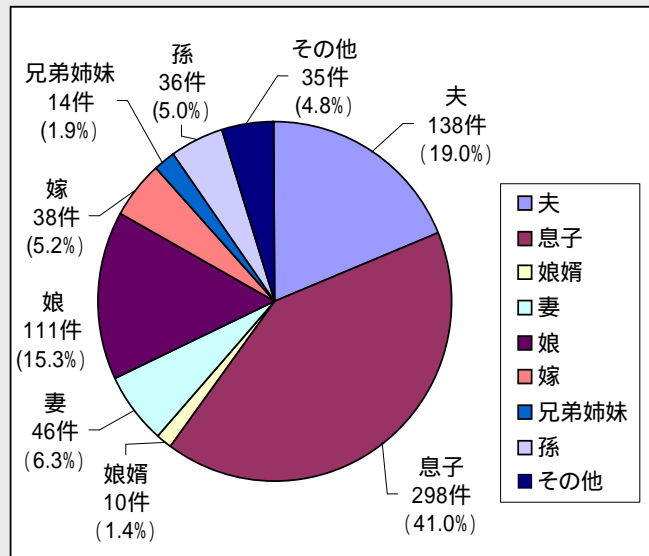
	男性	女性	合計
人数	166人	535人	701人
割合	23.7%	76.3%	-

家庭において介護する近親者等からの虐待について、通報相談を受け、市町が訪問調査等により事実確認を行ったところ、養護者による虐待の対象は、76.3%が女性となっています。

また、被虐待者との関係でみると、虐待者は息子が最も多く、夫、娘婿を合わせると61.4%となっています。

資料：平成21年度高齢者虐待の報告

虐待者の状況（複数回答）（兵庫県）

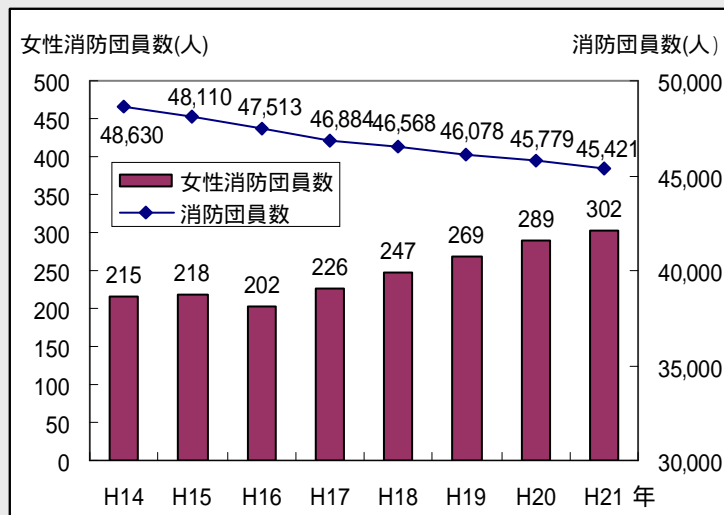


防災・災害復興への取組

消防団員数は年々減少しているが、女性の消防団員は年々増加している

消防団員数は、年々減少傾向にあり、その確保は急務となっています。こうしたなか、県の女性消防団員数は平成21年現在302人で、全体（45,421人）の0.7%（全国平均2.0%）を占めており、年々増加しています。

消防団員数（兵庫県）



備考：兵庫県企画県民部調べ

【女性のチャレンジ事例】

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来に伴う労働力人口の減少、経済の低迷や閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、社会経済情勢が変化中、職場や地域社会等における諸課題を解決する上で、多様な人材を活用し、新たな発想を取り入れていくことが重要となっています。

だれもが自らの意欲と能力によって未来を切り開き、夢や志を実現することができる環境づくりが求められていますが、女性が新たな分野にチャレンジしたり、政策・方針決定過程に参画し主導的立場を担っていく機会は、まだまだ少ないのが現状です。ここでは、兵庫県内で、起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性を紹介します。

「地域・人・食材を大切にする」農村女性のチャレンジ

【マイスター工房八千代 施設長 藤原たか子さん】

平成13年、閉鎖された農協支店跡地などを活用して、「マイスター工房八千代」がオープンしました。藤原さんは、昭和52年から生活改善グループ等の活動で培った経験を活かし、地域の伝統食である巻き寿司を商品化。地元食材を使った「天船巻き寿司」は、「一度食べたら忘れられない味」と、日に1,500本を売り上げるほど人気に。切れ端など余った食材をすべて使い切るとい生活者の知恵と技から誕生する加工品も好評で、週4日の営業ながら、年商は1億8千万円を超えるまでに成長しました。



スタッフは20代から70代の25名。中山間地域で就業機会の少ない多可町において、子育てや介護と両立できる就労環境を整え、スタッフのやる気と意欲を引き出す職場づくりを実践。また、地域住民が集える施設を整備し、交流会等の開催を通じた地域福祉や文化活動にも貢献しています。

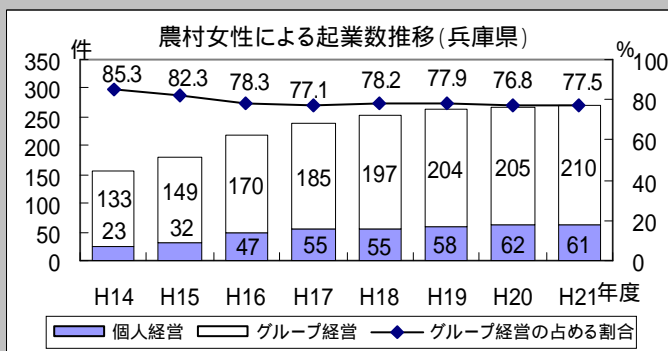


今後の課題は、後継者の育成、スタッフのリーダーシップ向上、さらなる地産・地消の推進など。地域・人・食材を大切にすることを信念とする藤原さんのチャレンジは続きます。

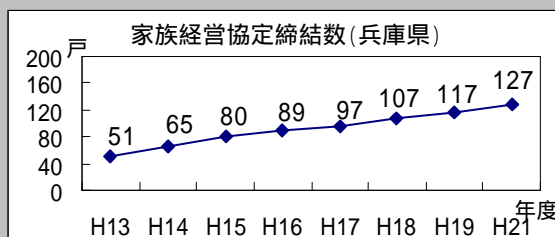
農村女性による起業活動

近年、地域資源を活用した加工・販売等に取り組む農村女性の起業数が増加しています。女性が農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化に重要な役割を果たしている一方で、農業協同組合の女性役員や女性農業委員は少なく、意思決定の場への参画は進んでいない現状があります。

国では、女性の一層の参画促進を図るため、新たな「食料・農業・農村基本計画」（H22.3.30閣議決定）において、女性の起業活動の促進や、農業経営を担う家族構成員で経営方針、役割分担、就業条件等を話し合い文書にして取り決める「家族経営協定」の締結促進、役員・委員への女性登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施することとしています。



備考：兵庫県農政環境部調べ



備考：兵庫県農政環境部調べ

「市民主体のまちづくり」をサポート 【NPO法人宝塚NPOセンター 専務理事 森 綾子さん】

森さんは、社会福祉協議会のボランティアコーディネーターをしていた頃、阪神・淡路大震災に遭ったことがきっかけで、生活弱者を救済するためのボランティアではなく、市民が互いに助け合う組織づくりが必要であると考え、市民活動の支援事業を行う宝塚NPOセンターを設立しました。

行政に頼るのではなく、市民自らが動かなければと、数多くのNPO法人の立ち上げに関わる一方で、活動を継続させるために最適な利潤を確保するコミュニティビジネスの起業も支援。また、蓄積してきた情報発信、起業相談、資金調達等のノウハウ・ツールを提供し、全国の中間支援NPO組織の基盤強化にも取り組んでいます。

それらの経験から、会社のようなピラミッド型の組織をつくらうとする男性より、女性の方が市民活動のリーダーに向いていると森さんは言います。



平成21年4月からは宝塚市の総合計画策定業務を受託。市の10年後のビジョンづくりに深く関わり、行政とNPOの協働事業のモデル

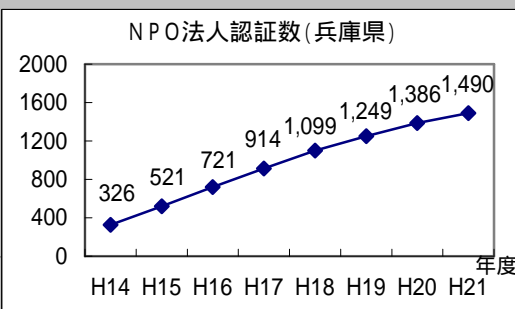


ケースとなるなど、市民自身が「新しい公共」の担い手となるシステムの構築に大きく貢献しています。

地域活動への参加・参画

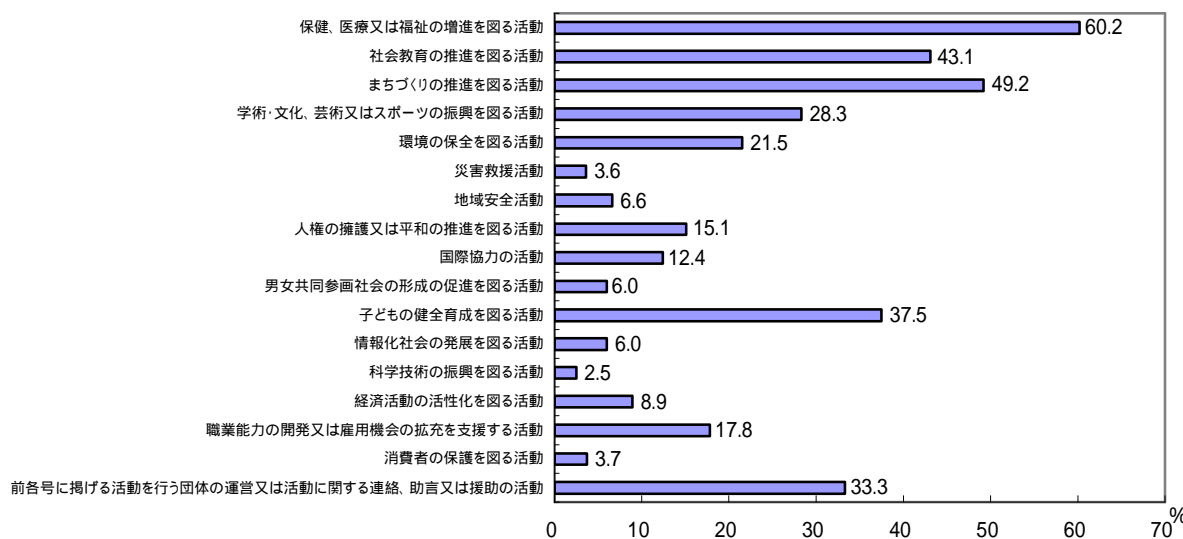
地域社会の課題解決のために、行政とNPO等の地域団体が連携・協働した取組が重要な役割を果たすことが期待されており、NPO法人認証数も年々増加しています。

しかし、社会貢献や地域活動への参加意欲はあっても、現実には仕事や家庭ほか様々な要因により、参加・参画できていない人も多く、また、NPO法人の女性代表者の割合は22.5%（9頁参照）で、特に災害救援活動、地域安全活動、経済活動の活性化を図る活動、まちづくりの推進を図る活動等の分野では10%以下と、分野により偏りがあります。



備考：兵庫県企画県民部調べ

NPO法人の活動分野別分類(平成22年9月21日現在)(兵庫県)



備考：兵庫県企画県民部調べ

第2部

兵庫県の男女共同参画の取組状況

1 ひょうご男女共同参画プラン21に基づく取組状況

男女共同参画施策の状況

男女共同参画社会の実現に向けて「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - 」(計画期間：平成13年度～22年度、以下「プラン21」という。)、同プランの後期実施計画(計画期間：平成18年度～22年度)及び「男女共同参画社会づくり条例」(平成14年4月施行)に基づき、全庁をあげて男女共同参画社会づくりのための取組を進めてきた。

平成22年度の取組方針

プラン21後期実施計画に基づき、全庁的な取組を進めており、平成22年度は、次の～の5つを基本的な方針として重点的に展開する。(「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - 」に基づき、県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう取組を進めていく。)

また、プラン21が最終年を迎えることから、リレートークや意見募集等を経て、次の5カ年計画として新プラン21を策定する。

女性のチャレンジ支援

仕事と生活のバランスの推進、少子対策・子育て支援との連携

家庭生活、地域社会への参画促進

地域団体・NPO、企業、市町等との一層の協働の推進

第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - の推進

新ひょうご男女共同参画プラン21の策定

女性のチャレンジ支援

男女が共に政策・方針決定過程にかかわる機会が確保されるよう、新たな分野への参画やさらなる活躍をめざす女性を支援していく。

ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクトの推進(企画県民部)

女性チャレンジひろばの一層の活動支援

「ひょうご女性チャレンジひろば」において、相談、情報提供などの入口から出口(就職・起業・在宅ワーク・地域活動)まで、ワンストップによる総合的な支援を行っている。今後、県民のより身近なところで必要な情報が得られ、気軽に相談に応じられるよう、市町における「女性チャレンジひろば」の拡充強化を図るとともに、子育てと仕事の両立支援策を充実する。

また、官民がネットワークを組んだ「ひょうご女性チャレンジねっと」により、女性チャレンジひろばの活動を支援し、女性のチャレンジをサポートしていく。

【21年度】

- ・女性チャレンジひろばでの情報提供・相談件数 3,660件(21年度)
(県ひろば 2,555件、市ひろば 1,105件)
- ・県立男女共同参画センターが実施する再就職パソコン講座等受講者の就職率
63.3%(20年度実施分)

【女性チャレンジひろば開設市】19市

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、養父市、丹波市、朝来市

【「ひょうご女性チャレンジねっと」構成団体】

兵庫県経営者協会、尼崎経営者協会、姫路経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫労働局、21世紀職業財団、ひょうご産業活性化センター、兵庫県雇用開発協会、兵庫県勤労福祉協会（ひょうご仕事と生活センター）、兵庫県社会福祉協議会（ひょうごボランティアプラザ）市町、県
計44団体

女性チャレンジセミナーの実施

兵庫県経営者協会女性産業人懇話会（VAL21）や、連合兵庫女性委員会、県内大学等との女性チャレンジ支援協働事業を実施する。

【対象】 企業の女性社員、大学生等

【実施回数】 年20回程度

【内容】 キャリアアップ、子育てと仕事の両立、仕事と生活のバランス等をテーマに講演とグループ討議等

チャレンジアドバイザーチームによる出前相談

社会保険労務士、キャリアコンサルタント等の資格を持つ女性相談員を市町センターへ派遣し、再就職、起業、地域活動などに関する「出前チャレンジ相談」を市町「女性チャレンジひろば」等と協働で実施する。

【実施回数】 年100回程度

ひょうご女性キャリアカフェの実施（企画県民部）

女性のエンパワーメントを支援するため、特に医療・福祉、農業及び企業、公務員等を対象に、関係団体等と協働しながら、セミナーや情報提供、意見交換等を実施する。

【21年度】 13回（参加者500人）

・分野：医師(4回)、研究者(3回)、農業(2回)、公務員(2回)、企業(1回)、税理士・事業経営(1回)

・協働先：兵庫県医師会、女性医師の会、神戸大学男女共同参画推進室、VAL21、全国女性税理士連盟西日本支部近畿ブロック

【22年度】 6分野程度、全20回



第2回キャリアカフェ（H21.6.22）

再就業支援事業の実施（産業労働部）

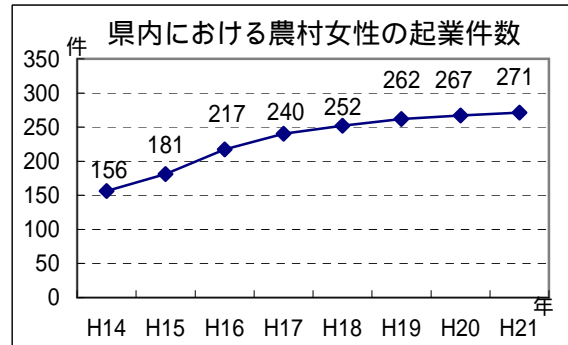
育児等の理由による離職者の再就業や、起業・在宅ワークなど、多様なライフスタイルに合わせた就業を支援する。

【21年度】 再就業等支援セミナー参加者数614人（H21目標数値500人）

農業における女性の活動の促進（農政環境部）

地元農産物を用いた加工品の開発や経営指導など、女性の起業活動や女性リーダーの育成を支援し、農村女性の能力向上を図る。

また、女性が、農業委員として幅広く登用されるよう市町に対して働きかけを行い、女性の社会参画を支援する。



資料：農政環境部調べ

【県農業就業人口に占める女性割合】 55.1%

【女性の農業委員】

	全委員数	うち女性委員数	女性割合	女性委員のいる市町村数
全国	37,456人	1,741人	4.6%	903市町村
兵庫県	1,006人	22人	2.2%	14市町

資料：農林水産省調べ（H20）

仕事と生活のバランスの推進、少子対策・子育て支援との連携

家庭・地域生活と職業生活との両立を支援していくため、仕事と生活のバランスを推進する事業や少子対策・子育て支援との連携をより一層図っていく。

ひょうご仕事と生活センター事業の実施（産業労働部）

ひょうご仕事と生活センターを拠点として、連合兵庫、県経営者協会との協働のもと、企業に人材確保や生産性の向上をもたらし、勤労者の意欲と働きがいを高める「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に推進していく。

【主な事業】

- ・ポータルサイトの開設、企業向け啓発情報誌の作成、調査研究の実施等
- ・来所者等へのワンストップ相談、企業や組合等への相談員の派遣、研修プログラムの開発、実施等
- ・「仕事と生活のバランス」に取り組む先進的な企業を、県・連合兵庫・県経営者協会の三者で表彰
- ・出産・育児等による離職者を再雇用した企業への支援や、中小企業における育児休業取得者の代替要員確保を支援

少子対策・子育て支援の充実（健康福祉部）

新ひょうご子ども未来プランに基づき、子育て支援制度の充実や働き方の見直しによる、子育て支援環境の整備、家庭・地域・職域で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育ての推進、家庭や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐ理念目標を掲げて、6本柱とアクション25に沿って、少子対策・子育て支援を総合的に展開する。

【主な新規・拡充事業】

- ・「安心こども基金」を活用した保育所・認定こども園の整備促進
- ・乳幼児子育て応援事業（民間保育所、私立幼稚園）の実施
- ・ひょうご出会い支援事業（ひょうご出会いサポート事業・こうのとりの会事業）の推進
- ・中小企業育児休業代替要員確保支援事業の実施、事業所内保育施設整備推進事業の拡充
- ・看護師による保育所での病児・病後児保育モデル事業の実施

- ・ まちの子育てひろば、子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場の3ひろばの推進
- ・ ひょうご絵本プロジェクトの展開
- ・ まちの寺子屋プロジェクト、地域“孫育て”事業の推進
- ・ 児童委員との虐待防止連携強化事業（オレンジネット推進事業）の実施 など

家庭生活、地域社会への参画促進

男女ともに、家庭や地域社会の一員として、子育てや地域活動等に参画できるよう、地域で家庭を応援する主体的で自発的な活動への参画を促進する。

ひょうご家庭応援県民運動の推進支援（企画県民部）

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える多様な取組を進めるため、「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」が取り組む「ひょうご家庭応援県民運動」の展開を支援する。

「家族の日」運動の普及推進

- ・ 「家族の日」写真コンクールの開催及び啓発ポスターの作成
- ・ 「家族の日」写真コンクール・「わが家のルール」受賞作品の巡回展の開催

「ひょうご家庭応援県民大会」の開催

家庭応援県民運動の実践事例を発表、広く情報を共有・発信していくため、平成21年度に引き続き、国の定める「家族の日」「家族の週間」に合わせ、県民大会を開催する。

【開催時期】 平成22年11月14日（日） 【開催場所】 兵庫県公館大会議室（神戸市）

【内 容】 講演、写真コンクールの表彰・展示、実践事例発表 など

「わくわく親ひろば」の展開（企画県民部）

地域全体で多世代が交じり合い、共に支え合う『地域三世代同居』を実現するため、「ひょうご親学び応援事業」を拡充し、様々な団体やグループ等による実践活動を支援する。

「わくわく親ひろば」の拡充

親自らが親として成長するための学びを応援するため、親子や三世代が楽しみながら共に学ぶ学習会「わくわく親ひろば」の年間開催回数を150回以上に拡充するため、親ひろばコーディネーターや親ひろばサポーターが開催を支援する。



子育てママクラブ餅つき大会

【親ひろばコーディネーター】 県民局域ごとに窓口を開設し、プログラムの提案や講師紹介の相談などに対応する。

【親ひろばサポーター】 (H22.9末108人) 地域での普及啓発、新たなプログラムや講師等の情報収集・提供等を行う。

「ひょうご親学び応援プログラム」の充実強化と普及推進

わらべうた、野遊び、ものづくりなどの体験型プログラムを追加するとともに、「わくわく親ひろば」実践事例集を作成し、ホームページ等により発信する。

【ひょうご親学び応援プログラム】59プログラム

親、祖父母世代自らが成長するための学びや、親子、三世代が共に学ぶ機会を提供するプログラムを掲載

- ・第1版 「手づくりおもちゃで、ゆっくりあそぼ」他 37プログラム
- ・第2版 「ふしぎ・びっくりの科学実験・玩具づくりで、世代の絆を深めよう」他 9プログラム
- ・第3版 「親子で交通安全教室」他 13プログラム

【「わくわく親ひろば」実践事例集】地域の団体・グループが21年度に実践した全ての取組を紹介

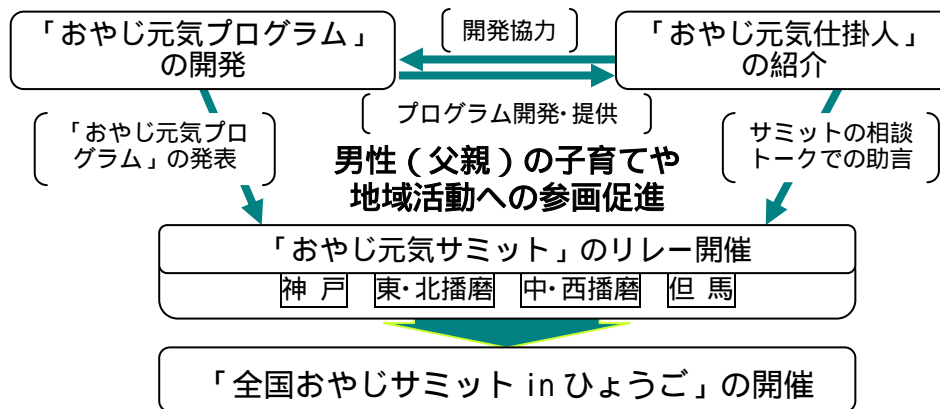
- ・「親と子がハードルを越えるとき」他106事例

「わくわく親ひろば」体験まつり等の開催

「ひょうご親学び応援プログラム」等を活用した実践事例の発表や交流等を行う体験まつりを県民局域ごとに開催するとともに、親ひろばの今後の可能性等について考える全県大会を開催する。

「おやじ元気プロジェクト」の推進（企画県民部）

父親の子育てや地域活動等への参画と「地域の親」としてのネットワークづくりをすすめる「ひょうごおやじネットワーク」の活動を支援する。



「おやじ元気プログラム」の開発・普及

地域の団体・グループ等へアドバイザーを派遣し、父と子が体験を共有する「おやじ元気塾」の実践活動を通して、体験プログラム（「おやじ元気プログラム」）を作成し、ホームページ等により発信する。

「おやじ元気仕掛人」の紹介

子育てや地域活動へ参画する男性（父親）のネットワークづくりや、これから「父親・おやじの会」等を立ち上げようとするグループ等に対し、助言等を行う仕掛人を紹介する。

「おやじ元気サミット」のリレー開催

市・町域におけるネットワークづくりを支援するため、「おやじ元気プログラム」の実践事例報告や「父親・おやじの会」等の活動ノウハウを共有するサミットを4地域でリレー開催する。

「全国おやじサミット in ひょうご」の開催支援

全国の「父親・おやじの会」等との情報共有や交流を図るとともに、「おやじ元気プログラム」を全国へ発信するため、「全国おやじサミット」の開催を支援する。

【開催時期】 平成23年2月12日（土） 【開催場所】 あいメッセホール（姫路市）

地域団体・NPO、企業、市町等との一層の協働の推進

職場や家庭、地域などあらゆる場において、関係団体との連携を充実するとともに、企業、市町との一層の連携、協働のもと、男女共同参画社会づくりの基盤整備を進める。

男女共同参画社会づくり協定締結制度の推進（企画県民部）

仕事と家庭の両立に向けた職場環境整備や女性の管理職登用などに積極的に取り組む県内事業所と県が協定を結び、さらなる取組が進むよう、取組内容を広くPRするとともに、必要な情報提供等の支援を行っている。



男女共同参画社会づくり協定締結式（H21.10.30）

兵庫県地域女性団体ネットワーク会議の活動支援（企画県民部、健康福祉部）

地域づくり、健康福祉、農林水産等のさまざまな分野で活動している18の女性団体からなる「兵庫県地域女性団体ネットワーク会議」による登下校時の見守り・声かけなど、「子育て応援ネット」の活動を支援する。

【構成団体】兵庫県連合婦人会、神戸市婦人団体協議会（神戸市消費者協会）、兵庫県消費者団体連絡協議会、あすの兵庫を創る生活運動協議会、兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会、兵庫県婦人防火クラブ連絡協議会、兵庫県いずみ会、兵庫県愛育連合会、兵庫県民生委員児童委員連合会、兵庫県更正保護女性連盟、兵庫県老人クラブ連合会、兵庫県婦人共励会、神戸市母子福祉たちばな会、兵庫県商工会女性部連合会、兵庫県J A女性組織連絡会、兵庫県生活研究グループ連絡協議会、兵庫県女性農漁業士会、兵庫県漁協女性部連合会

ひょうご女性未来会議の活動支援（企画県民部）

地域団体・NPO、企業・労働組合、行政など、さまざまな立場・分野で活躍する女性たちが持ち回りで例会を開催し、異業種間の交流を図りながらネットワークづくりや情報交換などを行う「ひょうご女性未来会議」の活動を支援する。

【会員数】 715人

【21年度】 ・第18回例会「子どもを育むまちづくり」(11/28 宝塚)

【22年度】 ・第19回例会「みんなきらきら つなごう未来へ～わたしたちのチャレンジ～」(5/22 三木)
・第20回記念大会(12/11 神戸)

兵庫県経営者協会女性産業人懇話会（VAL21）との協働の推進（産業労働部、企画県民部）

女性産業人と行政会員からなるVAL21では、女性産業人の自己啓発等を進めるとともに、女性管理職の登用など企業トップの理解を得るための啓発活動を行っており、さらなる女性産業人のスキルアップやネットワークづくりに取り組む。（代表：有光毬子 コープこうべ顧問）

男女共同参画推進員（地域、企業、労組）の活動支援（企画県民部）

男女共同参画社会づくりを推進するためのキーパーソンとして、地域・企業・労組に第5期男女共同参画推進員（任期2年）を設置し、地域住民とともに推進員自らがセミナー等を企画・運営するなど、地域や職場において積極的に取り組む推進員活動を支援する。

・第5期男女共同参画推進員960人（地域215人・企業684人・労組61人）(H22.9.1現在)

ひょうご男女共同参画推進連携会議による協働の推進（企画県民部、健康福祉部、産業労働部）

地域団体・NPO、企業、国、市町等で構成する協議会を設置し、協働して男女共同参画社会づくりを進める。

【団体数】 47団体(ひょうご家庭応援ネットワーク会議、VAL21、ひょうご女性未来会議等)

県・市町男女共同参画合同会議の活動強化（企画県民部）

市町における男女共同参画社会づくりの一層の推進を図るため、県・市町男女共同参画担当課・男女共同参画センター等による合同会議等を通じて、必要な情報共有・提供や支援を行う。

【市町男女共同参画に関する条例・計画・活動拠点施設の整備状況】 H22.9.1現在

区分	制定等市町（比率）	備 考
計 画	35市町（85.4%）	計画策定予定市：淡路市
条 例	7市町（17.1%）	制定市町：神戸市、尼崎市、芦屋市、赤穂市、宝塚市、小野市、多可町
活動拠点施設	19市（46.3%）	開設予定市：西脇市、新温泉町

第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - の推進

県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動するため、「ひょうごアクション8」に基づき、全部局において男女共同参画をより一層推進していく。

職員チャレンジプログラムの実施

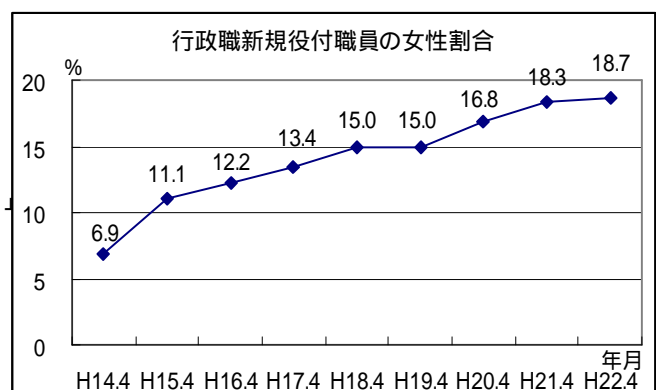
職員の積極的な自己啓発の場として、平成21年度から第4期職員チャレンジプログラム（2カ年）をスタートさせ、1年次は県幹部職員による講座に加え、地域単位での講座や事業実施現場への体験学習などを実施した。2年次（22年度）は、グループに分かれて政策提案に向け研究を進めていくとともに、引き続き地域講座、現地講座を実施する。

「井戸はた学校」の開設

責任を担い期待に応えていく女性職員のエンパワーメントを図るため、課長相当職前の女性管理監督職員（係長級・副課長級）を対象に、講義・グループワーク等を行う集中講座を開設する。

行政職新規役付職員の女性割合の増加

第3次率先行動計画では、行政職新規役付職員（係長級、教育委員会・警察本部を除く）の女性割合の数値目標を「平成24年4月に20.0%」としており、22年4月には18.7%となっている。行政職新規管理職（副課長級）の女性割合は9.7%と、既に目標の8%を上回るなど着実に取組が進んでいる。

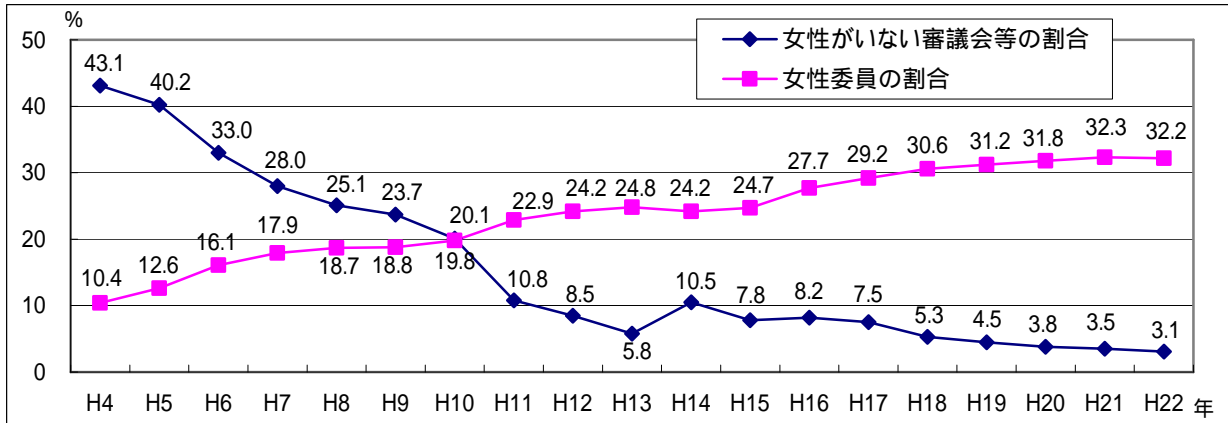


さらに目標達成に向け、女性登用に取り組んでいく。

資料：企画県民部調べ

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

県の審議会等における女性委員の登用促進について、プラン21後期実施計画では、「平成22年度末までに女性委員の割合が3分の1を下回らないようにする」としており、第3次率先行動計画の中でも、数値目標を「平成22年度末に女性委員の割合を33.3%とする」として、取組を進めていく。



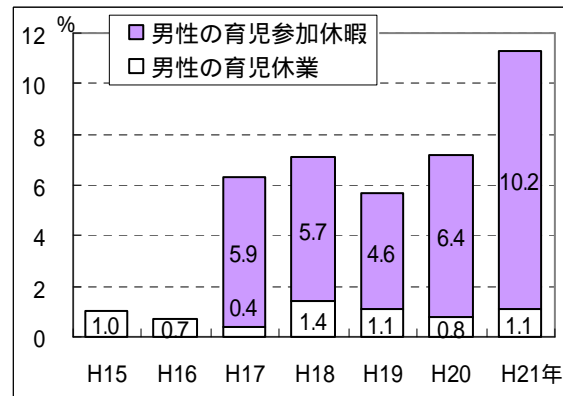
資料：企画県民部調べ

庁内の推進体制の充実強化

庁内の男女共同参画の推進体制をより充実強化するため、庁内男女共同参画推進員を全所属に配置（計566人）し、各職場での情報発信や意識啓発など組織的な取組を進めていく。

男性職員の育児休業等の取得促進

第3次率先行動計画では、男性職員の育児参加の積極的推進を重点課題としており、新たに「職員の子育て支援に関する条例」に基づく男性職員の育児休業等取得率30%を目標に掲げ、男性の育児休業等の取得促進に取り組んでいく。



資料：企画県民部調べ

【「職員の子育て支援に関する条例」に規定された男性職員が取得できる主な制度】

制度名	取得できる期間	取得日数	給与
育児休業	子が3歳に達するまで	1日～	無給
男性職員の育児参加のための休暇	配偶者の産前産後8週間 (多胎妊娠は産前は14週)	5日	有給
子育てのための年次休暇	通常の年次休暇と同じ		

新ひょうご男女共同参画プラン21の策定

男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づく法定計画であるプラン21が平成22年度に最終年を迎えるため、新たな計画の策定に向け、21年度から、男女共同参画に関する意識調査や意見募集を実施するとともに、学識者等で構成する男女共同参画審議会において協議を行っている。引き続き、県民の意見を反映するため、県内各地域でのリレートーク等を実施し、5カ年を計画期間とする「新ひょうご男女共同参画プラン21」（平成23年度～27年度）の策定を行う。

【審議会開催】 7回程度（全体会3回、政策部会4回）

【リレートーク開催】 50回程度

ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画(平成18年度~22年度)
における目標数値の達成状況

項 目	目 標 数 値 (21年度)	実 績 (21年度)	21年度の 達成状況
県の審議会等委員の女性割合	33.3% (22年度末まで)	32.2%	97.0%
再チャレンジ支援セミナー参加者数	500人	614人	122.8%
男女共同参画社会づくり協定締結事業所数	175事業所	604事業所	345.1%
男女共同参画推進員(企業・労組)設置数	1,000人	1,739人	173.9%
男女共同参画推進員(地域)設置数	1,000人 (22年度末まで)	1,033人 (H22.4.1)	103.3%
農村女性の起業件数	252件	271件	107.5%
子育て応援ネット (子育て家庭応援推進員)	2,000人	1,648人	82.4%
まちの保健室開設数	537か所	571か所	106.3%
まちの子育てひろば実施箇所数	1,663か所	1,946か所	117.0%
一時・特定保育実施施設数	260か所	383か所	147.3%
ファミリーサポートセンターの設置市町数	25市町	26市町	104.0%
保育所定員増加人数	3,300人	5,764人	174.7%
事業所内保育施設の設置助成	10か所	34か所	340.0%
DV一時保護委託先施設数	20施設	20施設	100.0%
特定不妊治療費の助成件数	1,800件	1,935件	107.5%

2 平成22年度兵庫県男女共同参画社会づくり施策体系表

基本目標1 男女共同参画に向けての社会システムの变革

基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 審議会等の委員への女性の登用促進
 - ・ 県の審議会等委員への女性の登用促進 [男女家庭室]
 - 県における女性職員の管理職への登用の促進
 - ・ 女性職員の管理職への登用促進 [人事課]
 - ・ 女性職員の研修機会の充実 [男女家庭室、人事課]
- (2) 市町・民間における取り組みへの支援
 - ・ 市町の審議会等委員への女性の登用促進 [男女家庭室]

基本課題2 男女の平等を阻む社会制度・慣行の見直しと意識の改革

- (1) 男女共同参画に向けた県民意識の形成
 - ・ ひょうご男女共同参画白書の作成 [199千円 男女家庭室]
 - ・ 「男女共同参画週間」記念事業の開催 [男女家庭室]
 - ・ 人権総合情報誌「人権ジャーナルきずな」の発行 [12,420千円 人権推進課]
 - ・ イーブンニュースの発行 [814千円 男女家庭室]
- (2) 法律・制度の理解促進と相談の充実
 - ・ 女性問題カウンセラーの設置 [15,141千円 男女家庭室]
 - ・ 県民からの申出処理制度の運用 [717千円 男女家庭室]
- (3) メディアにおける男女共同参画への配慮
 - ・ 男女共同参画審議会の運営 [1,180千円 男女家庭室]
- (4) 男女共同参画に関する意識・現状の把握と情報の提供
 - ・ 男女共同参画に関する統計資料の収集・提供 [男女家庭室]
- (5) 女性のチャレンジ支援
 - 県立男女共同参画センターにおける女性のチャレンジ支援
 - ・ 学習機会の提供 [男女家庭室]
 - ひょうご女性再チャレンジ支援システムの推進
 - ・ 「ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクト」の推進 [12,859千円 男女家庭室]
 - ・ ひょうご女性チャレンジねっとの運営 [男女家庭室]
 - ・ ひょうご女性キャリアカフェの開催 [552千円 男女家庭室]

基本課題3 男女の平等を推進する学校教育の充実

- (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
 - 男女平等をめざす教育の推進
 - ・ 人権教育新副読本の活用 [人権教育課]
 - 家庭科教育の充実
 - ・ 学力と学習意欲の向上のための教育課程推進事業の実施 [3,257千円 義務教育課]
 - 主体的に学び、考え、行動する姿勢をはぐくみ、自主的な社会参画の意識を醸成する教育の推進
 - ・ 高校生地域貢献事業 - トライやる・ワーク - の実施 [74,250千円 高校教育課]
 - ・ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業の実施 [204,321千円 義務教育課]
- (2) 多様な選択を可能にする進路・就職指導の徹底
 - ・ 進路指導部長研修の実施 [255千円 高校教育課]
 - ・ 高等学校における職業教育の充実 [211,411千円 高校教育課]
 - ・ 高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の実施 [12,644千円 高校教育課]
- (3) 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進
 - 教職員研修の推進
 - ・ 人権教育指導者等研修事業の実施 [3,570千円 人権教育課]
 - ・ 兵庫県立教育研修所カリキュラムにおける研修の実施 [5,119千円 高校教育課]
 - セクシュアル・ハラスメント防止に向けた教育環境の整備
 - ・ 教職員に対する意識啓発 [教職員課]
 - 女性教職員の管理職への登用の促進
 - ・ 女性教職員の管理職への登用推進 [教職員課]

基本課題4 多様な選択を可能にする生涯学習の充実

- (1) 家庭教育の推進
 - ・ 幼児教育(子育て)相談事業の実施 [2,070千円 少子対策課]
 - ・ 家庭と地域の子育て力アップ事業の推進 [2,053千円 少子対策課]

(2) 生涯学習の充実

男女共同参画を推進する学習の支援

- ・ 県立嬉野台生涯教育センターの運営 [81,379千円 県民生活課]
- ・ 男女協働アドバイザー養成塾・男女協働市民講師養成講座の開設 [937千円 男女家庭室]
- ・ 学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」の運営 [8,760千円 県民生活課]
- ・ ふるさとひょうご創生塾の開設 [5,772千円 県民生活課]
- ・ 生涯学習情報プラザの運営 [25,450千円 県民生活課]

生涯学習関係職員に対する男女共同参画の視点に立った研修の充実

- ・ 男女協働アドバイザー養成塾・男女協働市民講師養成講座の開設(再掲) [(937千円) 男女家庭室]

基本目標2 働く場における男女共同参画の推進

基本課題5 男女の労働権の確立と均等な労働条件の確保

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法の啓発活動の強化

- ・ 男女雇用機会均等月間の推進 [しごと支援課]
- ・ 職場でのパートナーシップ啓発事業の実施 [455千円 しごと支援課]

企業における女性の管理職への登用促進

- ・ 男女共同参画社会づくり協定の締結推進 [男女家庭室]

企業における取り組みへの支援

- ・ 男女共同参画社会づくり協定の締結推進(再掲) [男女家庭室]

(2) 女性の能力発揮促進のための援助

女性の能力開発への支援

- ・ 再就業・在宅ワーク支援事業の実施 [4,226千円 しごと支援課]

女性の就業に関する相談の実施や情報提供

- ・ 「ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクト」の推進(再掲) [(12,859千円) 男女家庭室]

セクシュアル・ハラスメント防止に向けた職場環境の整備

- ・ 県職員に対する意識啓発 [人事課]
- ・ 県における相談窓口の設置 [職員課]
- ・ 男女共同参画社会づくり協定の締結推進(再掲) [男女家庭室]

母性保護対策の推進

- ・ 改正男女雇用機会均等法の周知 [しごと支援課]

女性労働に関する情報等の収集・提供

- ・ 女性労働に関する資料・情報等の収集・提供 [しごと支援課]

基本課題6 多様で柔軟な働き方を可能とする条件整備

(1) 多様な働き方に対する支援

パートタイム労働等における労働条件の確保

- ・ 職場でのパートナーシップ啓発事業の実施(再掲) [(455千円) しごと支援課]

在宅ワーク等多様な就業形態への支援

- ・ ひょうご・しごと情報広場の運営 [88,618千円 しごと支援課]
- ・ ひょうご仕事と生活センター事業の実施 [62,621千円 しごと支援課]

(2) 女性起業家への支援

- ・ 再就業・在宅ワーク支援事業の実施(再掲) [(4,226千円) しごと支援課]

基本課題7 農林水産業や商工業等の自営業に従事する男女のパートナーシップの確立

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性の経営・方針決定過程への参画促進

- ・ 農村女性起業活動等支援事業の実施 [4,885千円 農業改良課]
- ・ 女性の農業協同組合運営への参画促進の指導 [農林経済課]

女性リーダーの育成とネットワーク化の支援

- ・ 兵庫県JA女性組織連絡会に対する活動支援 [農林経済課]
- ・ 商工会等女性部活動の推進 [8,473千円 経営商業課]

(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

女性の役割の適正な評価とパートナーシップの確立

女性の能力開発と就業環境の整備

- ・ 農村女性起業活動等支援事業の実施(再掲) [(4,885千円) 農業改良課]

基本目標3 生活の場における男女共同参加・参画の推進

基本課題8 家庭生活、地域社会への男女の共同参加・参画の促進

- (1) 家庭生活への男女共同参加・参画の促進
- ・ 地域・家庭の伝統行事普及推進事業の実施 [1,010千円 男女家庭室]
 - ・ ひょうご家庭応援県民運動推進支援 [2,999千円 男女家庭室]
 - ・ 「おやじ元気プロジェクト」の推進 [6,621千円 男女家庭室]
 - ・ 「わくわく親ひろば」の新展開 [34,448千円 男女家庭室]
 - ・ 家庭力強化地域啓発事業の実施 [1,000千円 男女家庭室]
 - ・ 「ひょうご家庭応援プログラム」推進事業の実施 [145千円 男女家庭室]
- (2) 地域社会への男女共同参加・参画の促進
- 地域活動への県民の参画と協働の推進
- 地域活動における方針決定への女性の参画促進
- ・ 女性リーダー育成のためのセミナーの開催 [男女家庭室]
- 地域活動への参加促進のための環境整備
- ・ 地域づくり活動応援事業の実施 [50,800千円 地域協働課]
 - ・ ひょうごボランタリープラザの運営 [104,427千円 地域協働課]
 - ・ 女性団体の活動支援 [372千円 男女家庭室]
 - ・ 地域女性団体ネットワーク会議の開催 [男女家庭室]
 - ・ ひょうご女性未来会議の支援 [男女家庭室]
 - ・ 県立男女共同参画センターの運営 [69,052千円 男女家庭室]
 - ・ 生活創造センターの運営 [319,799千円 県民生活課]
 - ・ 但馬文教府・文化会館の運営 [54,587千円 県民生活課]
 - ・ 市町ボランタリー活動支援事業の実施 [60,000千円 福祉法人課]
 - ・ 県民交流広場事業の実施 [2,196,060千円 県民生活課]
- (3) 各種地域活動への支援
- 地域で見守り、応援する子育て支援
- ・ 子育て応援ネットの推進 [10,319千円 少子対策課]
 - ・ まちの寺子屋プロジェクトの推進 [738千円 少子対策課]
 - 新 ・ 地域"孫育て"事業 [672千円 少子対策課]
 - ・ 子育て応援協定等に基づく協働事業 [11,603千円 少子対策課]
 - ・ 県医師会との子育て支援協働事業 [5,269千円 少子対策課]
 - ・ 地域子育て力アップ支援事業 [10,000千円 少子対策課]
- 地域における防犯力の向上
- ・ まちづくり防犯グループの活動支援 [31,175千円 地域安全課]
 - ・ パートナーシップによる悪質商法等の被害防止 [4,578千円 消費生活課]
- 環境保全活動への取り組み支援
- ・ 人と環境が適正な調和を保つ環境適合型社会づくりの推進 [1,407千円 環境政策課]
 - ・ 地球環境時代に適応した新しいライフスタイル展開推進 [3,190千円 環境政策課]
- 地域おこし、まちづくりによるツーリズムの推進
- 団塊世代の地域活動等への支援
- ・ コミュニティ・ビジネス等総合支援事業の実施 [75,077千円 しごと支援課]
 - ・ シルバー人材センターの育成 [17,991千円 しごと支援課]
- (4) 子育て家庭への支援
- 子育てに関する相談、学習機会の充実
- ・ 家庭と地域の子育て力アップ事業の実施(再掲) [(2,053千円) 少子対策課]
 - ・ まちの子育てひろば事業の推進 [60,380千円 少子対策課]
 - ・ まちの子育てひろばサポーター設置事業の推進 [90,423千円 少子対策課]
 - 新 ・ まちの子育てひろば絵本バンク事業 [8,644千円 少子対策課]
 - 新 ・ 子どもの生活習慣づくり(食・あそび・睡眠)運動の推進 [5,000千円 少子対策課]
 - ・ ひょうご子育て支援カード交付事業の実施 [515千円 児童課]
 - ・ 乳幼児子育て応援事業の実施 [263,424千円 児童課]
 - ・ 子育て相談事業の実施 [7,500千円 児童課]
 - ・ 小学校連携推進事業の実施 [3,132千円 児童課]
 - ・ 子どもの冒険ひろば事業の推進 [7,844千円 青少年課]
 - ・ 若者ゆうゆう広場事業の推進 [4,493千円 青少年課]
 - 新 ・ 子どもの遊び場・若者の居場所づくり活動支援強化事業の実施 [36,069千円 青少年課]
 - ・ 虐待した親等への家族再生指導事業の実施 [13,993千円 児童課]
 - ・ 県立神出学園の運営 [98,788千円 青少年課]
 - ・ 県立山の学校の運営 [36,200千円 青少年課]
 - 新 ・ ひょうごユースケアネット推進会議(子ども・若者支援市域協議会)の推進 [9,636千円 青少年課]

地域で見守り、応援する子育て支援（再掲）

- ・子育て応援ネットの推進（再掲） [10,319千円] 少子対策課
- 新 ・児童委員との虐待防止連携強化事業（ひょうごオレンジ
ネット推進事業）の実施 [11,577千円] 児童課
- ・ファミリーサポートセンターの設置促進 [7,425千円] 少子対策課
- ・「ひょうご子ども・若者応援団」の推進 [29,337千円] 青少年課

基本課題9 家庭・地域生活と職業生活との両立支援

(1) 子育て支援の充実

多様な保育サービスの充実

- ・安心こども基金事業の実施 [5,978,286千円] 児童課
- ・認定こども園整備等の促進 [66,642千円] 児童課
- ・休日保育事業の実施 [14,595千円] 児童課
- ・特定保育事業の実施 [7,380千円] 児童課
- ・延長保育事業の実施 [824,119千円] 児童課
- 新 ・分園保育等の推進 [298,490千円] 児童課
- ・私立幼稚園預かり保育推進事業の実施 [353,470千円] 教育課

子育てに関する相談、学習機会の充実（再掲）

- ・家庭と地域の子育て力アップ事業の実施（再掲） [(2,053千円)] 少子対策課

子育てのための経済的負担の軽減

- ・児童手当の支給 [12,536,396千円] 児童課
- ・多子世帯保育料軽減事業の実施 [158,761千円] 児童課

企業等と協働した子育てしやすい環境づくりの推進

- ・子育て応援企業との協定締結の推進 [506千円] 少子対策課
- ・子育てほっとステーション設置事業 [15,000千円] 少子対策課
- ・ひょうご子育て応援の店事業の実施 [1,420千円] 少子対策課

(2) 介護支援の充実

- 新 ・中小企業育児休業・介護休業代替要因確保支援事業 [100,000千円] しごと支援課

(3) 育児・介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備

育児・介護休業法の周知徹底と制度の定着

- ・育児・介護休業制度の普及啓発 [しごと支援課]
- ・家庭・地域生活と職業生活との両立の率先 [男女家庭室、人事課]
- ・男女共同参画ワークスタイルフォーラムの開催 [各部局]
- ・男女共同参画社会づくり協定の締結推進（再掲） [男女家庭室]

仕事と育児、介護の両立支援の充実

- ・ファミリーサポートセンターの設置促進（再掲） [(7,425千円)] 少子対策課
- ・ひょうご放課後プラン推進事業（児童クラブ型）の実施 [681,062千円] 児童課
- ・病児・病後児保育推進事業の実施 [40,915千円] 児童課
- ・ひょうご病児保育サポート事業の実施 [2,537千円] 児童課
- 新 ・看護師による保育所での病児・病後児保育モデル事業
の実施 [4,500千円] 児童課
- ・事業所内保育施設整備推進事業の実施 [180,500千円] 少子対策課
- ・県職員子育てサポートプランの推進 [人事課]
- ・育児・介護等離職者再雇用助成事業 [20,475千円] しごと支援課

(4) 労働時間の短縮等就業条件の整備

労働時間短縮に向けた普及啓発
フレックスタイム制等の普及啓発
ボランティア休暇制度等の普及促進

(5) 女性の再就職を支援する取り組みの推進

- ・再就業・在宅ワーク支援事業の実施（再掲） [(4,226千円)] しごと支援課

基本目標4 女性がすこやかにすごせる社会の形成

基本課題10 女性に対する暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

- 意識啓発の推進 ・図書等の貸し出し、パネル展示 [男女家庭室]
 - 相談・カウンセリング対策の充実
 - ・女性問題カウンセラーの設置（再掲） [(15,141千円)] 男女家庭室
 - ・少年相談室（ヤングトーク）の運用 [856千円]
- 警察本部少年育成課

関係機関の職員への研修の充実	・ 関係機関ネットワークシステム事業の実施	[132千円 児童課]
関係機関の連携促進	・ 関係機関ネットワークシステム事業の実施(再掲)	[(132千円) 児童課]
	・ ひょうご人権ネットワークの運営	[32千円 人権推進課]
	・ 被害者支援連絡協議会の開催	[336千円 警察本部警務課]
性の商品化・暴力志向等の有害環境の浄化と防犯対策の推進	・ 青少年愛護条例等に基づく良好な社会環境づくりの推進	[2,492千円 青少年課]
	・ ひょうご防犯ネットによる防犯情報等の配信	[4,299千円 警察本部生活安全企画課]
メディア等における女性の人権の尊重	・ 男女共同参画審議会の運営(再掲)	[(1,180千円) 男女家庭室]
(2) DV対策の推進		
DV防止に向けた啓発・教育の推進		
新	・ 大切な子どもと家族を守るためのDV防止の充実事業の実施	[5,040千円 児童課]
市町のDV対策の促進		
新	・ 大切な子どもと家族を守るためのDV防止の充実事業の実施(再掲)	[(5,040千円) 児童課]
相談体制の充実	・ DV法律相談の実施	[736千円 児童課]
	・ 配偶者暴力相談受理体制の充実	[5,384千円 警察本部生活安全企画課]
緊急時の安全確保	・ 県立女性家庭センター(配偶者暴力相談支援センター)の運営	[43,560千円 児童課]
	・ 県立女性家庭センター一時保護所の運営	[8,335千円 児童課]
	・ NPO等民間支援団体への支援	[960千円 児童課]
自立支援の推進	・ 県営住宅への優先入居	[公営住宅課]
	・ 一時入居住宅(ステップハウス)の確保	[児童課]
専門人材の育成と連携強化		
新	・ 関係機関によるネットワーク事業の実施(再掲)	[(132千円) 児童課]
	・ 大切な子どもと家族を守るためのDV防止の充実事業の実施(再掲)	[(5,040千円) 児童課]
DVへの厳正な対処	・ DV防止法の厳正な運用	[警察本部生活安全企画課]
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進		
	・ 県職員に対する意識啓発(再掲)	[人事課]
	・ 教職員に対する意識啓発(再掲)	[教職員課]
(4) 性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等への対策の推進		
性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等への厳正な対処		
	・ 売春防止法等の厳正な運用	[警察本部生活環境課・生活安全企画課]
性犯罪の被害者に配慮した捜査等の推進		
	・ 相談電話「性犯罪被害110番(レディースサポートライン)」の設置	[警察本部捜査第一課]
売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援の充実		
	・ 県立女性家庭センター一時保護所の運営(再掲)	[(8,335千円) 児童課]
ストーカー被害者の支援及び防犯対策		
	・ ストーカー・DV相談電話の設置	[246千円 警察本部生活安全企画課]

基本課題 1 1 生涯にわたる女性の健康の保持・増進

(1) 生涯にわたる女性の心身の健康の保持増進への支援		
生涯にわたる健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実		
	・ 女性問題カウンセラーの設置(再掲)	[15,141千円 男女家庭室]
	・ 健康ひょうご21大作戦の推進	[39,296千円 健康増進課]
	・ 不妊・妊娠の総合専門相談事業(思春期の保健対策含む)	[3,245千円 健康増進課]
	・ 「まちの保健室」推進事業の実施	[23,040千円 健康増進課]
	・ 自殺対策の推進	[152,316千円 障害福祉課]
成人期・高齢期等における女性の健康づくり支援		
	・ 食生活改善地区組織「いずみ会」の育成強化	[2,900千円 健康増進課]
	・ 健康づくり声かけ運動の推進	[2,043千円 健康増進課]

- (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援
 妊娠・出産期における女性の健康支援
- ・ 不妊・妊娠の総合専門相談事業(思春期の保健対策含む)(再掲) (3,245千円) 健康増進課
 - ・ 特定不妊治療費助成事業の実施 [240,735千円 健康増進課]
 - ・ 妊婦健康診査費補助事業の実施 [1,851,325千円 健康増進課]
 - ・ 市町母子保健事業の促進 [健康増進課]
 - ・ 母子保健対策強化推進事業 [1,741千円 健康増進課]
- (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
 HIV/エイズ、性感染症対策
- ・ エイズ・性感染症対策の推進 [7,238千円 疾病対策課]
- 薬物乱用防止対策の推進
- ・ 薬物乱用防止啓発活動の実施 [1,912千円 業務課]
- 受動喫煙防止対策の推進
- ・ たばこ対策事業の推進 [1,961千円 健康増進課]
 - ・ ひょうご禁煙ありがとうキャンペーン [2,023千円 健康増進課]

基本目標5 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

基本課題12 活力ある高齢期のための安全・安心を確保する条件整備

- (1) 高齢者の人権を尊重した介護体制の確立
- 介護基盤体制の整備
- 介護保険相談体制の整備
- ・ 介護保険相談センターの設置 [209千円 高齢社会課]
- 在宅介護支援施策の充実
- ・ 地域支援事業の実施 [1,529,039千円 高齢社会課]
- 施設介護サービスの充実
- ・ 老人福祉施設整備費補助 [621,000千円 高齢社会課]
 - ・ 医療療養病床転換支援補助 [35,000千円 高齢社会課]
- 人材の養成・確保と資質向上
- ・ 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上 [高齢社会課]
 - ・ 介護技術向上研修事業の実施 [20,189千円 高齢社会課]
 - ・ 福祉人材確保対策事業の実施 [451,771千円 福祉法人課、高齢社会課、障害福祉課]
- 介護予防施策の推進
- ・ 地域支援事業の実施(再掲) [(1,529,039千円) 高齢社会課]
- 高齢者虐待防止対策の推進
- ・ 介護者等のための専門相談の実施 [高齢社会課]
 - ・ 高齢者権利擁護等推進事業の運営 [492千円 高齢社会課]
- (2) 高齢者の自立に向けた支援
- 学習機会の充実
- ・ 地域高齢者大学の運営 [8,047千円 県民生活課]
 - ・ いなみ野学園の運営 [32,395千円 県民生活課]
 - ・ 阪神シニアカレッジの運営 [53,214千円 県民生活課]
- 知識・経験を生かした社会参加の支援
- ・ 兵庫県生きがい創造協会の運営 [127,577千円 県民生活課]
- 能力を活用した就業の促進
- ・ ひょうご・しごと情報広場の運営(再掲) [(88,618千円) しごと支援課]
 - ・ シルバー人材センターの育成(再掲) [(17,991千円) しごと支援課]
- 健康づくりに対する支援
- ・ 健康ひょうご21大作戦の推進(再掲) [(39,296千円) 健康増進課]
- (3) 高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりの整備
- 福祉のまちづくりの推進
- ・ 公共交通バリアフリー化の促進 [62,791千円 都市政策課]
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施 [89,936千円 福祉法人課]
- 高齢者等に対応した住環境の整備
- ・ 人生80年いきいき住宅助成事業の推進 [275,910千円 高齢社会課、都市政策課]

基本課題13 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

- (1) ひとり親家庭に対する支援
- ・ 児童扶養手当の支給 [758,607千円 児童課]
 - ・ 母子自立支援員の設置 [710千円 児童課]
 - ・ 高度技能訓練促進事業の実施 [328,075千円 児童課]

(2) 障害者への支援

障害者の経済的自立の支援

・法定雇用率達成に向けた取り組みの強化 [29,223千円 しごと支援課]

障害者の日常生活の自立支援及び障害児(者)を抱えている家族への支援

・障害者福祉施設整備費補助 [647,704千円 障害者支援課]

・チャレンジホームの運営費の助成 [26,880千円 障害福祉課]

・社会復帰施設等の運営 [278,804千円 障害福祉課]

・障害者自立支援給付(居宅系サービス)の支援 [2,977,619千円 障害福祉課]

基本課題 1 4 防災・災害復興への取り組みの促進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

・関係審議会等への女性の参画促進 [防災計画室]

(2) 地域の消防・防災力の向上

・消防団への女性の入団促進 [消防課]

・自主防災組織の活性化 [764千円 消防課]

・防災力強化県民運動の展開 [11,570千円 防災企画課]

新 ・地域防災力強化のための地域防災訓練の推進 [8,550千円 災害対策課]

(3) 防災・復興支援

・防火思想、防火知識の普及 [消防課]

・防災教育の充実 [1,170千円 教育企画課]

・災害救援専門ボランティア制度の運営 [348千円 防災企画課]

・「ひょうご安全の日」の推進 [10,191千円 防災企画課]

基本目標 6 国際社会への貢献と交流・協調の推進

基本課題 1 5 地域における多文化の共生

(1) 外国人県民への支援

地域国際化の推進 ・外国人県民共生会議の設置 [288千円 国際交流課]

外国人県民に対する支援の充実

・多言語による情報提供 [2,000千円 国際交流課]

・外国人県民インフォメーションセンターの運営 [24,521千円 国際交流課]

基本課題 1 6 「平等・開発・平和」に向けた女性問題への取り組みの推進

(1) 国際理解の推進 ・女性団体国際化促進事業の支援 [492千円 男女家庭室]

(2) 国際交流・協力の推進

計画の推進

1 総合的な推進体制の整備・強化

(1) 計画の推進及びフォローアップのための専門機関の運営

・男女共同参画審議会の運営(再掲) [(1,180千円) 男女家庭室]

(2) 庁内推進体制の運営

・男女共同参画推進本部の運営 [男女家庭室]

・男女共同参画率先行動計画の推進 [男女家庭室]

(3) 男女共同参画推進員の設置

・男女共同参画推進員の活動支援 [1,925千円 男女家庭室]

(4) 県職員に対する研修の充実

・女性職員の研修機会の充実(再掲) [男女家庭室、人事課]

・男女共同参画ワークスタイルフォーラムの開催(再掲) [各部局]

・職員に対する意識啓発 [男女家庭室]

(5) 県の実施する施策についての申出等への対応

・県民からの申出処理制度の運用(再掲) [(717千円) 男女家庭室]

(6) 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・提供

・ひょうご男女共同参画白書の作成(再掲) [(199千円) 男女家庭室]

・職員に対する意識啓発(再掲) [男女家庭室]

2 市町との連携の強化

・各種連携会議の開催 [男女家庭室]

3 企業、団体・グループ、NPO等の参画と協働の推進

・男女共同参画推進員の活動支援(再掲) [(1,925千円) 男女家庭室]

4 県立男女共同参画センターの機能の充実

・県立男女共同参画センターの運営(再掲) [(69,052千円) 男女家庭室]

5 女性のチャレンジ支援

・「ひょうご女性チャレンジ支援プロジェクト」の推進 [(12,859千円) 男女家庭室]

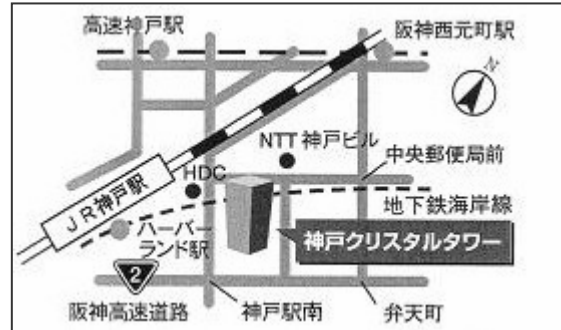
・ひょうご女性チャレンジねっとの運営(再掲) [男女家庭室]

3 兵庫県立男女共同参画センターの概要

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に推進するための施設である（愛称：イーブン）。

所在地

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3
 神戸クリスタルタワー7階
 TEL 078-360-8550 FAX 078-360-8558
 URL <http://www.hyogo-even.jp/>



沿革

- 平成4年10月1日 県立女性センターを神戸市中央区三宮町に開設
 県立就業援助センターを廃止し、事務を県立女性センターに移管
- 平成5年10月12日 兵庫県神戸ハーバーランド庁舎（神戸市中央区東川崎町）に移転
- 平成14年4月1日 県立男女共同参画センターに名称変更

開館時間

月曜日から金曜日	・・・・・・・・・・	午前9時～午後7時
土曜日	・・・・・・・・・・	午前9時～午後5時
日曜日・祝日・年末年始	・・・・・・・・・・	休館

センターで実施している相談事業〔概要〕

	名称	内容	実施方法	
女性の ための 相談	なやみの相談 * 電話、面接相談 (面接は要予約)	女性のカウンセラーが、女性が抱える様々な悩みの相談に応じる。	電話	【相談電話番号】 078-360-8551 【相談受付日時】 月～土曜日 9:30～12:00 13:00～16:30
			面接 (要予約)	【予約電話番号】 078-360-8554 【相談受付日時】 月～金曜日 11:00～18:40 土曜日 9:20～16:50
	女性のための こころの健康相談 * 面接相談(要予約)	女性の看護師が、女性のより健康なライフスタイルづくりを支援するために相談に応じる。	【予約電話番号】078-360-8554 原則として毎月第1・3木曜日 13:30～16:40	
	法律相談 * 面接相談(要予約)	女性の弁護士が、女性が抱える様々な問題について、法的手続等の相談に応じる。	「なやみの相談(面接)」後予約 原則として毎月第2火曜日	

	名 称	内 容	実施方法	
女性 の た め の 相 談	不妊専門相談 * 電話、面接相談 (面接は要予約)	不妊の治療や悩みについて、専門的な知識を有する医師・助産師等が、不妊治療に関する相談のほか、不妊にかかわる様々な相談に応じる。	電話 (助産師)	【相談電話番号】 078-360-1388 毎月第1・3・4土曜日 10:00～16:00
			面接 (医師等) (要予約)	【予約電話番号】 078-360-8554 毎月第2土曜日、第4水曜日 14:00～17:00
	女性のための チャレンジ相談 * 面接・電話相談 (要予約)	社会保険労務士・キャリアコンサルタント等の資格を持つ女性相談員が、出産・育児等による離職者の就職や地域活動等へのチャレンジの相談に応じる。		【予約電話番号】078-360-8554 原則として毎月第1～4木曜日 10:00～13:00
	男性のための相談 * 電話相談	男性の臨床心理士が、男性の新しいライフスタイルづくりを支援するための相談に応じる。		【相談電話番号】078-360-8553 原則として毎月第3火曜日 17:00～20:00

4 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 -

趣旨

本県では、男女共同参画社会の実現を目指した「ひょうご男女共同参画プラン21」及び「男女共同参画社会づくり条例」に基づく取組をより効果的なものにするために、協働のパートナーである県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動することが重要であるとの認識から、平成15年5月に「男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 -」を策定した。それ以降、19年度からは第2次率先行動計画を、平成21年度からは第3次率先行動計画に基づき、庁内の男女共同参画を進める取組を行っている。

経緯

第3次率先行動計画の策定にあたっては、男女共同参画推進本部事務局員からの実績報告により、これまでの各取組を評価・検証するとともに、職員対象の「男女共同参画に関する意識・実態調査」により庁内の男女共同参画の現状を把握し、その結果を踏まえ、庁内男女共同参画ワーキンググループでの検討を行った。また計画案に対する庁内パブリック・コメントを実施し、職員の意見を反映したものとまとめてまとめた。

概要

- 期 間 平成21年度から平成23年度までの3年間
- 対 象 知事部局、企業庁、病院局、議会事務局、教育委員会事務局・県立学校、各種行政委員会事務局、警察本部
- 構 成 県が男女共同参画のモデル職場となるための大きな柱として「3つの目標」を置き、それを実現するための取組として「8つの取組」を設定。
- 重点項目 本計画では、これまでの課題や現在の状況を踏まえ、女性の活躍支援の一層の充実、庁内男女共同参画推進員体制の充実強化、男性職員の育児参加の積極的推進の3点を重点的に取り組む。(次表の下線部分)

【内 容】

数値目標で特に記載のないものはH23年度末まで

目 標	取 組
意思決定過程への女性の参画促進	<p>【 女性の能力発揮】</p> <p><u>管理・監督職を目指す女性職員の育成として、その職責を担っていくために必要なキャリア開発と意識改革を行う。</u></p> <p>男女が共に働くバランスの良い人事配置や職員採用試験面接員の女性割合への配慮など女性が活躍できる場の拡大に取り組む。</p> <p>[職員チャレンジプログラムの参加者:2,400人(のべ)] [県庁キャリアカフェ(女性職員交流会)の参加者:270人(のべ)] [長期派遣研修等参加者の女性割合:25%(3年平均目標)] [本庁における女性職員ゼロ課室の解消:(H24.4目標)] [職員採用試験(一般事務職)面接員の女性割合:30%以上を維持]</p>
	<p>【 女性の登用促進】</p> <p><u>管理・監督職として指導的地位に立つ女性の登用拡大・活躍促進に取り組む。</u></p> <p>[行政職新規管理職(7級)の女性割合(教委・県警除く.):8%(H24.4目標)] [行政職新規役付職員の女性割合(教委・県警除く.):20%(H24.4目標)] [管理職に対する女性活躍支援の研修参加者:800人(のべ)] [県審議会等の女性委員割合:33.3%(H23.3末)]</p>

<p>一人ひとりが能力を發揮できる環境づくり</p>	<p>【 “男女共同参画” の理解の促進】</p> <p>職員一人ひとりが“男女共同参画の視点”を持つため、意識啓発の取組を一層充実する。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント防止のため研修実施や窓口周知を徹底する。</p> <p>[男女共同参画に関するメールマガジンの配信:36回(のべ)] [男女共同参画の日の庁内放送の実施:36回(のべ)] [県庁版男女共同参画標語の設定:3回(のべ)] [セクシュアル・ハラスメント防止等の研修実施:60回(のべ)]</p>
	<p>【 キーパーソンづくり】</p> <p><u>各職場での情報発信や取組実践を行うキーパーソンとして、各所属に1名の「庁内男女共同参画推進員」を設置する。</u></p> <p>職員公募の「男女共同参画ワーキンググループ」を設置し、庁内の男女共同参画の推進に多様な意見を採り入れる。</p> <p>[庁内男女共同参画推進員の設置:1,800人(のべ)] [庁内男女共同参画ワーキンググループの設置:60人(のべ)]</p>
	<p>【 職場内外のネットワークの構築】</p> <p>庁内の職員が、お互いの理解を深め協力や相談ができる人的ネットワークの構築を促進する。</p> <p>市町、企業、地域団体・NPO等、より多様な立場の人と理解を深め県政に生かすため庁外のネットワークの構築を促進する。</p> <p>[職員チャレンジプログラムの参加者:2,400人(のべ)]<再掲> [コミュニケーションの日の実施:月1回実施の徹底] [ネットワークづくりに資する研修等の参加者:480人(のべ)]</p>
<p>仕事と生活のバランスの実現</p>	<p>【 働きやすい職場づくり】</p> <p>仕事と生活のバランスを推進するため「働き方」と「意識」の双方からの見直しを図る。</p> <p>[事務改善等の取組設定:毎年1所属1項目以上の取組の徹底] [定時退庁励行のための庁内放送の実施:180回(のべ)] [ワークスタイルフォーラムの開催:60回(のべ)] [管理職に対する仕事と生活のバランス推進研修等の実施:12回(のべ)]</p>
	<p>【 家庭・地域責任の分担】</p> <p>男女ともに職員が、仕事だけでなく、家庭・地域生活の責任を担い「生活者の視点」を持つため、地域活動への参加と家族のきずなを深める取組を促進する。</p> <p>[地域活動等の情報提供・参加呼びかけ:36回(のべ)] [家族の日推進の全庁ノー残業デー実施:月1回実施の徹底]</p>
	<p>【 子育て支援・介護支援】</p> <p>職員の育児・介護参加への理解を深め、各種支援制度を利用しやすい職場づくりを進める。</p> <p><u>特に男性職員の育児参加について、その喜びを享受し、責任を担えるよう、育児休業・休暇等取得率の向上に取り組む。</u></p> <p>[育児・介護に関する制度周知の研修等の参加者:840人(のべ)] [男性職員の育児休業・休暇等取得率:30%(育児休業4%・育児休暇等26%)(目標)]</p>

第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - (平成21年度～23年度)

平成22年3月末の実績

* 数値目標は、特に記載のない場合はH23年度末までのもの

目標	取組	項目	数値目標	H21実績
意思決定過程への女性の参画促進	女性の能力発揮	職員チャレンジプログラムの参加者 H21年度は1年次。2年次に参加者拡大予定	2,400人(3カ年計)	535人
		県庁キャリアカフェ(女性職員交流会)の参加者	270人(3カ年計)	93人
		キャリア形成に資する長期派遣研修等参加者の女性割合	25% (3年平均目標)	30.7%
		本庁における女性職員ゼロ課室(特別な事情のある課室、教委・警察除く。)	解消(H24.4目標)	1.7%(2/121) (H22.4.1)
		職員採用試験(一般事務職)における面接試験員の女性割合	30%以上を維持	28.3%
	女性の登用促進	行政職新規管理職(7級)の女性割合(教委・警察を除く。)	8%(H24.4目標)	9.7%(H22.4.1)
		行政職新規役付職員の女性割合(教委・警察を除く。)	20.0%(H24.4目標)	18.7%(H22.4.1)
		管理職に対する「女性活躍支援」のための研修参加者	800人(3カ年計)	260人
		県審議会等の女性委員割合	33.3%(H23.3末)	32.2%
	一人ひとりが能力を發揮できる環境づくり	“男女共同参画”の理解の促進	男女共同参画に関するメールマガジンの配信	36回(3カ年計)
「男女共同参画の日」(毎月11日)の庁内放送の実施			36回(3カ年計)	12回
県庁版「男女共同参画標語」の設定			3回(3カ年計)	1回
セクシュアル・ハラスメント防止等の研修の実施			60回(3カ年計)	20回
キーパーソンづくり		庁内男女共同参画推進員の設置	1,800人(3カ年計)	566人
		庁内男女共同参画ワーキンググループの設置	60人(3カ年計)	20人
		職場内外でのネットワークの構築	職員チャレンジプログラムの参加者<再掲>	-
「コミュニケーションの日」の実施	月1回実施の徹底		12回	
ネットワークづくりに資する研修・セミナー等の参加者	480人(3カ年計)		163人	
仕事と生活のバランスの実現	働きやすい職場づくり	事務改善・経費削減の取組設定	年1所属1項目以上の取組の徹底	実施済
		定時退庁励行のための庁内放送の実施	180回(3カ年計)	60回
		ワークスタイルフォーラムの開催	60回(3カ年計)	20回
		管理職に対する「仕事と生活のバランス」推進のための研修等の実施	12回(3カ年計)	4回
	家庭・地域責任の分担	地域活動等の情報提供・参加呼びかけ	36回(3カ年計)	10回
		「家族の日」推進のための全庁ノー残業デー(毎月第3水曜日)の実施	月1回実施の徹底	12回
	子育て支援・介護支援	育児・介護に関する制度周知のための研修等の参加者	840人(3カ年計)	285人
		「職員の子育て支援に関する条例」に基づく男性職員の育児休業・育児休暇等取得率	30% (育児休業4%、 育児休暇等26%)	11.4% (育児休業1.1%、 男性の育児参加のための休暇10.2% 育児休暇0.1%)

第3部

市町の男女共同参画の取組状況

1 県内市町における男女共同参画施策の取組状況

男女共同参画を実現するためには、国・県・市町が相互に連携を図るとともに、それぞれが独自性を持った施策を推進することが必要です。特に、住民にとって最も身近な市町が果たす役割は重要です。

県内市町の取組状況をみると、男女共同参画に関する条例を制定しているのは7市町（神戸市、尼崎市、芦屋市、赤穂市、宝塚市、小野市、多可町）、計画を策定しているのは28市7町、活動拠点施設を設置している市町は19市となっています。こうしたなか、「女性チャレンジひろば」が開設されるとともに、相談体制の充実によりDV防止対策も図られるなど、女性が活躍できる環境が整備され、支援策も充実してきています。

(平成22年9月1日現在)

	市町名	条 例	計 画	拠点施設	女性チャレンジひろば	ひょうご女性チャレンジねっと	庁内連絡会議	諮問機関
市	神戸市							
	姫路市							
	尼崎市							
	明石市	-						
	西宮市							
	洲本市	-		-	-	-		
	芦屋市				-			
	伊丹市	-						
	相生市	-						-
	豊岡市	-		-	-			-
	加古川市	-						
	赤穂市							-
	西脇市	-				-		
	宝塚市							
	三木市	-						
	高砂市	-						
	川西市							
	小野市							
	三田市	-						-
	加西市							
	篠山市	-				-		
	養父市	-						-
	丹波市	-			-			-
南あわじ市				-	-		-	
朝来市	-			-			-	
淡路市	-			-	-		-	
宍粟市	-			-	-		-	
加東市	-			-	-		-	
たつの市	-			-	-		-	
阪神北	猪名川町	-		-	-	-		
東播磨	稲美町	-		-	-	-		
	播磨町	-		-	-	-	-	-
北播磨	多可町			-	-		-	-
中播磨	神河町	-	-	-	-			-
	市川町	-	-	-	-		-	-
	福崎町	-	-	-	-		-	-
西播磨	太子町	-		-	-	-	-	-
	上郡町	-	-	-	-	-		-
	佐用町	-	-	-	-	-	-	-
但馬	香美町	-		-	-		-	-
	新温泉町	-			-	-	-	
合 計		有7 (17.1%)	有35 (85.4%)	有19 (46.3%)	有19 (46.3%)	有31 (75.6%)	有23 (56.1%)	有18 (43.9%)
41市町(市29・町12)		検討中5	検討中1	検討中2	-	-	検討中7	検討中4
兵庫 県								

：有 ：検討中 -：無

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

備考:1 条例の日付は、左から順に、「可決日」「公布日」「施行日」
 2 計画の日付は、左から順に、「策定年月日」「計画期間」
 3 職員数は各自治体の正規職員の人数を記載

1 神戸市		職員数		
主管課： 市民参画推進局市民生活部男女共同参画課 所在地： 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 電話： 078-322-5179 FAX： 078-322-6034 e-mail： danjyo@office.city.kobe.lg.jp ホームページ： http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/index.html		男女共同参画担当課(室)	5名(専任5名)	
		男女共同参画センター等	3名(専任3名)	
条例	神戸市男女共同参画の推進に関する条例	H15.3.20	H15.3.27	H15.4.1
計画	神戸市男女共同参画計画(第2次)	H20.3	H20.4~H23.3	
庁内連絡会議	神戸市男女共同参画推進本部			
諮問機関	神戸市男女共同参画審議会			
活動拠点施設	神戸市男女共同参画センター(あすてっぷKOB E) 設置年月日：平成4年3月(平成12年4月「生活学習センター」より名称変更) 開館日・時間：火~土曜 9時~21時 日曜・祝日 9時~17時 〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3 電話：078-361-6977 FAX: 078-361-6477 e-mail: astep@smile.odn.ne.jp ホームページ： http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/asuteppu/index.html			
主要事業	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 人口減少社会を迎え、将来的に労働力不足が予測されるなかで、働き方や雇用形態を変え、家庭生活や地域活動を大切にするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図る。 (1) 推進モデル地域事業(六甲アイランド) (2) 推進方法の研究 DV対策の強化 平成21年3月に策定した「神戸市配偶者暴力対策基本計画」を推進するため、「配偶者暴力相談支援センター」の相談体制の充実や、DV被害者グループカウンセリングの実施など、DV対策を強化する。 (1) 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実 (2) DV被害者の緊急時における安全の確保 (3) DV予防啓発事業の推進 (4) DV被害者支援を担う関係者への研修の実施及び関係機関の連携強化 (5) DV被害者グループカウンセリングの実施 (6) 外国語DVリーフレットの作成			

2 姫路市		職員数		
主管課： 交流振興局市民参画部男女共同参画推進課 所在地： 〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階 電話： 079-287-0803 FAX： 079-287-0805 e-mail： danjoushishin@city.himeji.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html		男女共同参画担当課(室)	3名(専任2名・兼務1名)	
		男女共同参画センター等	5名(専任4名・兼務1名)	
条例	(検討中)			
計画	姫路市男女共同参画プラン	H13.3	H13.4~H25.3	
庁内連絡会議	姫路市男女共同参画プラン推進本部			
諮問機関	姫路市男女共同参画プラン推進懇話会			
活動拠点施設	姫路市男女共同参画推進センター(あいめっせ) 設置年月日：平成13年9月1日 開館日・時間：毎日9時~21時 年末年始(12/28~1/4)、臨時休館日を除く 〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階 電話：079-287-0803 FAX: 079-287-0805 e-mail: i-messae@city.himeji.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/			
主要事業	啓発講演会、講座 男女共同参画についての講演会や講座の開催を通じて意識啓発を図る。 ・男女共同参画週間講演会 講演：「『婚活時代』をめぐって」 講師：山田 昌弘さん 定員：280名 (他に1回開催予定) ・講座 キャリアアップセミナー、男性講座、市民企画講座等17講座開催予定 あいめっせフェスティバル 登録団体の活動内容を広く市民に公開する場。講演会、セミナー、展示等 女性のチャレンジ支援 ・「ひめじ女性チャレンジひろば」での情報提供・チャレンジ情報端末の設置 ・社会保険労務士によるチャレンジ相談の実施(月1回) ・チャレンジ支援セミナーの実施 市民向け刊行物等の表現に関する調査 市が発信する情報は市民へ及ぼす影響が大きいことから、刊行物の表現の現状を把握するとともに、職員が情報の発信者として男女共同参画の視点に敏感になるよう意識を高めることを目的に調査を行う。 事業所の男女共同参画推進状況調査 事業所における男女共同参画に関する取り組み等の調査を行う。			

3 尼崎市							
主管課： 環境市民局 女性・消費生活課 所在地： 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-36-1 電話： 06-6436-8635 FAX： 06-6436-5757 e-mail： ama-jo@city.amagasaki.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.amagasaki.hyogo.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>4名(専任3名・兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	4名(専任3名・兼務1名)	男女共同参画センター等	指定管理者
職員数							
男女共同参画担当課(室)	4名(専任3名・兼務1名)						
男女共同参画センター等	指定管理者						
条 例	尼崎市男女共同参画社会づくり条例 H17.12.22 H17.12.27 H17.12.27 (一部条項を除く)						
計 画	尼崎市男女共同参画計画 H19.4 H19.4～H24.3						
庁内連絡会議	尼崎市男女共同参画推進本部						
諮問機関	尼崎市男女共同参画審議会						
活動拠点施設	尼崎市立女性・勤労婦人センター(尼崎市女性センター・トレピエ) 設置年月日：平成5年11月2日 開館日・時間：月～土曜 9時～21時 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3丁目3番1号 電話：06-6436-6331 FAX：06-6436-5757 ホームページ：http://www.amagasaki-trepied.com/						
主要事業	男女共同参画社会づくり関係事業 男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、啓発等事業を実施する。 女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業 女性・勤労婦人センターの管理運営業務(男女共同参画社会づくりに係る啓発、就業支援、相談、情報提供、施設の管理運営など)を、地方自治法に基づき、指定管理者に代行させる。						

4 明石市							
主管課： コミュニティ推進部男女共同参画課 所在地： 〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスパia明石北館7階 電話： 078-918-5611 FAX： 078-918-5617 e-mail： danjyo@city.akashi.lg.jp ホームページ： http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/index.html	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>7名(兼務7名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>3名(専任3名)</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	7名(兼務7名)	男女共同参画センター等	3名(専任3名)
職員数							
男女共同参画担当課(室)	7名(兼務7名)						
男女共同参画センター等	3名(専任3名)						
条 例	-						
計 画	あかし男女共同参画プラン「きらめきプラン21」 H13.3 H13.4～H23.3						
庁内連絡会議	あかし男女共同参画プラン推進連絡会議						
諮問機関	あかし男女共同参画プラン推進懇話会						
活動拠点施設	あかし男女共同参画センター 設置年月日：平成14年4月18日 開館日・時間：火～日曜日 9時～22時 〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスパia明石北館7階 電話：078-918-5611 FAX：078-918-5617 e-mail： danjyo@city.akashi.lg.jp ホームページ：http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/danjyo/index.html						
主要事業	啓発事業 ・男女共同参画週間記念事業「きらめきあかしクイズラリー」 男女共同参画に関係する施設などをクイズを解きながら回るウォークラリー ・男女共同参画社会づくりをめざして講座等の実施 女性生活大学、男性生活大学 ・あかし男女共同参画センターまつりの開催 就労支援事業 ・就労支援セミナー ・事業所等への就労体験 チャレンジ広場 ・チャレンジ相談 ・情報提供 あかし女と男の情報誌「きらめき」の発行 年2回 各15,000部発行 配布対象：自治会、市内各公共施設 等 相談事業 ・女性カウンセラーによる女性問題相談を実施 ・女性のための健康相談 ・女性のための法律相談						

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

5 西宮市						
主管課： 総合企画局文化まちづくり部男女共同参画推進課 所在地： 〒662-8567(663-8204) 西宮市六湛寺町10-3 (西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階) 電話： 0798-35-3768(0798-64-9495) FAX： 0798-64-9496 e-mail： jyosei@nishi.or.jp ホームページ： http://www.nishi.or.jp/homepage/wave	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 9名(兼務9名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	} 9名(兼務9名)	男女共同参画センター等
職員数						
男女共同参画担当課(室)	} 9名(兼務9名)					
男女共同参画センター等						
条 例	〔懇話会で必要性を検討〕					
計 画	西宮市男女共同参画プラン H19.3 H19.4～H29.3					
庁内連絡会議	西宮市男女共同参画推進会議					
諮問機関	西宮市男女共同参画懇話会					
活動拠点施設	西宮市男女共同参画センター(ウェブ) 設置年月日：平成12年10月1日 開館日・時間：年末年始以外(12/29～1/3)9時～22時 〒663-8204 西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階 電話：0798-64-9495 FAX：0798-64-9496 e-mail： vo_jyosei@nishi.or.jp ホームページ： http://www.nishi.or.jp/homepage/wave/					
主要事業	主催講座 男女共同参画社会実現に向けての講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・年間テーマ講座 ・センパイ転勤族の妻から転勤族の妻たちへ ・男女共同参画週間記念講演会 ・親子関係セミナー ・人材育成講座 ・先輩シングルマザーに聞く ・女性に対する暴力をなくす運動講演会 ・再就職準備セミナー(財)21世紀職業財団兵庫事務所と共催) ・相談室企画講座 <ul style="list-style-type: none"> ・男性セミナー ・語り合いグループ講座 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育サポーター養成講座 ・市民企画講座(5講座程度) <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 女性のための相談 女性のための相談室を設置し相談事業を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談(月・木)10:00～12:00 13:00～16:00 1人40分程度 電話：0798-64-9499 ・面接相談(火・水・土)10:00～12:00 13:00～16:30 1人50分 要予約 電話：0798-64-9498 ・法律相談(第3金)14:00～17:00 弁護士による 1人30分 要予約 電話：0798-64-9498 ・キャリア相談 学習室の貸館 男女共同参画について活動しているグループ等を支援するため、学習室の貸館を行う。 学習室5室、子ども室1室					

6 洲本市						
主管課： 市民生活部人権推進課 所在地： 〒656-8686 洲本市本町3-4-10 電話： 0799-22-2580 FAX： 0799-23-0974 e-mail： jinken@city.sumoto.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.sumoto.hyogo.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 3名(兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	} 3名(兼務3名)	男女共同参画センター等
職員数						
男女共同参画担当課(室)	} 3名(兼務3名)					
男女共同参画センター等						
条 例	-					
計 画	洲本市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3					
庁内連絡会議	洲本市男女共同参画推進委員会幹事会					
諮問機関	洲本市男女共同参画推進委員会					
活動拠点施設	-					
主要事業	男女共同参画講演会 年間2回開催予定 啓発事業 男女共同参画週間に講演会の開催 市広報紙への掲載 市ケーブルテレビ文字放送					

7 芦屋市						
主管課： 市民生活部市民参画課男女共同参画推進担当 所在地： 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋 2階 電話： 0797-38-2023 FAX： 0797-38-2175 e-mail： josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/withus/centerwithus.html	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 3名(専任3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	} 3名(専任3名)	男女共同参画センター等
職員数						
男女共同参画担当課(室)	} 3名(専任3名)					
男女共同参画センター等						
条 例	芦屋市男女共同参画推進条例 H21.4施行					
計 画	第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)「ウィザス・プラン」H20.2 H20.4～H25.3					
庁内連絡会議	芦屋市男女共同参画推進本部					
諮問機関	芦屋市男女共同参画推進審議会					
活動拠点施設	芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや 設置年月日：平成6年8月1日 開館日・時間：平日・第1土曜 9時～17時30分 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋 2階 電話：0797-38-2023 FAX：0797-38-2175 e-mail： josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/withus/centerwithus.html					
主要事業	啓発事業 ・男女共同参画週間記念事業(男女共生のための映画上映) ・法律講座 ・就労支援パソコン講座 ・就労準備講座 ・護身術講座 ・女性の健康講座 ・コミュニケーション講座 ・市民企画講座 ・大人の読書タイム ・DV防止キャンペーンを街頭啓発にて実施(芦屋警察、市内各団体が参加) 情報紙の発行 毎回テーマを決め、ジェンダーの視点に沿った問題提起 年4回、毎回4,000部発行、市内公共施設、市内学校PTA協議会に配布 相談事業 ・女性のなやみ相談 ・暴力(DV)に関する相談 男女共生をめざす団体間のネットワークづくり 定例会(毎月開催)での情報交換と年1回の合同事業の開催(「ウィザスあしやフェスタ」3月実施)					

8 伊丹市							
主管課： 市民部同和・人権室男女共同参画課 所在地： 〒664-8503 伊丹市千僧1-1 電話： 072-784-8146 FAX： 072-780-3519 e-mail： danjyokyodo@city.itami.lg.jp ホームページ： http://www.city.itami.lg.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>4名(専任4名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	4名(専任4名)	男女共同参画センター等	指定管理者
職員数							
男女共同参画担当課(室)	4名(専任4名)						
男女共同参画センター等	指定管理者						
条 例	-						
計 画	伊丹市男女共同参画計画 H18.3 H18.4～H28.3						
庁内連絡会議	伊丹市男女共同参画推進本部						
諮問機関	伊丹市男女共同参画政策懇話会						
活動拠点施設	伊丹市女性交流サロン 設置年月日：平成10年4月1日 開館日・時間：休館日の火曜・祝日以外 9時～17時15分 〒664-0855 伊丹市御願塚6丁目1-1 伊丹市立女性・児童センター内 電話：072-772-7248 FAX：072-772-7248 e-mail： salon@itami-danjo.jp ホームページ： http://www.itami-danjo.jp/						
主要事業	いたみ女性チャレンジひろば(女性交流サロン内) チャレンジ情報コーナー、再チャレンジ支援セミナー、チャレンジ相談(予約制・無料) 男女共同参画推進市民フォーラム 平成22年6月26日(土)、女性・児童センター。講演会やオンブード報告など 男女共同参画施策市民オンブード 市長の委嘱を受け、市男女共同参画計画の進捗状況をチェックし報告(人数3人、任期2年) また、公募市民による「オンブード・サポーターズ」がオンブード活動を支援(人数6人、任期1年) 女性のための相談 なやみ相談、カウンセリング、法律相談、チャレンジ相談、DV相談 その他 男女共同参画出前学習会、男女共同参画情報紙 ほか						

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

9 相生市							
主管課： 市民環境部まちづくり推進室 所在地： 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33 電話： 0791-23-7130 FAX：0791-23-7137 e-mail： machizukuri@city.aioi.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.aioi.hyogo.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>5名(専任1名・兼務4名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>1名(兼務1名)</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	5名(専任1名・兼務4名)	男女共同参画センター等	1名(兼務1名)
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	5名(専任1名・兼務4名)						
男女共同参画センター等	1名(兼務1名)						
条 例	-						
計 画	相生市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3						
庁内連絡会議	相生市男女共同参画推進会議、幹事会、作業部会						
諮問機関	-						
活動拠点施設	相生市男女共同参画センター 設置年月日：平成15年6月1日 開館日・時間：平日(土日・祝日・年末年始除く)9時～17時 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33(相生市民会館内) 電話：0791-23-7130 FAX：0791-23-7137 e-mail： machizukuri@city.aioi.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.aioi.hyogo.jp						
主要事業	男女共同参画セミナー、フォーラムの開催 男女共同参画週間事業 女性チャレンジひろば パンプ等情報提供						

10 豊岡市							
主管課： 秘書広報課 所在地： 〒668-8666 豊岡市中央町2-4 電話： 0796-23-1111(代) FAX： 0796-24-2575 内線 2077 e-mail： kouhou@city.toyooka.lg.jp ホームページ： http://www.city.toyooka.lg.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	3名(兼務2名)	男女共同参画センター等	-
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	3名(兼務2名)						
男女共同参画センター等	-						
条 例	-						
計 画	豊岡市男女共同参画プラン H18.11 H19.4～H24.3						
庁内連絡会議	庁議、経営戦略会議、政策調整会議						
諮問機関	-						
活動拠点施設	-						
主要事業	男女共同参画社会推進に係る一時保育事業 男女を通じて子育て世代が、審議会、委員会等に参加しやすい環境づくりを進めるため、市の実施するさまざまな事業で保育士を配置して一時保育を行う。 男女共同参画プランの改定 男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、経済的・社会的・文化的な利益と責任を分かち合う「男女共同参画社会」の実現に向けて、推進の指針となるプラン(改訂)の策定事務を進める。 ・市民アンケートの実施 ・推進懇話会(プラン検討委員会)開催 ・豊岡市男女共同参画プラン(改訂)策定 女性のためのチャレンジ相談の実施 県事業「出前チャレンジ相談」を活用し、年2回の個別面接相談を実施(日時・場所など詳細未定) 概ね各小学校区単位に設置している公民館でも、子育て教室、女性学級、高齢者教室、男性料理教室、パソコン教室等各館の特色を活かした事業を行っている。						

11 加古川市							
主管課： 企画部政策企画局男女共同参画センター 所在地： 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45（JALビル3階） 電話： 079-424-7172 FAX： 079-454-4190 e-mail： danjyo@city.kakogawa.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課（室）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>3名（専任3名）</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課（室）	-	男女共同参画センター等	3名（専任3名）
	職員数						
男女共同参画担当課（室）	-						
男女共同参画センター等	3名（専任3名）						
条 例	-						
計 画	加古川市男女共同参画行動計画 H18.3 H18.4～H23.3						
庁内連絡会議	加古川市男女共同参画推進本部会議						
諮問機関	加古川市男女共同参画社会づくり懇話会						
活動拠点施設	加古川市男女共同参画センター 設置年月日：平成18年6月5日 開館日・時間：月～金曜9時～17時45分（祝日及び12/29～1/3を除く） 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45番地（加古川産業会館JAビル3階） 電話：079-424-7172 FAX：079-454-4190 e-mail： danjyo@city.kakogawa.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/						
主要事業	男女共同参画週間記念事業 日時：平成22年6月23日（水）～29日（火） 場所：加古川市男女共同参画センター 市民スタッフ養成講座の卒業生のグループなどと協働により実施 市民スタッフ養成講座 時期：平成22年9月～平成23年1月（12回講座） 男女共同参画社会の実現に向け、地域においてその推進的役割を担うスタッフを養成する。 啓発チラシ 年3回、2000枚発行 各施設等へ配布 男女共同参画の啓発や男女共同参画センターの事業紹介 女性のチャレンジ支援事業 女性のチャレンジ相談、就業支援セミナー、女性のための就職応援会、チャレンジショップ等						

12 赤穂市							
主管課： 市民部市民対話室 人権・男女共同参画係 所在地： 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 電話： 0791-43-6818 FAX：0791-43-6810 e-mail： taiwa@city.ako.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.ako.hyogo.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課（室）</td> <td>2名（兼務2名）</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課（室）	2名（兼務2名）	男女共同参画センター等	-
	職員数						
男女共同参画担当課（室）	2名（兼務2名）						
男女共同参画センター等	-						
条 例	赤穂市男女共同参画社会づくり条例 H17.3.11 H17.4.1 H17.4.1（一部7.1施行）						
計 画	赤穂市男女共同参画プラン H16.3 H16.4～H26.3						
庁内連絡会議	-						
諮問機関	赤穂市男女共同参画審議会						
活動拠点施設	赤穂市女性交流センター 設置年月日：平成10年10月30日 開館日・時間：火～日曜 9時～17時 〒678-0233 赤穂市加里屋中洲3丁目55番地 赤穂市民会館3階 電話：0791-43-7800						
主要事業	男女共同参画フォーラム 2月に講演会を予定 男女共同参画市民講座 3～4回予定 女性問題相談 女性交流センターで相談員による女性問題相談を実施						

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

13 西脇市			
主管課： 教育委員会 生涯学習課 所在地： 〒677-0015 西脇市西脇790-15 電話： 0795-22-5996 FAX： 0795-22-6015 e-mail： manavita@city.nishiwaki.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.nishiwaki.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	5名(兼務5名)
		男女共同参画センター等	-
条 例	-		
計 画	西脇市男女共同参画基本プラン	H14.3 (H19.3改定)	H14.4～H24.3
庁内連絡会議	西脇市男女共同参画推進本部		
諮問機関	西脇市男女共同参画推進会議		
活動拠点施設	-		
主要事業	男女共同参画セミナー もっと すてきに “パートナー” 市民から公募した委員により、男女共同参画社会について啓発するためのセミナーを企画・運営する。 ・子育て世代を対象としたセミナー ・DV予防啓発に関するセミナー ・市内中高校生を対象としたデートDV予防啓発出張授業 川柳コンクール 男女共同参画に関する川柳を募集し、入賞作品を人権週間(12/4～10)等に市役所ロビー、市内公共施設に掲示し、啓発を実施		

14 宝塚市			
主管課： 総務部人権平和室人権男女共同参画課 所在地： 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 電話： 0797-71-1141 FAX： 0797-77-2171 e-mail： m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp ホームページ： http://www.city.takarazuka.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	3名(専任2名・兼務1名)
		男女共同参画センター等	指定管理者
条 例	宝塚市男女共同参画推進条例	H14.6.25	H14.6.27 H14.7.1
計 画	宝塚市男女共同参画プラン	H18.5	H18.5～H28.3 個別事業は、H23.3まで
庁内連絡会議	都市経営会議		
諮問機関	宝塚市男女共同参画推進審議会		
活動拠点施設	宝塚市立男女共同参画センター・エル 設置年月日：平成元年10月1日 開館日・時間：平日・土曜 9時～21時、日曜・祝日 9時～17時、第2日曜・年末年始休館 〒665-0845 宝塚市栄町2丁目1-2 ソリオ2 4階 電話：0797-86-4006 FAX：0797-83-2424 e-mail： elsenternpo-empower@takarazuka-ell.jp ホームページ： http://www.takarazuka-ell.jp/		
主要事業	男女共同参画プラン推進フォーラム 男女共同参画プランの市民への周知のために講演会等を開催 男女共同参画センターフェスティバル センターを市民等へ周知するため、公開学習会、講演会等を開催 (企画運営は、市民による実行委員会で行う。) 啓発誌「エル・コンパス」発行 男女共同参画に関する啓発記事・図書情報・講座案内等を掲載(年3回、2,500部発行)		

15 三木市							
主管課： 市民ふれあい部人権推進課 所在地： 〒673-0433 三木市福井1933-12 教育センター 3階 電話： 0794-82-2000 内線5100 FAX：0794-89-2331 e-mail： jinken@city.miki.lg.jp ホームページ： http://www.city.miki.lg.jp/							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(専任2名・兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>3名(専任2名・兼務1名)</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	3名(専任2名・兼務1名)	男女共同参画センター等	3名(専任2名・兼務1名)
職員数							
男女共同参画担当課(室)	3名(専任2名・兼務1名)						
男女共同参画センター等	3名(専任2名・兼務1名)						
条 例	〔三木市人権尊重のまちづくり条例(H13.1.1)に包括〕						
計 画	三木市男女共同参画プラン H16.3 H16.4～H22.3						
庁内連絡会議	(検討中)						
諮問機関	(検討中)						
活動拠点施設	三木市男女共同参画センター(こらぼーよ) 設置年月日：平成14年9月2日 開館日・時間：月～金曜 9時～17時 〒673-0433 三木市福井1933-12 教育センター 3階 電話：0794-89-2331 FAX：0794-89-2331 e-mail： jinken@city.miki.lg.jp ホームページ： http://www.city.miki.lg.jp/						
主要事業	男女共同参画セミナー ・こころとからだの健康を含めた(各地区公民館の出席講座)・女性の心が元気になるための講座 ・男の自立のための料理講座 ・親子で参加リズム体操セミナー ・デートDV防止セミナー ・話し方スキルアップセミナー ・親子で参加絵本カフェ 事業内容について 三木市男女共同参画センター運営委員会を開き、内容を協議し開催する(年3回開催) 情報誌の発行 情報誌の作成は、情報誌編集グループと男女共同参画センターが協働で作成し発行する (年5回程度発行予定) 女性のためのチャレンジ相談(6/16,7/21,8/18,9/15,10/20,11/17,12/15) 各回とも時間は10:00～12:00 女性のための相談室 電話相談 火曜日10:00～12:00 木曜日13:00～16:00 面接相談(要予約) 火曜日13:00～16:00 木曜日10:00～12:00						

16 高砂市							
主管課： 生活環境部市民活動推進課 所在地： 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話： 079-443-9133 FAX： 079-442-6082 e-mail： cocot@city.takasago.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,html							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>1名(兼務1名)</td> </tr> </tbody> </table>	職員数		男女共同参画担当課(室)	—	男女共同参画センター等	1名(兼務1名)
職員数							
男女共同参画担当課(室)	—						
男女共同参画センター等	1名(兼務1名)						
条 例	-						
計 画	たかさご男女共同参画プラン H12.1 H12.4～H23.3						
庁内連絡会議	たかさご男女共同参画プラン推進会議・幹事会						
諮問機関	たかさご男女共同参画プラン推進懇話会						
活動拠点施設	高砂市男女共同参画センター 設置年月日：平成13年 開館日・時間：月～金曜 8時30分～17時15分 土日祝日、年末年始は休み 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話：079-443-9133 FAX：079-442-6082 e-mail： cocot@city.takasago.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,html						
主要事業	相談事業 ・こころの相談：月曜日～金曜日 9:30～12:00,13:00～16:00 土日祝日・年末年始は休み ただし、面接相談は予約制 ・女性のための法律相談：毎月第4月曜日 13:00～16:00(一人30分) ただし事前相談が必要 情報誌の発行 男女共同参画に関するトピックを掲載した情報誌「cocot」を市民との協働で作成 10月と3月の年2回、各2,000部発行 啓発事業 ・男女共同参画週間事業 ・講座・セミナー等の開催 ・「たかさごチャレンジひろば」事業 ・中学生のためのデートDV防止講座 市内中学校						

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

17 川西市							
主管課： 市民生活部 市民環境室 参画協働・相談課 所在地： 〒666-8501 川西市中央町1-2-1 電話： 072-740-1109 FAX： 072-740-1322 e-mail： kawa0178@city.kawanishi.lg.jp ホームページ： http://www.city.kawanishi.hyogo.jp	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	2名	男女共同参画センター等	
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	2名						
男女共同参画センター等							
条 例	(検討中)						
計 画	川西市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3						
庁内連絡会議	川西市男女共同参画推進本部						
諮問機関	川西市男女共同参画審議会						
活動拠点施設	川西市男女共同参画センター 設置年月日：平成14年6月9日 開館日・時間：平日 9時～22時 (第4日曜日及び12月29日～1月3日は休み) 〒666-0015 川西市小花1丁目8-1(ジョイン川西内) 電話：072-759-1856 FAX：072-759-1891 e-mail： kawa0178@city.kawanishi.lg.jp ホームページ： http://www.city.kawanishi.hyogo.jp						
主要事業	男女共同参画推進事業 ・広報かわにし「男女共同参画特集」(年1回・8頁、全戸配布) ・グループ活動助成金事業 学習・啓発事業 ・保育つき情報ライブラリー(毎月第2火曜日実施) ・再就職支援、子育て支援等各種講座開催 女性のための相談事業 ・面接・電話相談火・水・木曜日(専門相談員)12:00～15:00(各3回・1回50分・要予約) 電話相談 月・金曜日(カウンセリンググループ)10:00～12:00 男女共同参画職員研修会 全職員対象(管理職・一般職別)、DV・児童虐待等関連機関担当者研修						

18 小野市							
主管課： 市民安全部 ヒューマンライフG 男女共同参画推進G 所在地： 〒675-1380 小野市王子町806-1 電話： 0794-63-1017 FAX： 0794-63-3690 e-mail： danjo@city.ono.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/8/17/	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)	男女共同参画センター等	指定管理者
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)						
男女共同参画センター等	指定管理者						
条 例	小野市はーと・シップ(男女共同参画)社会推進条例 H14.9.20 H14.9.26 H14.10.1						
計 画	はーと・シップ プラン H14.3 H14.3～H24.3						
庁内連絡会議	小野市男女共同参画推進本部会議						
諮問機関	小野市男女共同参画推進市民会議						
活動拠点施設	小野市男女共同参画センター 設置年月日：平成17年4月1日 開館日・時間：原則年中無休 開館時間 9時～22時 窓口受付時間 9時～20時 休館日：毎月第4火曜日(祝・祭りと重なる場合は翌日)、及び12月31日～1月3日 〒675-1366 小野市中島町7番地 小野市うるおい交流館 エクラ内 電話：0794-62-6765 FAX：0794-62-2400 e-mail： danjo@ksks-arche.jp ホームページ： http://www.ksks-arche.jp/danjo/						
主要事業	おのウィメンズ・チャレンジ塾の開催(年間8回程度) 対象：市内在住の女性 目的：方針決定の場に参画する女性の育成 フォーラム、啓発・就業支援セミナーの開催 (講演会)開催日：平成22年6月26日 講師 汐見稔幸さん 演題：「もうなくしたい子どもの悲劇」 (セミナー)教養講座、女性講座、男性講座、女性法律講座、再就職支援講座など 情報誌「はーと・シップ」の発行 年2回全戸配布(約16,500部) 男女共同参画センター便り 年2回発行 「エクラ・ハートフル・パーティ」少子化対策「出逢いの場」支援事業 女性のための相談 毎週木曜日9:30～11:30電話相談、13:00～16:00面接相談(予約要) 特別啓発員派遣事業						

19 三田市	
主管課：	まちづくり部 市民協働室 まちづくり協働センター
所在地：	〒669-1528 三田市駅前町2番1号
電話：	079-563-8000
e-mail：	machizukuri_u@city.sanda.lg.jp
ホームページ：	http://www.city.sanda.lg.jp
	職員数
	男女共同参画担当課(室) } 4名(専任1名・兼務3名)
	男女共同参画センター等 }
条 例	-
計 画	第3次三田市男女共同参画計画 H18.3 H18.4～H23.3
庁内連絡会議	-
諮問機関	三田市男女共同参画推進委員会
活動拠点施設	三田市まちづくり協働センター(センター内に、人権・男女共同参画プラザを設置) 設置年月日：平成17年9月15日 開館日・時間：年末年始(12月29日～1月3日)以外 男女共同参画プラザは水曜日休み センター 10時～22時、プラザ 10時～17時、行政 10時～18時 〒669-1528 三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール)6階 電話：079-563-8000 FAX：079-563-8001 e-mail： machizukuri_u@city.sanda.lg.jp ホームページ：http://www.city.sanda.lg.jp
主要事業	男女共同参画講演会 定員：200人 情報紙の発行 男女共同参画に関する啓発記事を掲載(年8回、全戸配布)、男女共同参画プラザ情報紙(年4回) 男女共同参画啓発講座・セミナーの開催 女性のための相談事業(面接・電話相談) 毎週火曜10:30～12:30 毎週木曜13:30～17:30 第2・4土曜10:30～17:30 いずれも祝日・年末年始は除く

20 加西市	
主管課：	総務部 自治参画課
所在地：	〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アステリア かさい3階 加西市男女共同参画センター
電話：	0790-42-0105 FAX：0790-42-0133
e-mail：	sankaku@city.kasai.lg.jp
ホームページ：	http://www.nehime-net.jp/
	職員数
	男女共同参画担当課(室) 4名(専任1名・兼3名)
	男女共同参画センター等 1名(兼任)
条 例	(検討中)
計 画	かさい男女共同参画ゆめプラン H14.2 H14.4～H24.3
庁内連絡会議	加西市男女共同参画推進本部
諮問機関	(検討中)
活動拠点施設	加西市男女共同参画センター 設置年月日：平成15年3月27日 開館日：年末年始(12月28日～1月4日)以外の日 開館時間：9時～22時 〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アステリアかさい3階 電話：0790-42-0105 FAX：0790-42-0133 e-mail： sankaku@city.kasai.lg.jp ホームページ：http://www.nehime-net.jp/sankaku/
主要事業	男女共同参画特別事業 かさいパープルリボンプロジェクト 11月開催 男女共同参画週間事業 男女共同参画フォーラム 6月開催 啓発パネル展示 男女共同参画啓発講座・セミナーの開催 女性のための相談事業(面接相談) 第4土曜 14:00～17:00 介護相談事業(面接相談) 第4土曜 14:00～15:30 パンフレット作成、市広報誌への掲載 市広報誌に啓発PRを常時掲載 男女共同参画職員研修会 自治会三役への女性の登用推進事業

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

21 篠山市	
主管課： 市民生活部人権推進課男女共同参画係	
所在地： 〒669-2397 篠山市北新町41	
電話： 079-552-6926 FAX： 079-554-2332	
e-mail： jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp	
ホームページ： http://www.city.sasayama.hyogo.jp	
	職員数
	男女共同参画担当課(室) 3名(兼務2名)
	男女共同参画センター等 上記兼務
条 例	-
計 画	篠山市男女共同参画プラン H14.3 H14.4～H24.3
庁内連絡会議	篠山市男女共同参画推進本部 篠山市男女共同参画推進庁内会議
諮問機関	篠山市男女共同参画審議会
活動拠点施設	篠山市男女共同参画センター・フィフティ 設置年月日：平成15年4月 開館日・時間：月～金 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始は休館) 〒669-2397 篠山市北新町41 市役所第2庁舎3階 電話：079-552-6926 FAX：079-554-2332 e-mail： jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.sasayama.hyogo.jp/danjo/index.html
主要事業	篠山市男女共同参画推進研修 各自治会選任の「篠山市男女共同参画推進員」の研修会(男女共同参画週間) 篠山市男女共同参画セミナーの開催 女性のための相談室 毎週 月～金 9:00～17:00 面接・電話相談

22 養父市	
主管課： 市民生活部人権推進課	
所在地： 〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675	
電話： 079-662-6142 FAX： 079-662-7491	
e-mail： jinkensuishin@city.yabu.hyogo.jp	
ホームページ： http://www.city.yabu.hyogo.jp/	
	職員数
	男女共同参画担当課(室) 1名(兼務1名)
	男女共同参画センター等 事業委託
条 例	-
計 画	養父市男女共同参画プラン H19.3 H19.4～H24.3
庁内連絡会議	養父市男女共同参画推進本部
諮問機関	-
活動拠点施設	養父市男女共同参画センター 設置年月日：平成19年4月1日 開館日・時間：月～金曜〔土、日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休み〕10時～17時 〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1219番地5 ショッピングタウンペア2階 電話：079-662-7765 FAX：079-662-7765 e-mail： sankaku-c@fureai-net.tv ホームページ： http://www.city.yabu.hyogo.jp/
主要事業	相談事業 参画センターにおける総合相談窓口の開設 啓発事業 セミナー、フォーラムの開催 パンフレットの作成、情報誌の発行、市広報誌への掲載 男女共同参画推進員の設置

23 丹波市			
主管課： 企画部 心の合併室 所在地： 〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 電話： 0795-82-1001 FAX： 0795-82-5448 e-mail： kokoronogappei@city.tamba.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.tamba.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	2名(兼務2名)
		男女共同参画センター等	-
条 例	-		
計 画	丹波市男女共同参画計画 丹(まごころ)の里	ハーモニープラン H19.12	H20.4~H25.3
庁内連絡会議	丹波市男女共同参画推進本部		
諮問機関	-		
主要事業	自治会に男女共同参画推進員設置 平成20年度から市内298自治会内に「男女共同参画推進員」の設置を依頼 自治会男女共同参画推進員を対象に研修会開催、自治会で年1回以上の住民学習会開催 自治会推進員を通じて男女共同参画についてきめ細かな周知・啓発・情報提供及び市民意識の収集啓発事業 ・男女共同参画週間に推進大会の開催 ・市広報紙での男女共同参画特集号掲載 ・男女共同参画推進リーダー養成講座		

24 南あわじ市			
主管課： 健康福祉部 少子対策課 所在地： 〒656-0192 南あわじ市広田広田1064 電話： 0799-44-3040 FAX： 0799-44-3036 e-mail： shoushitaisaku@city.minamiawaji.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条 例	-		
計 画	南あわじ市男女共同参画計画	H20.3	H20.4~H30.3
庁内連絡会議	南あわじ市少子対策推進本部		
諮問機関	-		
主要事業	女性の再チャレンジ ・女性の再就職に役立つ情報コーナーの充実 ・女性の再就職に役立つセミナーの開催 出前チャレンジ相談の実施		

25 朝来市			
主管課： 市民生活部人権・まちづくり課 所在地： 〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1 電話： 079-672-6122 FAX： 079-672-4041 e-mail： jinken-machi@city.asago.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.asago.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	4名(専任1名・兼務3名)
		男女共同参画センター等	-
条 例	-		
計 画	朝来市男女共同参画プラン	H19.11.6	H20.4~H25.3
庁内連絡会議	朝来市男女共同参画推進本部		
諮問機関	-		
主要事業	男女共同参画推進のため推進体制の充実 ・朝来市男女共同参画推進本部(市長を本部長とし部長級を委員とし、全庁的にプランの推進) ・男女共同参画推進会議の設置(プランの推進状況の評価および調査・研究) ・男女共同参画推進委員の設置(市民、企業によるプランの推進や実践) 女性なやみ相談 ・毎月第2水曜日 午後1時から4時まで 面接・電話相談 啓発事業 ・市広報紙による継続的な啓発 ・男女共同参画に関する講演会・学習会の開催 ・出前講座による啓発事業 ・市CATVによる啓発		

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

26 淡路市							
主管課： 市民生活部市民総務課市民総務係 所在地： 〒656-2292 淡路市生穂新島 8 番地 電話： 0799-64-0001 FAX： 0799-64-2528 e-mail： awaji_shimin@city.awaji.hyogo.jp ホームページ： http://www.city.awaji.hyogo.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>1名(兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)	男女共同参画センター等	-
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)						
男女共同参画センター等	-						
条 例	-						
計 画	(検 討 中)						
庁内連絡会議	-						
諮問機関	-						
主要事業	-						

27 宍粟市							
主管課： 市民生活部 人権推進課 所在地： 〒671-2576 宍粟市山崎町鹿沢 6 5 - 3 宍粟防災センター 2 階 電話： 0790-63-0840 FAX： 0790-63-0841 e-mail： jinkensuishin-kk@city.shiso.lg.jp ホームページ： http://www.city.shiso.lg.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)	男女共同参画センター等	-
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)						
男女共同参画センター等	-						
条 例	-						
計 画	宍粟市男女共同参画プラン						
庁内連絡会議	(検 討 中)						
諮問機関	-						
主要事業	男女共同参画推進事業 ・他の計画との整合性を図りつつ、プランに基づき男女共同参画の推進を図る。 男女共同参画プラン【概要版】を市内全戸配布 男女共同参画推進講演会を市内4カ所で開催 自治会等への男女共同参画講演会の講師派遣 男女共同参画推進員養成研修 男女共同参画職員研修会の実施 市広報誌による啓発						

28 加東市							
主管課： 教育委員会 人権教育課 所在地： 〒679-0292 加東市下滝野1269番地2 加東市役所 滝野庁舎 2階 電話： 0795-48-3598 FAX： 0795-48-3705 e-mail： jinken-kyoiku@city.kato.lg.jp ホームページ： http://www.city.kato.lg.jp/	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>4名(兼務4名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		職員数	男女共同参画担当課(室)	4名(兼務4名)	男女共同参画センター等	-
	職員数						
男女共同参画担当課(室)	4名(兼務4名)						
男女共同参画センター等	-						
条 例	-						
計 画	加東市男女共同参画プラン						
庁内連絡会議	(検 討 中)						
諮問機関	-						
主要事業	男女共同参画セミナー ・男女共同参画のためのセミナーを開催 情報誌の発行(夢きらめいて) ・人権問題の解決、男女共同参画の推進を広く啓発PRするために発行 ・年2回(11月・3月) 各15,000部発行 全戸配布						

29 たつの市	
主管課： 市民生活部人権推進課 所在地： 〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1 電話： 0791-64-3151 FAX： 0791-63-2594 e-mail： jinkensuishin@city.tatsuno.lg.jp ホームページ： http://www.city.tatsuno.hyogo.jp/	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 1名（兼務1名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	-
計 画	たつの市男女共同参画プラン H20.3 H20.4～H29.3
庁内連絡会議	-
諮問機関	-
活動拠点施設	-
主要事業	女性コミュニティ活動支援事業 市内の女性による団体が自主的な地域活動をさらに高めるために実施する事業に対して補助金を交付することにより、団体がより活力を持って活動することを支援し、女性の社会参画の豊かなまちづくりを实践することに寄与する。 情報誌の発行 男女共同参画に係る啓発のための情報誌を発行 年1回、隣保回覧 男女共同参画セミナー 男女共同参画推進のためのセミナーを開催 女性のチャレンジ支援事業 女性のチャレンジ相談 年2回

30 猪名川町	
主管課： 総務部企画財政課 所在地： 〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話： 072-766-8711 FAX： 072-766-8902 e-mail： kikaku@town.inagawa.lg.jp ホームページ： http://www.town.inagawa.hyogo.jp	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	-
計 画	猪名川町男女共同参画行動計画(改訂版) H21.3 H21.4～H24.3
庁内連絡会議	猪名川町男女共同参画推進会議
諮問機関	猪名川町男女共同参画推進懇談会
主要事業	男女共同参画グループと協働により事業を実施 講演会を開催（2回程度） 料理講習会を開催 その他、毎月1回定例活動 広報誌、ホームページによる啓発

31 多可町	
主管課： 生涯学習課 所在地： 〒679-1192 多可郡多可町中区岸上281-51 電話： 0795-32-5122 FAX： 0795-32-1937 e-mail： newlife@takacho.jp ホームページ： http://www.takacho.jp/	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	多可町男女共同参画社会づくり条例 H22.4.1
計 画	多可町男女共同参画計画 H20.3 策定 平成20年度～平成29年度
庁内連絡会議	-
諮問機関	-
主要事業	啓発講演会、セミナー 男女共同参画についての講演会やセミナーの開催を通じて意識啓発を図る。 ・男女共同参画セミナー・講演会（2回程度） ・再就職支援セミナー開催（全4回） 広報誌を活用した啓発

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

32 稲美町	
主管課：生涯学習課（住民協働係） 所在地：〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1 電話：079-492-2340 FAX：079-492-6768 e-mail：syougaigakusyu@town.hyogo-inami.lg.jp ホームページ：http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	-
計 画	稲美町男女共同参画プラン H14.3 H14.4～H24.3
庁内連絡会議	（検討中）
諮問機関	（検討中）
主要事業	女性セミナー 一般の女性を対象にしたセミナー 年2回開催 女性法律相談 通常の法律相談とは別に、離婚問題やDVなどを取り扱う女性のみを対象にした法律相談 1回6人ずつを年2回開催 人権啓発講座 年7回開催する講座のうちの2～3回程度を、男女共同参画をテーマに開催

33 播磨町	
主管課：生涯学習グループ 所在地：〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30 電話：079-435-0565 FAX：079-437-4193 e-mail：sgaku@town.harima.lg.jp ホームページ：http://www.town.harima.lg.jp/	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	-
計 画	播磨町男女共同参画行動計画 H14.3 H14.4～H24.3
庁内連絡会議	-
諮問機関	-
主要事業	未定

34 市川町	
主管課：総務課 所在地：〒679-2392 神崎郡市川町西川辺165-3 電話：0790-26-1010 FAX：0790-26-1049 e-mail：soumu@town.ichikawa.hyogo.jp ホームページ：http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/	
	職員数
	男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）
	男女共同参画センター等 -
条 例	-
計 画	-
庁内連絡会議	-
諮問機関	-
主要事業	広報紙を利用した啓発事業

35 福崎町			
主管課： 教育委員会 社会教育課 所在地： 〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3 1 1 6 - 1 電話： 0790-22-0560 FAX： 0790-22-0630 e-mail： syakai@town.fukusaki.hyogo.jp ホームページ： http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	-		
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	サルビアセミナー 4月～3月までの期間に9回の講座を行う。 趣旨：生きがいきづくり、情報交換や出会いの場の提供等 内容：講演、実習、見学会など 講演「セルフディフェンス講座」ほか 講師 兵庫県警察官 ほか 実習「草木染めフェルトのコサージュづくり」ほか		

36 神河町			
主管課： 総務課 所在地： 〒679-3116 神崎郡神河町寺前6 4 電話： 0790-34-0969 FAX： 0790-34-0691 e-mail： seisaku@town.kamikawa.hyogo.jp ホームページ： http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	-		
庁内連絡会議	H22年度に検討予定		
諮問機関	-		
主要事業	啓発事業 「毎月11日は人権を確かめる日」リーフレット等を活用した啓発活動 子育て学習センター事業 安心して子どもを生み育てるための両親支援 地域サロン事業 地域づくりへの男女共同参画を促進する 「ハートがふれあ地域づくり補助金」の活用		

37 太子町			
主管課： 総務部企画政策課 所在地： 〒671-1592 揖保郡太子町鷗1 3 6 9 - 1 電話： 079-277-5998 FAX： 079-276-3892 e-mail： kikaku@town.taishi.hyogo.jp ホームページ： http://www.town.taishi.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	太子町男女共同参画プラン	H21.3	H21.4～H26.3
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	男女共同参画推進事業 他の計画との整合性を図りつつ、プランに基づき男女共同参画の推進を図る 啓発事業 出前講座による啓発事業		

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

38 上郡町			
主管課： 社会教育課 生涯学習係 所在地： 〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡459-1 電話： 0791-52-1125 FAX： 0791-52-2753 e-mail： syakai@town.kamigori.hyogo.jp ホームページ： http://www.town.kamigori.hyogo.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	3名(兼務3名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	-		
庁内連絡会議	(検討中)		
諮問機関	-		
主要事業	男女共同参画学習セミナー事業 生涯学習講座のうちの1回を男女共同参画の講座とし、講師を招く。(詳細は未定)		

39 佐用町			
主管課： 生涯学習課 所在地： 〒679-5301 佐用郡佐用町佐用2585 さよう文化情報センター内(月曜日休館) 電話： 0790-82-3336 FAX： 0790-82-0313 e-mail： orihime@town.sayo.lg.jp ホームページ： http://www.town.sayo.lg.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	-		
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	人権啓発事業を中心とした事業 ・町広報誌による継続的な啓発		

40 香美町			
主管課： 町民課人権推進室 所在地： 〒669-6592 美方郡香美町香住区香住870番地の1 電話： 0796-36-1111 FAX： 0796-36-3809 e-mail： choumin@town.mikata-kami.lg.jp ホームページ： http://www.town.mikata-kami.lg.jp/			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	香美町男女共同参画行動計画	H19.3	H19.4～H29.3
庁内連絡会議	-		
諮問機関	-		
主要事業	男女共同参画推進事業 推進員による、男女共同参画の啓蒙に向けた取り組みを行う。		

41 新温泉町			
主管課： 総務課人権推進室 所在地： 〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂2135-1 電話： 0796-82-3328 FAX： 0796-82-4644 e-mail： jinken@town.shinonsen.hyogo.jp ホームページ： http://www.town.shinonsen.hyogo.jp			
		職員数	
		男女共同参画担当課(室)	1名(兼務1名)
		男女共同参画センター等	-
条例	-		
計画	新温泉町男女共同参画社会プラン	H20.3	H19.3～H23.3
庁内連絡会議	-		
諮問機関	新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会(22年度設置)		
活動拠点施設	(検討中)		
主要事業	人権学習会開催(女性問題) 町広報紙による継続的な啓蒙(男女共同参画週間・各審議会委員女性登用の促進) 推進員による、男女共同参画の啓蒙に向けた取り組みを行う。(毎年香美町と合同開催)		

2 県内市町における女性の公職参加状況

資料：市町男女共同参画施策推進状況調査（平成22年4月1日現在）

	市町名	審議会等登用目標 1			審議会登用状況 2			議員			採用職員			職員数 3			管理職 4		
		目標値	目標年度	対象審議会女性比率	委員総数	うち女性委員数	女性委員割合	議員数	うち女性議員数	女性議員割合	採用職員数	うち女性職員数	女性職員割合	職員数	うち女性職員数	女性職員割合	管理職数	うち女性管理職数	女性管理職割合
市	神戸市	35%	H22	33.0	1,917	524	27.3	69	12	17.4	723	381	52.7	14,590	3,788	26.0	1,056	99	9.4
	姫路市	30%	H24	22.5	1,060	238	22.5	49	5	10.2	71	40	56.3	3,848	1,089	28.3	267	8	3.0
	尼崎市	33.3%	H23	34.7	798	277	34.7	44	11	25.0	98	31	31.6	3,113	956	30.7	219	12	5.5
	明石市	30%	H22	18.5	643	119	18.5	31	5	16.1	70	24	34.3	2,410	865	35.9	283	54	19.1
	西宮市	35%	H23	28.5	460	131	28.5	42	9	21.4	190	80	42.1	3,533	1,250	35.4	295	24	8.1
	洲本市	30%	H25	22.0	628	138	22.0	18	0	0.0	9	1	11.1	483	213	44.1	51	3	5.9
	芦屋市	40%	H23	36.1	345	120	34.8	21	5	23.8	53	20	37.7	942	439	46.6	132	23	17.4
	伊丹市	40%	H27	32.1	345	101	29.3	27	5	18.5	101	44	43.6	2,005	787	39.3	215	34	15.8
	相生市	30%	H24	11.9	226	27	11.9	16	1	6.3	15	6	40.0	308	103	33.4	55	5	9.1
	豊岡市	50%	H23	28.2	480	112	23.3	26	1	3.8	23	12	52.2	959	271	28.3	116	7	6.0
	加古川市	50%	H22	29.4	574	135	23.5	32	5	15.6	70	36	51.4	2,177	860	39.5	214	18	8.4
	赤穂市	30%	H25	20.8	466	87	18.7	20	3	15.0	15	5	33.3	919	447	48.6	149	27	18.1
	西脇市	30%	H23	13.8	231	32	13.9	18	0	0.0	30	21	70.0	935	455	48.7	107	21	19.6
	宝塚市	40%	H23	33.9	602	204	33.9	25	7	28.0	85	52	61.2	2,153	881	40.9	260	41	15.8
	三木市	30%	H22	26.1	483	126	26.1	20	3	15.0	23	14	60.9	940	400	42.6	118	18	15.3
	高砂市	30%	H23	18.8	309	58	18.8	23	4	17.4	34	19	55.9	1,130	496	43.9	203	37	18.2
	川西市	40%	H24	23.1	545	126	23.1	30	6	20.0	50	23	46.0	1,363	481	35.3	211	13	6.2
	小野市	30%	H23	29.3	346	106	30.6	18	0	0.0	28	14	50.0	545	227	41.7	126	28	22.2
	三田市	30%	H22	26.3	1,225	322	26.3	24	5	20.8	52	37	71.2	1,141	449	39.4	221	44	19.9
	加西市	30%	H24	17.1	286	49	17.1	18	2	11.1	40	20	50.0	717	350	48.8	126	28	22.2
	篠山市	30%	H23	21.1	359	66	18.4	20	4	20.0	7	2	28.6	472	143	30.3	66	5	7.6
	養父市	30%	H23	23.1	381	88	23.1	17	0	0.0	4	2	50.0	380	108	28.4	65	4	6.2
	丹波市	40%	H28	20.3	612	124	20.3	24	2	8.3	9	4	44.4	696	233	33.5	77	3	3.9
	南あわじ市	33.3%	H28	22.2	549	122	22.2	20	0	0.0	8	4	50.0	595	263	44.2	86	9	10.5
	朝来市	30%	H22	19.8	367	80	21.8	20	1	5.0	10	3	30.0	427	116	27.2	68	3	4.4
	淡路市	-	-	-	298	57	19.1	20	3	15.0	8	3	37.5	556	244	43.9	145	28	19.3
宍粟市	-	-	-	169	39	23.1	20	2	10.0	24	17	70.8	767	331	43.2	98	4	4.1	
加東市	30%	H32	18.2	252	55	21.8	20	0	0.0	23	17	73.9	531	250	47.1	84	17	20.2	
たつの市	30%	H23	19.0	432	82	19.0	28	0	0.0	16	8	50.0	888	325	36.6	171	19	11.1	
阪神北	猪名川町	-	-	-	254	55	21.7	16	2	12.5	10	4	40.0	259	70	27.0	50	3	6.0
東播磨	稲美町	-	-	-	199	48	24.1	16	3	18.8	4	3	75.0	170	54	31.8	28	1	3.6
	播磨町	40%	H24	29.1	138	42	30.4	18	8	44.4	5	4	80.0	173	62	35.8	19	0	0.0
北播磨	多可町	40%	H28	21.6	399	86	21.6	14	1	7.1	2	0	0.0	266	103	38.7	18	1	5.6
中播磨	神河町	-	-	-	251	51	20.3	14	0	0.0	10	7	70.0	360	184	51.1	71	12	16.9
	市川町	-	-	-	195	22	11.3	14	0	0.0	6	4	66.7	135	70	51.9	14	1	7.1
	福崎町	-	-	-	204	27	13.2	16	0	0.0	2	2	100.0	163	77	47.2	13	0	0.0
西播磨	太子町	-	-	-	159	23	14.5	15	3	20.0	9	3	33.3	196	82	41.8	25	1	4.0
	上郡町	-	-	-	232	37	15.9	12	0	0.0	5	2	40.0	166	57	34.3	35	4	11.4
	佐用町	-	-	-	260	33	12.7	21	3	14.3	6	2	33.3	363	108	29.8	20	0	0.0
但馬	香美町	40%	H28	18.6	194	35	18.0	16	0	0.0	5	2	40.0	308	119	38.6	31	2	6.5
	新温泉町	30%	H23	19.4	326	60	18.4	16	1	6.3	4	1	25.0	309	133	43.0	41	11	26.8
合 計	-	-	-	18,199	4,264	23.4	948	122	12.9	1,957	974	49.8	52,391	17,939	34.2	5,649	672	11.9	
兵庫県		33%	H22	32.2	1,322	418	31.6	89	10	11.2	917	344	37.5	34,016	9,607	28.2	925	44	4.8

備考：1 目標の対象となる審議会の範囲は市町により異なる。

2 対象となる審議会等は地方自治法（第202条の3）に基づき設置するものである。

地方自治法第202条の3・・・「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

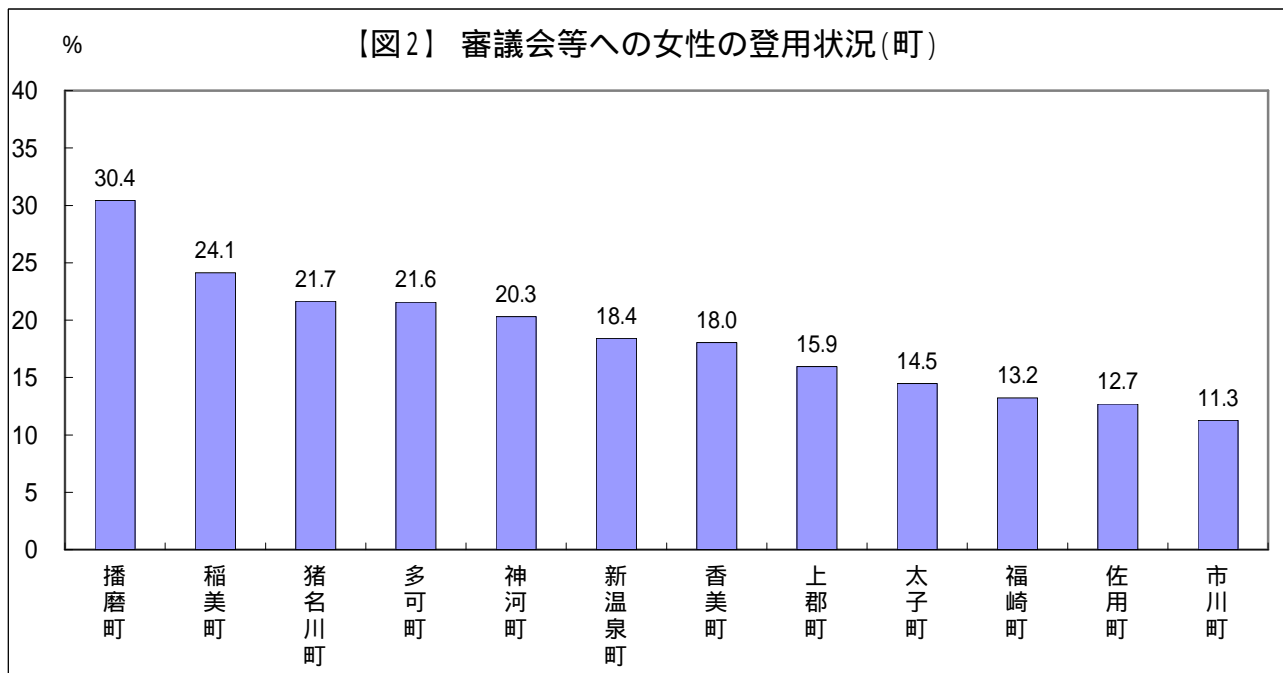
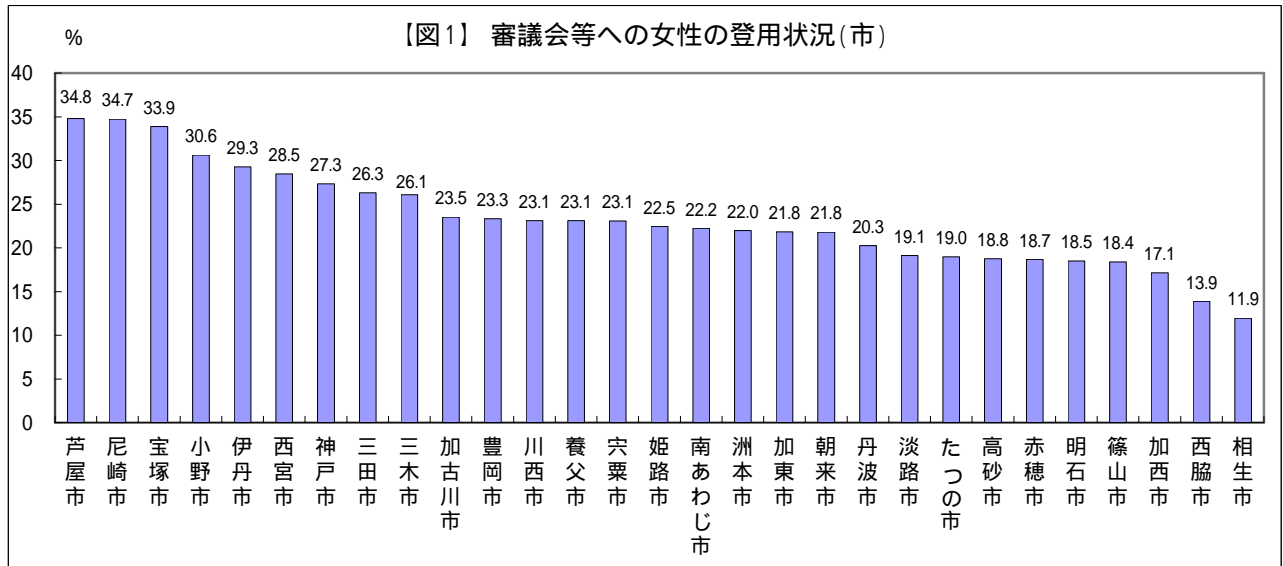
3 対象は正規職員である。

4 対象職種は、一般行政職、研究職、医師職、看護・保健職、消防職等である。（ただし、公立学校の校長・教頭等は除く。）管理職は、本庁課長相当職以上としたが、市町により回答の基準が異なるため、管理職総数は大きく異なる。）

審議会等委員への女性の登用

県内各市町における審議会等への女性の登用状況について、単純平均でみると、市 24.3%、町 18.5% (図1、2) となっており、市町全体では 23.4%と、前年度から 0.4 ポイント下がっています。

このうち、31 市町 (前年度 29 市町) では、女性委員の登用率について数値目標を掲げ、登用推進に向け取り組んでいます。

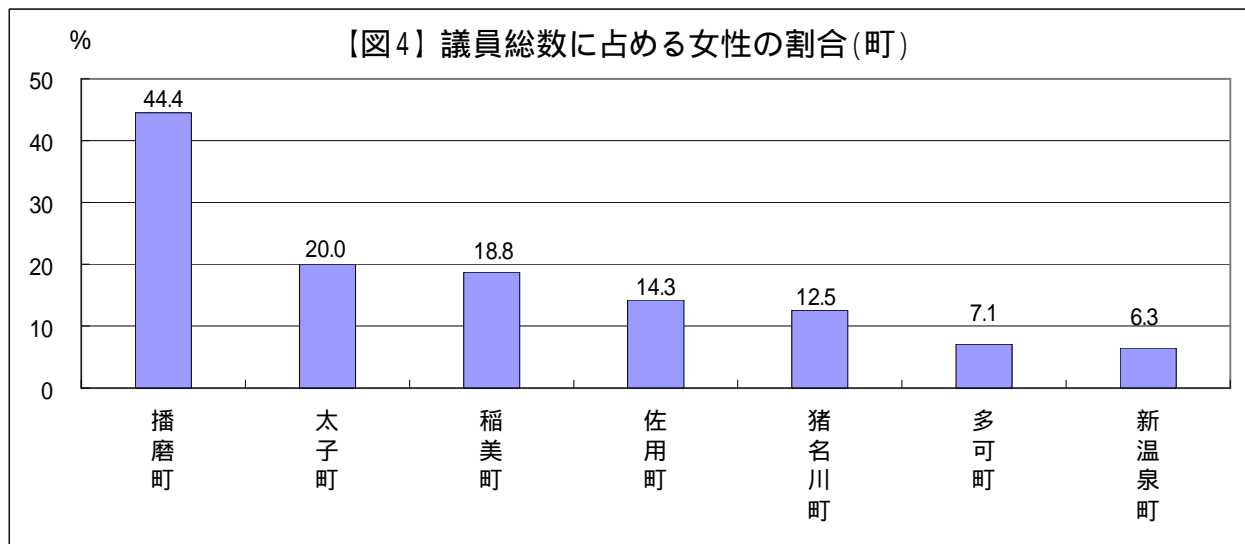
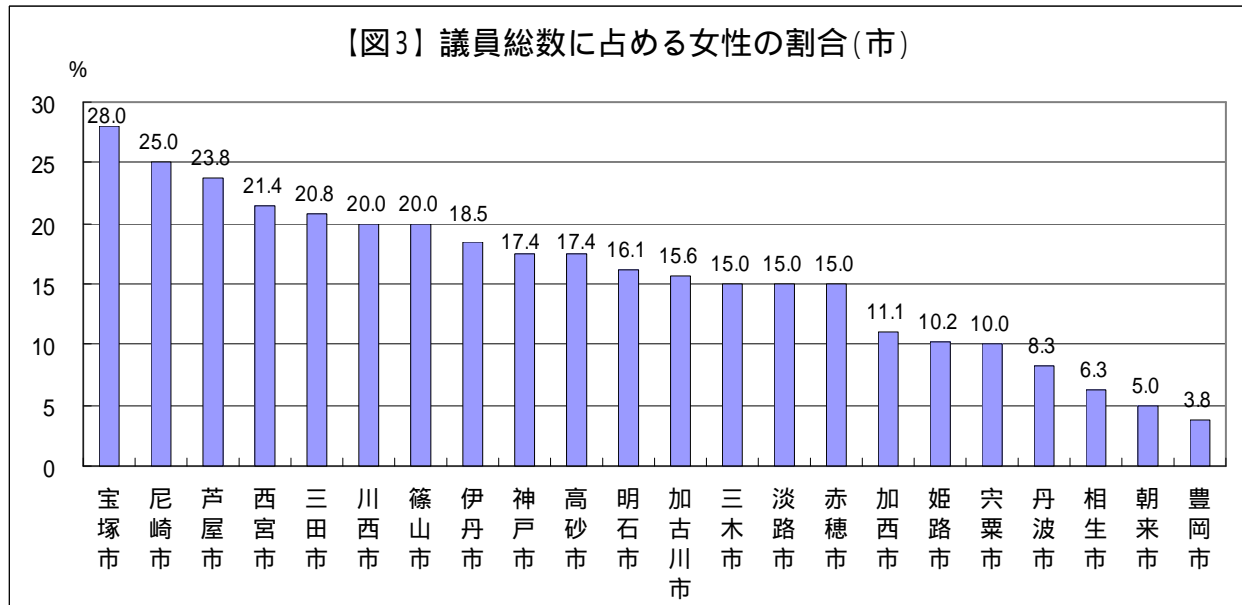


資料: 兵庫県企画県民部調べ(平成 22 年)

対象は法令(法律、条例)設置の審議会等(平成 22 年 4 月 1 日現在)

地方議会への女性の参画

県内各市町の議員に占める女性の割合をみると、単純平均で市 13.3%、町 11.2%となっており（図3、4）市町全体では 12.9%と。前年度から 0.2 ポイントさがっています。また、議員に占める女性割合が 0 %の自治体は 7 市 5 町（前年度 5 市 4 町）です。



資料：兵庫県企画県民部調べ（平成 22 年）

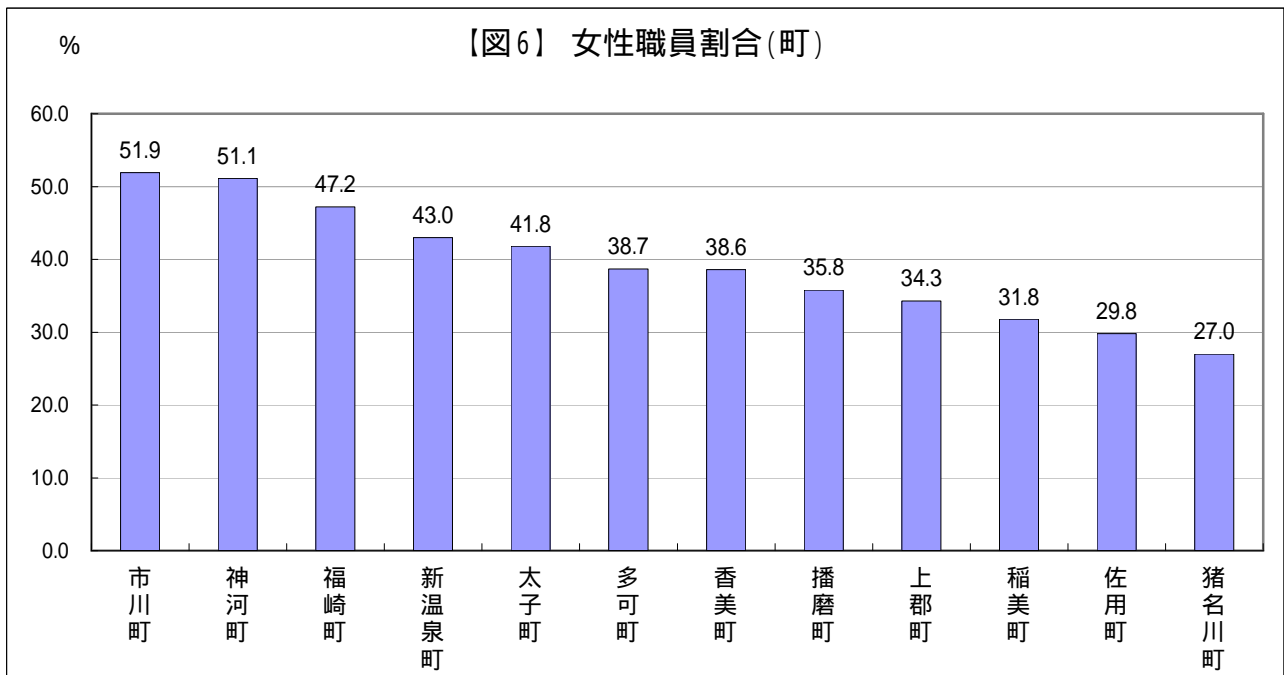
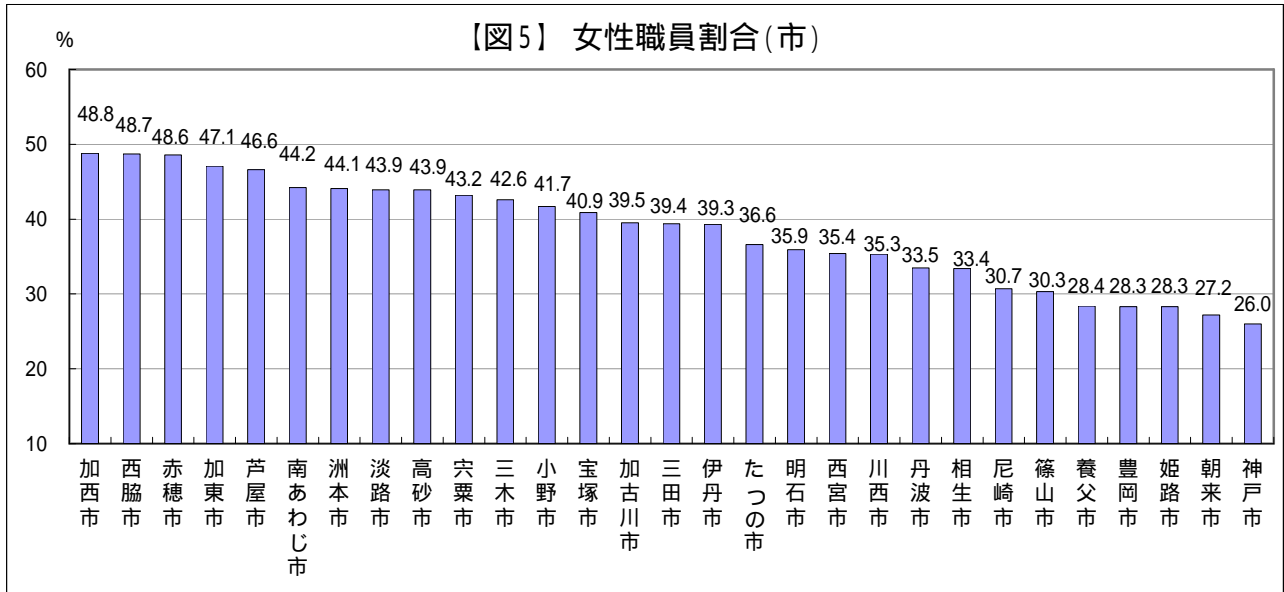
調査時点、平成 22 年 4 月 1 日現在

議員に占める女性の割合が 0 %となっているのは、洲本市、西脇市、小野市、養父市、南あわじ市、加東市、たつの市、神河町、市川町、福崎町、上郡町、香美町である。

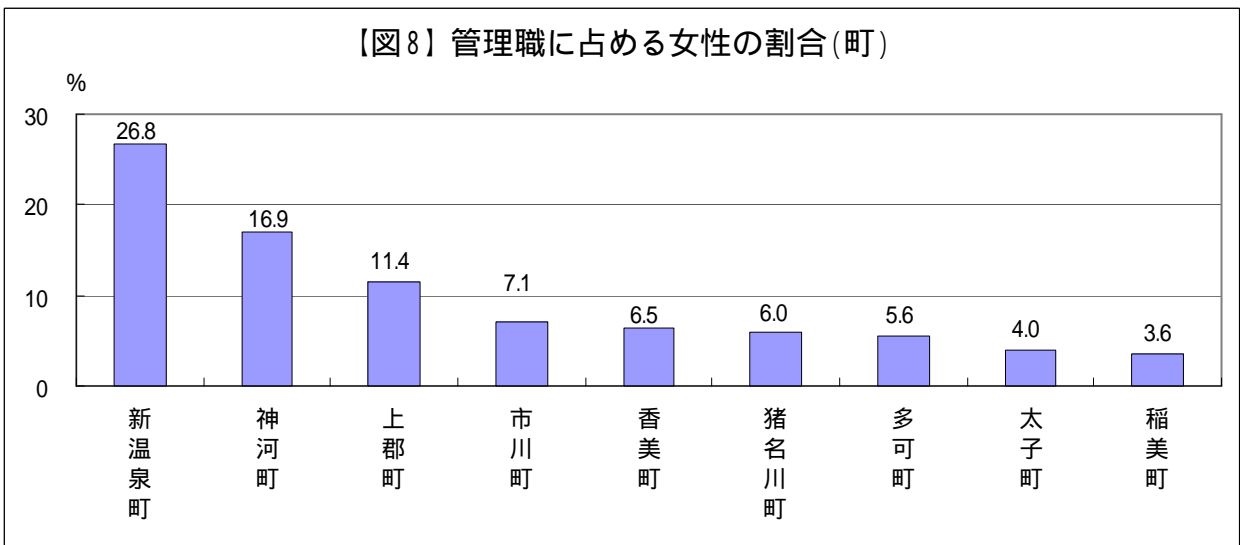
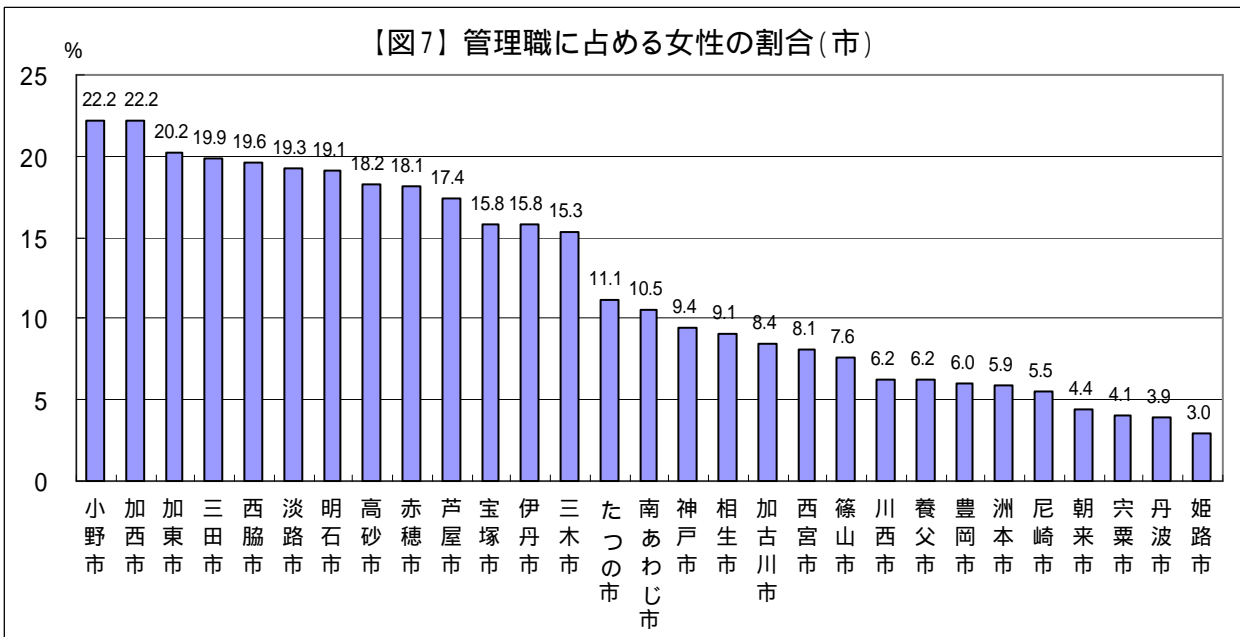
職員に占める女性の割合

県内各市町の職員に占める女性の割合をみると、単純平均で市 34.0%、町 39.0%となっており（図5、6）市町全体では34.2%と、前年度より0.9ポイント下がっています。

また、管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合をみると、単純平均で市 12.0%、町 9.9%となっており（図7、8）市町全体では11.9%と、前年度より0.9ポイント上昇しています。管理職に占める女性割合が0%の自治体は3町あります。



資料：兵庫県企画県民部調べ（平成22年）
調査時点、平成22年4月1日現在



資料：兵庫県企画県民部調べ（平成22年）

調査時点、平成22年4月1日現在

管理職に占める女性の割合が0%となっているのは、播磨町、福崎町、佐用町である。

3 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧

市町名	名称(愛称)・所在地	連絡先	開館日
神戸市	神戸市男女共同参画センター (あすてっぷKOBÉ) 〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-3	TEL 078-361-6977 FAX 078-361-6477 http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/asuteppu/index.html	火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～17時
姫路市	姫路市男女共同参画推進センター (あいめっせ) 〒670-0012 姫路市本町68-290 イーグレひめじ3階	TEL 079-287-0803 FAX 079-287-0805 http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/	9時～21時 年末年始(12/28～1/4)、臨時休館日を除く
尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター (尼崎市女性センター・トレピエ) 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-36-1	TEL 06-6436-6331 FAX 06-6436-5757 http://www.amagasaki-trepied.com/	月曜～土曜 9時～21時 祝日、年末年始を除く
明石市	あかし男女共同参画センター 〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階	TEL 078-918-5611 FAX 078-918-5617 http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/danjyo/index.html	火曜～日曜 9時～22時 月曜日が祝日の場合は翌日が休館日 年末年始(12/29～1/3)を除く
西宮市	西宮市男女共同参画センター (ウェーブ) 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階	TEL 0798-64-9495 FAX 0798-64-9496 http://www.nishi.or.jp/homepage/wave/	9時～22時 年末年始 (12/29～1/3)を除く
芦屋市	芦屋市男女共同参画センター (ウィザスあしや) 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋2階	TEL 0797-38-2023 FAX 0797-38-2175 http://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/withus/centerwithus.html	平日・第1土曜 9時～17時30分 祝日、年末年始を除く
伊丹市	伊丹市女性交流サロン 〒664-0855 伊丹市御願塚6丁目1-1 伊丹市立女性・児童センター内	TEL 072-772-7248 FAX 072-772-7248 http://www.itami-danjo.jp/	9時～17時15分 火曜、祝日、年末年始を除く
相生市	相生市男女共同参画センター 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33 相生市民会館内	TEL 0791-23-7130 FAX 0791-23-7137 http://www.city.aioi.hyogo.jp	月曜～金曜 9時～17時 土日・祝日、年末年始を除く
加古川市	加古川市男女共同参画センター 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45 加古川産業会館JAビル3階	TEL 079-424-7172 FAX 079-454-4190 http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/	月曜～金曜 9時～17時45分 祝日、年末年始 (12/29～1/3)を除く

市町名	名称(愛称)・所在地	連絡先	開館日
赤穂市	赤穂市女性交流センター 〒678-0233 赤穂市加里屋中洲 3-55 赤穂市民会館 3階	TEL 0791-43-7800	火曜～日曜 9時～17時 年末年始 (12/29～1/3)を除く
宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター (エル) 〒665-0845 宝塚市栄町 2-1-2 「ソリオ2」4階	TEL 0797-86-4006 FAX 0797-83-2424 http://www.city.takarazuka-ell.jp/	月曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～17時 第2日曜、年末年始を除く
三木市	三木市男女共同参画センター (こらぼーよ) 〒673-0433 三木市福井 1933-12 教育センター 3階	TEL 0794-89-2331 FAX 0794-89-2331 http://www.city.miki.lg.jp/	月曜～金曜 9時～17時
高砂市	高砂市男女共同参画センター 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1-1-1	TEL 079-443-9133 FAX 079-442-6082 http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,html	月曜～金曜 8時30分～17時15分 土日祝日、年末年始を除く
川西市	川西市男女共同参画センター (パレットかわにし) 〒666-0015 川西市小花 1-8-1	TEL 072-759-1856 FAX 072-759-1891 http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/	平日 9時～20時 土日祝日 9時～17時 第4日曜、年末年始 (12/29～1/3)を除く
小野市	小野市男女共同参画センター 〒675-1366 小野市中島町72 小野市うるおい交流館 エクラ内	TEL 0794-62-6765 FAX 0794-62-2400 http://www.ksks-arche.jp/danjo/	9時～20時 第4火曜、年末年始 (12/31～1/3)を除く
三田市	三田市まちづくり協働センター 〒669-1528 三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館キッピーモール6階	TEL 079-563-8000 FAX 079-563-8001 http://www.city.sanda.lg.jp	10時～18時 年末年始 (12/29～1/3)を除く
加西市	加西市男女共同参画センター 〒675-2312 加西市北条町北条 28-1 アステシアかさい3階	TEL 0790-42-0105 FAX 0790-42-0133 http://www.nehime-net.jp/sankaku/	9時～22時 年末年始 (12/28～1/4)を除く
篠山市	篠山市男女共同参画センター (フィフティ) 〒669-2397 篠山市北新町 41 市役所第2庁舎3階	TEL 079-552-6926 FAX 079-554-2332 http://www.city.sasayama.hyogo.jp/danjo/index.html	月曜～金曜 8時30分～17時15分 祝日、年末年始を除く
養父市	養父市男女共同参画センター 〒662-0021 養父市八鹿町八鹿 1219 番地 5 ショッピングタウンペア2階	TEL 079-662-7765 FAX 079-662-7765 http://www.city.yabu.hyogo.jp/	月曜～金曜 10時～17時 祝日、年末年始 (12/29～1/3)を除く

参 考 資 料

男女共同参画社会づくり条例、規則

(条例に基づく取組)

- ・男女共同参画社会づくり協定制度の概要
- ・男女共同参画推進員制度の概要
- ・男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画推進体制 (推進本部、相談機関一覧)

男女共同参画の推進に関する年表

男女共同参画社会づくり条例（兵庫県条例第11号）（平成14年3月27日公布）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策（第9条 - 第22条）

第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備（第23条 - 第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

兵庫県では、男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会や男女共同参画社会基本法の制定等国内の動向を踏まえて、様々な取組を進めてきたところであるが、あらゆる形態の暴力等の人権侵害、人為につくられた性別観や性別による固定的な役割分担を前提とした制度や慣行が依然として存在している。

こうした中で、少子高齢化の一層の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、県民一人一人が真に豊かで、安心と生きがいを持てる生活を実現していくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが強く求められている。

阪神・淡路大震災における県民やボランティア団体等の活動が被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきたことは、県民一人一人から始まる自発的かつ自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となるものであることを示した。

この貴重な教訓を生かし、すべての県民の人権が平等に保障されるとともに、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指していかななければならない。

このような認識に基づき、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第2条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、県民一人一人が互いの人権を尊重しつつ、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、自発的かつ自律的に男女共同参画社会の形成のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して当該活動に取り組むことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条各項に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画社会の形成の促進に当たり、県民、事業者、各種の団体、市町、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(団体の責務)

第6条 県民が行い、又は県民のために行われる自発的で自律的な活動を行う団体(以下「団体」という。)は、その活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、家庭等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第11条 県は、男女共同参画社会の形成に関する県民、事業者及び団体の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(雇用の場における取組)

第12条 事業者は、男女共同参画社会の形成のため、雇用の場において、次の各号に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 職業生活における活動と家庭生活における活動との両立に向けた環境整備

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止

(3) 事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保

2 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に必要なと認めるときは、事業者に対し、前項各号に掲げる取組の状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した状況を取りまとめ、公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告があったときは、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者との協定)

第13条 知事は、事業者が事業活動において男女共同参画社会の形成を促進するために行う自主的な取組を促進するため、前条第1項各号に掲げる事項について、事業者と協定を締結することができる。

(個人で営む事業における男女の共同参画の推進)

第14条 県は、個人で営む事業において、家族従事者が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の推進)

第15条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができる環境整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画社会の形成に関する教育の推進)

第16条 県は、学校教育及び社会教育における男女共同参画社会の形成に関する教育を推進するものとする。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第17条 県は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、構成員の数について、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市町等に対する支援)

第19条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関して市町が実施する施策及び県民、事業者又は団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進のための施策の適切な策定及び実施に資するため、県民、事業者、団体又は市町の意見を県の施策に反映させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備

(推進体制の整備)

第23条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第 24 条 県民が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動並びに当該活動を行う者相互の協力及び連携を支援するため、県に、男女共同参画推進員を置く。

(県民からの申出の処理)

第 25 条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。

2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。

3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。

4 申出処理委員は、第 2 項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。

第 4 章 雑則

第 26 条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例(平成 14 年兵庫県条例第 11 号)による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務
-----------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年兵庫県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 53 号及び第 54 号を次のように改める。

(53) 男女共同参画審議会

(54) 削除

別表第 1 青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	会 長	日 額	15,500 円
	副 会 長	日 額	13,000 円
	委 員	日 額	12,500 円

別表第 2 青少年愛護審議会の委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会の委員	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
--------------	-----------------------

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 追加(平成 20 年 3 月 24 日条例第 14 号)

(報酬の額の特例)

7 当分の間、別表第 1 の規定にかかわらず、月額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に 100 分の 10(監査委員(議会の議員の中から選任された委員に限る。)の報酬の額にあつては、100 分の 25)を乗じて得た額を減じて得た額とし、日額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

男女共同参画社会づくり条例施行規則（兵庫県規則第 80 号）（平成 14 年 9 月 30 日公布）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年兵庫県条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（申出の方法）

第 2 条 条例第 25 条第 2 項の規定による申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。ただし、申出処理委員が申出書を提出できない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関等への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査等に当たって参考となる事項

2 前項ただし書の規定による申出があつたときは、申出処理委員は、当該申出に係る同項各号に掲げる事項を聴取し、これを書面に記録するものとする。

（人権を侵害された旨の申出に係る申出期間）

第 3 条 条例第 25 条第 4 項の人権を侵害された旨の申出は、当該申出に係る人権の侵害があつた日から起算して 1 年以内に行わなければならない。ただし、申出処理委員が 1 年を経過したことについて正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（調査）

第 4 条 申出処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を当該申出を行った者（以下「申出者」という。）及び当該申出に係る関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、当該申出が条例第 25 条第 4 項の人権を侵害された旨の申出である場合であつて、相当な理由があると認めるときは、当該関係者に対し、通知しないことができる。

2 申出処理委員は、条例第 25 条第 3 項の規定により、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は同条第 4 項の規定により、資料の提出及び説明を求めるときは、書面によるものとする。

3 申出処理委員は、調査を終了したときは、その結果を当該申出に係る申出者及び関係者に対し、書面により通知するものとする。

（調査をしない場合）

第 5 条 申出処理委員は、申出が次の各号のいずれかに該当する事項に係るものである場合は、当該申出について調査をしないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
- (2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決又は決定により確定した事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の規定による紛争の解決の援助又は同法第 14 条第 1 項の規定による調停の対象となる事案に関する事項
- (4) 条例又はこの規則の規定に基づく申出処理委員の行為に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申出処理委員が調査をすることが適当でないことと認める事項

2 申出処理委員は、前項の場合においては、申出について調査をしない旨及びその理由を、当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

（助言、指導、勧告その他の行為等）

第 6 条 条例第 25 条第 3 項の助言、指導、勧告その他の行為及び条例第 25 条第 4 項の助言、是正の要望その他の行為は、書面により行うものとする。

2 申出処理委員は、前項の行為を行ったときは、その内容を当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

（措置状況の報告）

第 7 条 申出処理委員は、条例第 25 条第 3 項の助言、指導、勧告その他の行為を行った場合において、必要

があると認めるときは、当該関係者に対し、講じた措置の状況について、相当の期限を設けて報告を求めることができる。

(申出の処理状況の報告等)

第8条 申出処理委員は、毎年、申出の処理状況に関する報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第9条 申出処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、申出の処理に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

(表面)

身 分 証 明 書	
写 真	氏名 任期
上記の者は、男女共同参画社会づくり条例(平成14年兵庫県条例第11号)第25条第1項の規定に基づく申出処理委員であることを証明します。	
年 月 日交付	
兵庫県知事	印

↑
5.5
センチメートル
↓

← 9センチメートル →

(裏面)

男女共同参画社会づくり条例(抜粋)

(県民からの申出の処理)

第25条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。

2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。

3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。

4 申出処理委員は、第2項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。

男女共同参画社会づくり協定制度の概要

兵庫県では、事業者の事業活動における男女共同参画社会づくりに向けた自主的な取組を促進するため、県と事業者が協定を締結する制度を定めています。

「仕事と家庭、地域活動の両立に向けた職場環境づくり」「女性の活躍支援」「セクシュアル・ハラスメントの防止」など、男女共同参画社会づくりに向けた職場づくりに積極的に取り組む県内の事業所と県が協定を結び、県が協定締結事業所の取組内容をPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、それぞれの取組を支援するものです。

平成22年8月末日現在、675社2団体と県が協定を締結しています。

協定締結事業所一覧（675社2団体）

締結年月日	事業所名
14年度	【H15.1.29 締結】 15社 (株)アシックス、川崎重工業(株)、(株)神戸風月堂、(株)コベルコ科研、生活協同組合コープこうべ、第一コンピューターサービス(株)営業本部、(株)大丸松坂屋百貨店 大丸神戸店、(株)ノーリツ、(株)フェリシモ、(株)ポレ・ポレ、モロゾフ(株)、(株)夢工房、(株)ラジオ関西、(株)ロック・フィールド、(株)ワールド
15年度	【H15.7.5 締結】 7社 伊藤ハム(株)、(株)ウーマンライフ新聞社神戸支局、(株)神戸新聞社、日本放送協会神戸放送局、日本山村硝子(株)、兵庫トヨタ自動車(株)、宮内法律事務所
	【H15.11.26 締結】 8社 エム・シーシー食品(株)、千鳥屋宗家(株)、関西電力(株)神戸支店、日本生命保険相互会社(北大阪支社、神戸支社、明石支社、阪神支社、姫路支社)
16年度	【H16.7.3 締結】 14社1団体 (株)アクティブライフ、大阪ガス(株)(導管事業部兵庫導管部、リビング事業部兵庫リビング営業部、エネルギー事業部兵庫エネルギー営業部)、(株)関西スーパーマーケット、関西電力(株)姫路支店、資生堂販売(株)神戸支社、(株)電通西日本、ニッセイ同和損害保険(株)、阪神測建(株)、菱井商事(株)、兵庫県経営者協会、広畑印刷(株)、富士通テン(株)、P&Gジャパン(株)
	【H16.10.22 締結】 5社 ISRグループ、(株)エス・アイ、セコム損害保険(株)神戸支店、日本イーライリリー(株)、三菱電機(株)神戸製作所・電力システム製作所
	【H17.2.18 締結】 7社 共栄印刷(株)、(株)さくらケーシーエス、(有)サント・アン、白鶴酒造(株)、フジッコ(株)、(株)ポピンズコーポレーション、三ツ星ベルト(株)
17年度	【H17.7.2 締結】 5社 アクサ生命保険(株)神戸支社、オリバーソース(株)、(株)シービット、(株)ホテルプラザ神戸、(株)マニックス
	【H17.11.11 締結】 12社 石原薬品(株)、ウオクニ(株)、クリーンテックス・ジャパン(株)、(株)神戸デジタル・ラボ、(株)神戸ポートピアホテル、コカ・コーラウエスト(株)、(株)シャルレ、(株)そごう神戸店、田崎真珠(株)、兵庫ヤクルト販売(株)、松谷化学工業(株)、UCC 上島珈琲(株)
	【H18.2.23 締結】 8社 (株)協同病理、小泉製麻(株)、(株)神戸クルーザー、(株)神戸製鋼所、(株)東芝姫路工場、(株)日本旅行神戸支店、バンドー化学(株)、六甲バター(株)
18年度	【H18.7.3 締結】 8社 (株)大城工業所、(株)神島組、窪田工業(株)、(株)山陽百貨店、(株)ソネック、ニシカワ食品(株)、(株)プランナーズインターナショナル、古野電気(株)
	【H19.2.8 締結】 25社 (株)尼京建設、(株)大浦組、(株)大野建設、(株)オカモト・コンストラクション・システム、オリエンタル・テクノ(株)、(株)共友建設、麒麟麦酒(株)近畿圏統括本部神戸統括支社、(株)国木建設、京阪神建設(株)、(株)コマドメ建設、(株)サクシード三晶建設、(株)新神野建設、(株)新龍建設、建部工業(株)、特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷、長野運輸(株)、(株)羽衣組、(株)ヒメフジ、(株)兵庫建設、(株)福吉組、(株)富士土木興業、前田建設(株)、(株)マルイチ、丸正建設(株)、港建設(株)
19年度	【H19.7.11 締結】 20社 (株)アジェル、淡路土建(株)、(株)金田土木、(株)アース建設、(株)阿野建設、光洋建設(株)、(株)神鋼環境ソリューション、第一生命保険相互会社(神戸支社、明石支社、姫路支社)、大栄環境(株)、常田設備(株)、(株)ディスプレイワボシ、常盤興業(株)、(株)巴建設、(株)中田工務店、兵神機械工業(株)、(株)本城根組、(株)ミヤケ建設、(株)安井工務店
	【H19.10.25 締結】 12社 石井建材(株)、(株)カンキョウ、神プレ建設(株)、(株)大設、ダイニチ・コンストラクション(株)、徳山土木(株)、(株)中西組、平錦建設(株)、福井建設(株)、(株)藤本組、(株)宮本建設、(株)モノポリス森下組
	【H20.1.22 締結】 1団体 (社)兵庫県測量設計業協会
	【H20.1.29 締結】 10社 芦屋都市管理(株)、(株)酒井園芸、(株)神和商事、(株)永瀬、(社)西谷会、(株)光建設、双葉産業(株)、三菱重工業(株)高砂製作所、三菱電機(株)高周波光デバイス製作所、山村倉庫(株)
	【H20.3.25 締結】 13社 (有)アオイ、(株)岩山組、(株)大給組、(株)鍵田組、(株)榎谷建設、晃進建設(株)、(株)さくら緑化、(有)集楽園、大喜建設(株)、(株)ダイセン、(有)高砂カッター、タカヤマ土木道路(株)、(株)森長組

締結年月日	事業所名
【H20.7.7 締結】 18社	(株)アーステック、(株)アイム、(有)うりた重機興業、(株)海成工業、(株)光邦建設、(株)サンコム、神姫バス(株)、(株)神名工務店、セントラルマイクロメーション(株)、(有)但馬建設、(株)福島組、福田土木工業(株)、富士通周辺機(株)、(株)平成建設、(株)松本組、(株)マルヤマ建設、(株)夢舞台、吉野建設(株)
【H20.11.17 締結】 47社	(株)朝日測量設計事務所、朝日テック(株)、(株)淡路開発コンサルタント、(株)泉建設、泉建設(株)、(株)イデア、(株)岩本建設、(株)オーシスマップ、(株)金谷建設興業、(有)関工建設コンサルタント、(株)関西開発測量事務所、(株)神崎測量設計、(株)河南測量設計、(有)光建、(有)国際体育研修所、(株)コスモ、(株)コンサルタント関西、(株)新光測量設計、新日本設計(株)、(株)西播設計、全淡建設(株)、(株)ソクチ、園田コンサル(株)、(株)第一測量、(有)高島測量設計、(株)中央開発コンサルタント、(株)司工務店、(株)テクセル、(株)ニコス、(株)日進サーベアー、(有)二星測量、日本機動建設(株)、(株)はまつ組、(株)播磨設計コンサルタント、廣川建設(株)、(有)ヒロ測量、(株)福本測量設計事務所、(株)藤岡組、(株)ホクト、北斗測量設計(株)、(有)マッシュ、松本建設(株)、ミツヤ設計(株)、南あわじ調査設計(株)、明洋測量設計(株)、八幡建設測量(株)、(有)ヤマト測量
20年度 【H21.1.23 締結】 29社	(有)アイ・サブラ、(株)秋義建設、栄興電機工業(株)、(有)エルデ企画、(株)大林、(株)柏原測量、(株)加東測量、北垣建設(株)、(株)楠田建設、(株)国実コンサルタント、(有)倉本測量、(有)鍵友建設、(株)下村測量設計事務所、(株)昭和測量設計、(株)清流建設、高柴商事(株)、(有)田村土建、(有)トライテック、内藤建設(株)、西村建設工業(株)、(株)阪神開発、(有)水上測量、(株)平野住建、(株)ふじ、(株)ホソノテック、(株)宮本技建、(株)メイセイコンサルタント、(株)山本設計、(株)吉岡建設
【H21.3.26 締結】 54社	(株)アメニティー・カンパニー、伊藤建設(株)、(株)ウエダ建設、内海建設(株)、(有)オオタニ、(株)大山土建、(株)かすが、桂建設(株)、(株)鎌田組、(株)関西エンジニアリング、関西技術工業(株)、(株)関西コンサルタント、(有)岸本工業、木下建設(株)、近畿測量(株)、邦設備工業(株)、(株)鶏北測量設計、幸進建設(株)、広洋測量設計(株)、(株)小林工務店、(株)コーワ測量設計、(株)坂本建設、崎塩興業(株)、三協建設(株)、(株)関西テック、(株)伸栄、(株)新土木開発コンサルタント、進路工業(株)、西部造園土木(株)、袖長建設(有)、大日建設(株)、竹田テント装備(株)、(株)武仲、(株)田村組、中央測量設計(株)、(株)テイ建設、(株)東洋建設工業、(株)バスコ神戸支店、(株)ハマサカ建設コンサルタント、(株)平野組、藤原建設(株)、鳳鳴建設(株)、堀建設(株)、松田土木工業(株)、三宅建設(株)、(株)宮本商店、(株)森津工務店、(株)ヤス測量設計、山本工業、(有)有建、(株)ユウテック、(有)ユウビ建設、(有)吉田建設、(株)緑栄
【H21.5.27 締結】 1社	(株)ローソン
21年度 【H21.7.28 締結】 72社	(株)アーク設計、(株)ISエンジニアリング、(有)合橋測量、(株)秋田組、(株)朝日コンサル、(有)アスピー開発、(株)アーバンクリエイイト、(株)イズペーカリー、板家建設(株)、(株)上野組、(株)宇鷹建設、(株)内山測量設計、栄和測量設計(株)、(株)エルクコンサルタント、(有)岡田測量設計、(株)カイヤマグチ、(株)カネヘイ、(株)和技研、協同建設(株)、日下部建設(株)、黒田測量設計(株)、グローリー建設(株)、(株)建設コンサルタント大誠、孔明建設(株)、幸陽測量設計(株)、(株)コフジ建設、(株)小堀組、(株)古来造園土木、(株)斎藤鐵工所、三永建設興業(株)、(有)三協技建、(株)サン コンサルタント、三和建設(株)、(株)ジオテクノ関西、伸栄開発(株)、清和建設(株)、宗和建設(株)、(有)ダイキ開発、大喜建設(株)、(株)太陽測量、(有)大量建設、大和リース(株)神戸支店、(株)高山組、(株)タツミ測量設計事務所、(有)典座、東英建設(株)、(株)永川組建設、(株)西田土木、(株)西塚測量設計事務所、原田建設(株)、(株)ハリマテック、播磨土建工業(株)、(株)ハンワ、(株)福原組、福松建設(株)、(有)平成開発設計、(株)前川技研、(株)マサル建設、(有)松岡調査測量、松本工業(株)、(株)丸尾計画事務所、(有)水野屋運輸建設、宮下設備工業(株)、(株)宮本組、(株)宮本工務設計事務所、(株)宮本土建、(株)基泰組、(株)八嶋組、安井測量設計(株)、山崎仲川建工(株)、(株)山本測量事務所、若鈴コンサルタンツ(株)兵庫営業所
【H21.10.30 締結】 55社	(有)アキシノ、(株)アース、(有)足立設計、家島建設(株)、(株)池内工務店、(株)石本建設、(株)E・B・S、(株)岩本組、(株)エイダブリューエンジニアリング、大廣建設(株)、(株)オフィスマーメイド、カワイハウジング(株)、川西土木(株)、北淡路産業(株)、広栄産業(株)、(有)坂本建材土木、(株)サン測量設計、(株)ジェットクリエイイト、(株)新岡本組、第一建設(株)、(株)大興エンジニアリング、(株)大幸建設、大翔興業(有)、(有)大伸土木興業、(有)大日本工業、大悠建設(株)、高松興業(株)、(株)龍巳、田中建設、(有)中央測地開発、(株)ツダ、(株)ツタヤ電機、(株)寺尾組、中一建設(株)、(株)中勝建設、(株)日建技術コンサルタント 神戸事務所、(株)新田組、日本緑化防災(株)、則政建設(株)、はりま建設協同組合、(有)東谷口組、兵庫新光土木(株)、広吉組工業(株)、フジモト測量事務所、(株)松田組、松福建設(株)、松本建設(株)、松本電工(株)、道岡建設(株)、(株)森崎組、山田工業(株)、(株)山中建設、(有)豊土建工業、(株)ユーテック、(株)リオプラン
【H22.1.21 締結】 75社	(有)アクシス測量設計、淡路測量設計(株)、安西工業(株)、池田建設(株)、池田興産(株)、(株)いずみ建設、(株)井上商事、(株)井上測量設計事務所、伊保川土木、井本建設(株)、植田組(株)、内田総合設備(株)、(株)上見組、栄和興業(株)、遠藤好城事務所、太田土建(株)、岡上建設(株)、オカモト電気(株)、(株)荻野工務店、甲斐建設(株)、垣内建設(株)、(株)金山組、(株)金海興業、環境測量設計、(株)北野組、(株)吉美、グリーン興業(株)、工成建設(株)、(株)幸陽商会、(株)小西工務店、澤西建設(株)、(株)三共建設、

締結年月日	事業所名
21 年度	<p>【H22.1.21 締結】 サンスイコンサルタント(株)姫路支店、三和興産(株)、(有)ジーエスプラン、信栄測量設計、 (株)シンメイ建設技研、シンロテック(株)、(有)人和、(株)スリーエスコンサルタンツ、世紀開発(株)、(株)台地企画、 (株)大東園、(有)大福、(株)太豊建設、(有)辰巳、(株)地測、(有)土田土建工業、(株)テクノ・ハリマ、(株)テナム、 (株)土居建設、(株)東和技術管理、戸田建設(株)神戸総合営業所、(株)長尾工業、日芳建設(株)、 (株)ニッソク、橋本測量設計事務所、(株)兵庫エンジニアリング、(株)兵庫コンサルタント、(株)福田組、 藤田測量事務所、藤本設備(株)、(株)邦和建設、(株)堀川忠義商店、前田建設(株)、松尾建設(株)、 (株)マツモトエンジニアリング、松山建設(株)、海月建設(株)、都コンサルタント(株)兵庫営業所、(株)村岡組、 山下建設、(株)ゆづるば建設、(有)リファイト、臨海建設工業(株)</p>
	<p>【H22.3.9 締結】 76社 (有)愛晃興産、(株)アイコン、(有)あしもく、(有)明日香、(株)足立組、(有)荒田造園、石塚建設工業(株)、(株)一高、 猪名川技建工業(株)、(有)エム、オカダ電工、岡本工業(株)、(株)越智工務店、(株)小原土木工業、 開田建設(株)、加藤コンサルタント(株)、(株)金山組、(有)亀井組、川西技建工業(有)、関西緑地建設(株)、 (株)木島組、(株)キシモト、共栄建設(株)、(株)近畿興産、(株)グリーン興産、(有)グリーンテック、(有)弘成建設、 (株)交邦、弘和建設(株)、(有)郡工務店、(有)小林商店、(株)佐公間建設工業、(株)昌建、松陽建設(株)、 (株)新憲産業、(株)申明建設、杉本建設(株)、誠宏建設(株)、(株)総合グリーン、太栄建設(株)、(有)ダイコー、 大宝建設(株)、(有)高岸工業、(株)田口建設、(株)武貞興業、(株)但馬緑化土木、寺田建設、 飛鳥建設(株)神戸営業所、(有)豊富建設、(有)中建、中兵庫建設(株)、(株)西村風晃園、日光建設工業(株)、 日本興発(株)、(有)鼻登電気ポーリング、播磨地質開発(株)、春名建設(株)、阪神工測(株)、(株)平田園芸、福 泉興業(株)、福田産業(有)、(株)フジケン、(株)フジタ 神戸営業所、(株)藤本組、(株)藤保工務店、 船越工務店(株)、船曳土木興業(株)、(株)古川組、平和建設(株)、(有)宮本工務店、(有)モトセ、山口組、 吉見建設(株)、(有)ライフアート、六神建設(有)、(株)六甲測建</p>
22 年度	<p>【H22.4.15締結】 1社 (株)セブン-イレブン・ジャパン</p>
	<p>【H22.6.22締結】 78社 (株)アド、(株)イシイ、石井造園緑化(株)、イトデン(株)、(株)今里三合園、(株)イマナカ、イワサキ工業(株)、 (株)ウエスコ 兵庫支社、上原建材工業(株)、(株)うがい商店、(株)ウノ、エイ・エム・テック、(株)圓奈、 大川工業(株)、(株)岡井組、(株)岡崎建設、(株)小川電設、折田建設(株)、垣本建設工業(株)、(有)勝貴建設、 亀山造園土木(株)、(株)河合建設、(株)関工エンジニア、(株)北村工務店、(株)久華園、(株)協栄建設、 京庭園カクリン(有)、(有)クレール、(株)黒田建設、(株)後藤工務店、(有)小山建設、(株)斉藤工務店、 (株)佐貫測量、三洋開発(株)、(株)三和産業、(株)昭和組、(有)鈴木建設、(株)聖和建設、善和建設(株)、 第一興産、大伸開発(株)、(株)タクト測量、田中造園、(有)テクノスリー、(株)内藤組、(有)中井建設、(株)長尾、 (株)中谷建設、長野建設(株)、(株)中兵庫土木、(株)西田組、(株)西原土木、(株)長谷川土木、羽谷建設(株)、 ヒカリ電業(株)、兵庫造園土木(株)、(株)福岡建設、(株)フクスイ、(株)扶桑興業、(株)平成技術コンサルタント、 平成設備工業(株)、前川建設(株)、前川建設(株)、前田建設工業(株) 神戸営業所、政八翔建(株)、 松岡土木(株)、松下工業(有)、(有)松島建築、丸山造園土木(株)、(有)みたけ造園土木、ミナト建設工業(株)、 三原開発(株)、(株)ミヤ測量設計、向内造園(株)、モトテック(有)、(株)山口商会、(株)山本建設、緑地建設(株)</p>

男女共同参画推進員制度の概要

地域や企業、労働組合で男女共同参画に取り組むキーパーソンとして、男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置しています(根拠:男女共同参画社会づくり条例第24条)。

1 推進員の活動内容

- ・男女共同参画に関する情報収集・提供を行うこと
- ・ひょうご男女共同参画プラン21の普及啓発を図ること
- ・男女共同参画に関する行政施策の推進に協力すること
- ・男女共同参画に関する各種相談等に対して専門機関等を紹介すること
- ・その他男女共同参画社会づくりに向けた活動に関すること

2 推進員設置数(平成22年9月1日現在)

(1) 推進員(地域)

単位:人

	第1期 (H14~H15)	第2期 (H16~H17)	第3期 (H18~H19)	第4期 (H20~H21)	第5期 (H22~H23)
男性	39	36	51	48	62
女性	144	156	196	154	153
合計	183	192	247	202	215

(2) 推進員(企業・労働組合)

単位:人

	第1期 (H14~H15)	第2期 (H16~H17)	第3期 (H18~H19)	第4期 (H20~H21)	第5期 (H22~H23)
企業	72	72	176	513	684
労働組合	67	66	67	64	61
合計	139	138	243	577	745

男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画に関する人権侵害についての申出や、県が実施する施策等についての改善の提案に対して、3人の申出処理委員が調査などを行い、必要に応じて助言や勧告などを行います(根拠:男女共同参画社会づくり条例第25条)。

1 調査の対象となる申出

(1) 人権侵害に係る申出

- ・私人間の男女共同参画に関する人権侵害事案で、直接具体的な被害や不利益などを被り、相手方に改善等を求めるもの

(例) 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別による差別的取扱 など

(2) 県の施策についての提案

- ・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への提案
- ・県が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への提案

2 申出の処理方法

- ・申出処理委員が、申出内容について関係者から説明を受けるなど、必要な調査を行います。
- ・必要があると認めるときは、県の施策については、助言、指導、勧告を、私人間の人権侵害事案については、助言、是正の要望等を行います。
- ・配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの私人間の人権侵害事案については必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター(県立女性家庭センター)等の関係機関に引き継ぐこともあります。

3 申出方法

原則、書面で受け付けています。郵送またはファクスにより申出処理委員事務局に送付してください。匿名での申出や電話での申出は受け付けていません。

【問い合わせ先】兵庫県企画県民部県民文化局男女家庭室内 申出処理委員事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL/FAX 078-360-9001(申出処理委員事務局専用)

4 申出処理状況一覧(平成14年10月1日~平成22年8月末)

申出処理内訳		件数	備 考			
調査対象事案	人権侵害	17	平成14年度 3件	平成18年度 3件	平成15年度 5件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 1件	平成17年度 2件	
	県の施策	2	平成14年度 1件	平成20年度 1件		
	小 計	19	平成14年度 4件	平成18年度 3件	平成15年度 5件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 2件	平成17年度 2件	
調査対象外事案		9	平成14年度 3件	平成18年度 1件	平成15年度 1件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 1件	平成17年度 0件	
合 計		28	平成14年度 7件	平成18年度 4件	平成15年度 6件	平成19年度 0件
			平成16年度 6件	平成20年度 3件	平成17年度 2件	

男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - 」(以下「男女共同参画プラン」という。)の着実な推進を図るため、男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランに係る行政施策の推進及び進行管理に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の実現のために実施すべき施策の協議に関する事。
- (3) その他男女共同参画施策に関する事。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部を総括し、これを代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、知事を、副本部長は、企画県民部県民文化局に係る事務を担当する副知事を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部は、本部の事務の円滑な実施を図るため、本部会議を開く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部の運営を円滑に行うため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。
- 3 事務局長は、局務を掌理する。
- 4 事務局長は、企画県民部県民文化局長を、事務局員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 事務局長は、必要に応じ、ワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画県民部県民文化局男女家庭室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表1)

男女共同参画推進本部構成員

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事(企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者)
本部員	副知事(企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者を除く) 防災監 理事(男女家庭・少子対策・消費者行政担当) 理事(へき地医療支援担当) 理事(技術担当) 会計管理者 総合政策室長 企画県民部長 健康福祉部長 産業労働部長 農政環境部長 環境担当部長 県土整備部長 まちづくり担当部長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 人事委員長 警察本部長 神戸県民局長 阪神南県民局長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民局長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長 東京事務所長

(別表2)

男女共同参画推進本部事務局構成員

区 分	職 名
事務局長	企画県民部県民文化局長
事務局員	企画県民部県民文化局男女家庭室長 企画県民部企画財政局総務課長 企画県民部管理局人事課長 企画県民部管理局職員課長 健康福祉部社会福祉局総務課長 産業労働部政策労働局総務課長 農政環境部農政企画局総務課長 県土整備部県土企画局総務課長 出納局会計課長 企業庁管理局総務課長 病院局企画課長 教育委員会事務局総務課長 人事委員会事務局総務課長 警察本部警務部警務課長 神戸県民局県民室長 阪神南県民局県民室長 阪神北県民局県民室長 東播磨県民局県民室長 北播磨県民局県民室長 中播磨県民局県民室長 西播磨県民局県民室長 但馬県民局県民室長 丹波県民局県民室長 淡路県民局県民室長

女性問題に関する相談機関一覧

【県関係機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
兵庫県立男女共同参画センター	078 - 360 - 8551	月～土	9:30～16:30
兵庫県立女性家庭センター	078 - 732 - 7700	毎日	9:00～21:00

【兵庫県警関係機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
性犯罪被害110番 「レディースサポートライン」	078 - 351 - 0110	月～金	9:00～17:00 FAX・留守番電話は24時間対応
ストーカー・DV相談電話	078 - 371 - 7830	毎日	24時間

【県内市町機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
神戸市男女共同参画センター	078 - 361 - 8361	火～土	10:00～15:00 (12:00～13:00 除く)
神戸市配偶者暴力相談支援センター	078 - 382 - 0037	火～日	9:00～17:00
姫路市男女共同参画推進センター	079 - 287 - 0801	火	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)
		水金	10:00～18:00 (12:00～13:00 除く)
尼崎市立女性・勤労婦人センター	06 - 6436 - 8636	月水金	10:00～20:00 (12:00～13:00、16:00～18:00 除く)
あかし男女共同参画センター	078 - 918 - 5614	火土	9:00～11:30、13:00～16:00
		水木金	9:00～11:30
西宮市男女共同参画センター	0798 - 64 - 9499	月木	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)
芦屋市男女共同参画センター	0797 - 38 - 2022 (相談予約電話)	第1土 第1、3水 第2～5金	13:00～16:00 (面接相談のみ。要予約)
伊丹市立女性・児童センター	072 - 744 - 0141	第4日 第1、2、3、5木	13:00～17:00
加古川市こども課	079 - 427 - 9768 (女性問題相談)	月火	9:00～17:00
	079 - 427 - 9293 (女性相談)	月～金	9:00～17:00
赤穂市女性交流センター	0791 - 43 - 7800 (女性相談)	火～金	13:00～16:00
西脇市児童福祉課	0795 - 22 - 3111 (DV被害者相談)	月～金	8:30～17:00
宝塚市立男女共同参画センター	0797 - 86 - 3488	月火木金	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)
三木市男女共同参画センター	0794 - 89 - 2354	火	10:00～12:00
		木	13:00～16:00
高砂市男女共同参画センター	079 - 443 - 9134	月～金	9:30～16:00 (12:00～13:00 除く)
川西市男女共同参画センター	072 - 759 - 1857	月金	10:00～12:00
		火水木	12:00～15:00
小野市男女共同参画センター	0794 - 63 - 8250	木	9:30～16:00
三田市まちづくり協働センター	079 - 563 - 8000	火	10:30～12:30
		木	13:30～17:30
		第2・4土	10:30～17:30
篠山市男女共同参画センター	079 - 552 - 6926	月・水・金	9:00～17:00
養父市男女共同参画センター	079 - 662 - 7765	火水金	10:00～17:00

男女共同参画の推進に関する年表

年	国際連合	日本	兵庫県
1945年(S20)	・国際連合誕生(10月)	・婦人参政権確立	
1975年(S50)	・「国連国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ)	・内閣総理大臣を本部長とする 「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室業務 開始	
1977年(S52)		・「国内行動計画」策定	・婦人対策室設置
1978年(S53)			・兵庫県婦人行動計画綱領制定
1979年(S54)	・「女子に対するあらゆる形態 の差別撤廃に関する条約」 (女子差別撤廃条約)を採択		・婦人家庭室に名称変更
1980年(S55)	・「国連婦人の十年」中間年 世界会議開催(コペンハーゲン)		
1981年(S56)		・「国内行動計画後期重点目標」 策定	・婦人室に名称変更
1984年(S59)			・婦人・生活課設置
1985年(S60)	*「国連婦人の十年」最終年 世界会議開催(ナイロビ)	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 (昭和61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」 策定
1987年(S62)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	
1990年(H2)			・「新ひょうごの女性しあわせプラン」 策定
1991年(H3)		・「育児休業法」公布 (平成4年施行)	・婦人・生活課を女性・生活課に 名称変更し、女性政策室を設置
1992年(H4)			・県立女性センター開設
1994年(H6)	・国際家族年	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995年(H7)	・第4回世界女性会議の開催 (北京)	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
1996年(H8)		・男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」 策定	・「新ひょうごの女性しあわせプラン 後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室 に改組
1997年(H9)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	
1999年(H11)		・「男女共同参画社会基本法」 公布、施行	
2000年(H12)	・国連特別総会「女性2000年 会議」開催(ニューヨーク)	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・男女共生推進室を男女共同参画 推進室に名称変更
2001年(H13)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 (DV防止法)施行	・「兵庫県男女共同参画計画 -ひょうご男女共同参画プラン21-」 策定
2002年(H14)			・「男女共同参画社会づくり条例」 制定、施行 ・県立女性センターを県立男女共同 参画センターに名称変更 ・男女共同参画推進室を課長(男女 共同参画・ボランティア担当)に改組

年	国際連合	日本	兵庫県
2003年(H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・課長(男女共同参画・ボランティア担当)を男女共同参画課に名称変更 ・「男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定
2004年(H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化社会対策大綱」策定 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正DV防止法」施行 ・「改正児童福祉法」施行 ・「子ども・子育て応援プラン」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更
2005年(H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	
2006年(H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回女性差別撤廃委員会開催(ニューヨーク) ・第50回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご子ども未来プラン」策定 ・「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画」策定 ・「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画-新ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定 ・県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 ・「仕事との生活の調和と子育て支援に関する三者合意」締結
2007年(H19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008年(H20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法」施行 ・「女性の参画加速プログラム」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組
2009年(H21)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・ひょうご仕事と生活センター開設 ・男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更
2010年(H22)			<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご子ども未来プラン」策定

平成22年度 ひょうご男女共同参画白書

平成22年9月発行

兵庫県企画県民部県民文化局男女家庭室

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 (内線 2801、2802)

FAX : 078-362-3957

E-mail : danjokatei@pref.hyogo.lg.jp